

ふれ愛プラン'2010
私たちでつくるやさしいまち

神栖市社協第3次地域福祉活動計画
[神栖市社協機能強化計画]

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会
平成22年3月

ごあいさつ



このたび、神栖市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画を策定いたしました。平成22年度以降5カ年の活動方針を定めた本計画は、本会がこれまで策定してきた第1次地域福祉活動計画（平成7年3月）、第2次社協行動計画（平成12年3月）、第2次地域福祉活動計画（平成17年3月）に次ぐ4番目の計画として策定するもので、特に前回計画が掲げた「より一層の支援の充実が望まれる分野に光を当てた活動」を継続し、さらなる充実強化を図ることを大きな柱としています。

計画の策定にあたっては、今回も公募を含む17名により「第3次地域福祉活動計画策定委員会」が設置され、それぞれの分野から貴重なご意見をいただくことができました。委員の多くは、実際に神栖市をフィールドとして活動する保健・福祉分野の専門職やボランティアの方々に構成され、協議の中では、それぞれが実践者の立場から、現在の神栖市における地域福祉の実情をふまえ、社会福祉協議会のあり方や今後の方向性など、熱心な検討を重ねてまいりました。

協議の中で出た結論は、「社会福祉協議会は、福祉の総合相談窓口であり、市民とのつながり、市民と他の福祉・保健・医療の専門機関とのつながり、専門機関同士のつながりの基点とならなければならないこと」、「つながりづくりを進める専門組織になるため、より一層の専門性が求められていること」の二点でした。これは、社会福祉協議会の構成員である「地域住民」に対してというよりも、社会福祉協議会の事務局機能の強化、及び事務局職員の専門性の向上を求めるものに他ありません。

そこで本計画では、社会福祉協議会事務局（職員）の強化を5カ年計画の基盤とし、「神栖市における地域福祉推進のために求められる事務局機能」、あるいは「機能強化した事務局（職員）が展開する地域福祉のあり方」をしっかりと打ち出すことで、行政を初めとする他の専門機関や団体、地域住民、ボランティア等との位置づけを明確にし、かつ、これからの「つながりづくり」に向けたパートナーシップを堅密にしていこうと考えました。

この第3次地域福祉活動計画によって、本会の変わらぬ目標である『私たちでつくるやさしいまち』実現のため、住民一人ひとりがそれぞれの立場で考え、協働されることを期待しますと共に、今後の計画の推進につきましても格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、大変ご多忙の中、委員会のアドバイザースタッフとしてご協力いただきました立教大学森本佳樹教授をはじめ、策定委員並びに本計画策定にご協力をいただきました全ての皆様に衷心より感謝申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

平成22年3月

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

はじめに

第3次地域福祉活動計画策定作業は、神栖市における「社協とは何か」を、それぞれの分野で市民の生活課題と向き合っている専門職・ボランティア活動家・行政職員による実務レベルのメンバーで改めて確認することのできる機会となりました。

社会福祉協議会は、全ての住民の幸せを最終目標に、特に社会資源の不足している領域や、少数派故に制度のハザマに置かれ困っている人々への支援活動に軸足を置き「不足する社会資源創設の起点づくりを進めることで地域福祉の向上に貢献していく」という、他の団体にはない役割の発揮を使命としています。

しかし、社会福祉協議会(の事務局)だけで全ての福祉課題が直接解決されるわけではありません。これは他の機関においても同様で、それぞれの機関が個別に努力しても、解決できる範囲は限定され、特に私たちがめざす「制度のハザマで困っている人々への支援」においては、各機関が得意分野を活かしながら連携・協力し合わない限り、解決への道は前進しないということも、この計画策定作業の中で各委員が感じたことでした。

この課題を解決するには、各機関や団体が得意分野を活かしながら連携・協力して地域福祉に関われるシステムを構築する事が必要です。そして、多様な活動主体が集い、福祉課題の解決に向け協議する場こそ「社会福祉(の)協議会」であると委員会では結論付け、その思いは本計画のサブタイトルでもある「つながりづくりを進める専門組織をめざして」に集約されました。

具体的な計画の内容は、これまでの「年度別実施事業の明記」から、それぞれの分野における「取り組みの考え方・方向性の明記」というスタイルに変更し、社会情勢に合わせて柔軟性を持って活動を工夫できるものとししました。なぜなら社会福祉協議会は、他の様々な機関や地域住民と常に手をつないで物事にあたるわけですから、相手の状況や、市の現状などに合わせ、事業展開の規模や方向を瞬時に判断し、自由に変えられる組織体でいることが重要で、それは私たちの活動のしやすさにもつながるからです。

またこの計画は、毎年度ごとに「社協は何をしたのか」「どんなつながりをつくったのか」が問われる計画であり、この計画実現のためには、社会福祉協議会(の職員)が、柔軟な発想力と企画実施能力を備えた福祉の専門職集団になっていかないとはいけません。この計画書が「社協職員の福祉専門職としての資質向上」にこだわっているのもそのためです。

もちろん、社協の質だけ上げれば何でも解決するわけではありません。私たちも、社協を中心にみんなとつながりながら全ての住民の幸せに向け、それぞれの得意な領域で地域福祉に携わり続けます。

この計画書をお読みになった皆さんも、これからの神栖市社協の活動にご注目いただくとともに、「自分(達)にも何かできるのではないか」「私(達)もいろいろな人とつながりたい」など、地域福祉の推進に思いを寄せていただければ幸いです。そして、この計画書を起点に、神栖市民全体で『わたしたちでつくるやさしいまち』の実現をめざしていけますよう、ご理解とご協力をお願い致します。

平成22年3月

第3次地域福祉活動計画策定委員会
委員長 阿部年英

目 次

第1章 総 論

1 .社会福祉協議会の本来像	4
社会福祉協議会の法的位置づけと求められる役割	4
2 .第2次地域福祉活動計画の達成度合いの検証	6
第2次地域福祉活動計画で示した活動方針	6
第2次地域福祉活動計画「これからの社協機能と組織」に関する評価	7
5年間の具体的取り組みの評価	9
3 .第3次地域福祉活動計画策定の背景とねらい	15
神栖市福祉関係計画での社協活動の位置づけ	15
神栖市に必要な社協組織と活動	20
これからの地域福祉を起動させるカギ	23
神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢	26
4 .第3次地域福祉活動計画の構成	27
5 .今後の推進体制	28

第2章 各 論

1 .基本構想	29
2 .基本計画	29
基本項目()総合相談機能の発揮	30
基本項目()必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり	33
基本項目()市民活動・当事者活動の応援	35
基本項目()専門職集団としての事務局強化	37

第3章 実施計画

1 .実施計画の明記にあたって	39
2 .実施計画	40
基本項目()総合相談機能の発揮	40
基本項目()必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり	42
基本項目()市民活動・当事者活動の応援	43
基本項目()専門職集団としての事務局強化	46

参考資料(参考資料目次)	49
--------------------	----

第1章 総論

1. 社会福祉協議会の本来像

社会福祉協議会の法的位置づけと求められる役割

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法 109 条に規定され、各市区町村に一つずつ設置を認められた公共性・公益性の高い地域福祉推進の中核的組織と位置づけされている。

住民組織を含めた公私の社会福祉に関する活動を行う関係者により構成され、住民生活の課題に即した「地域福祉」の推進を使命としている。

住民の生活のしにくさを軽減・解消し、誰もが住み慣れた地域での安心した暮らしを叶えられるよう、あらゆる資源を開発・動員し、様々な機関・団体の連携・協働を促進してゆく要としての役割を託されている。

上記の性格を有するが故に

特定の福祉問題の解決だけを目的としない。

既存サービスでは対応できない福祉的課題に先駆的に取り組む。

新たな社会福祉サービスの創設や、改善のための社会的運動を行う。

民間あるいは行政の各種団体の協働活動を進め、社会資源のネットワーク化を図る。

特定の分野だけでなく、広く住民のボランティア活動を推進していく。

子どもから大人までの幅広い住民各層に、福祉学習や教育活動を行う。

住民を含め、地域福祉を支える（従事する）人づくりを進める。

住民の地域活動、ボランティア活動を応援する財源づくりとして募金活動の推進や、助成団体・組織との仲介的役割を果たす。

福祉サービス利用者保護のための情報提供・権利擁護・苦情解決等の役割を果たす。

・・・といった他の機関や団体にはみられない社協特有の活動を展開していくこと、つまり「中立性と専門性を持って開拓的・先駆的な取り組みによって制度の谷間を埋め、地域福祉の向上に貢献する」ことを理由に、会員会費制が導入され行政からの補助・助成を受けられるという組織上の特徴を有している。

社協は地域福祉の推進役としての役割を自覚し、多様な担い手との協働によって、社会に必要な「人と人とのつながりや信頼関係」に基づく『ソーシャル・キャピタルの豊かな地域社会づくり』に貢献していかなければならない。

2 . 第 2 次地域福祉活動計画の達成度合いの検証

第 2 次計画で掲げた活動方針

本会における第 2 次地域福祉活動計画(平成 17 年度～平成 21 年度)では、住民会員会費と寄付金をもとに公費からの補助金・助成金を財源に活動している中立・公正な民間の福祉団体として、「制度のハザマで困っている人々への支援と、その支援のしくみづくりを推進することで、本市におけるノーマライゼーション社会を目指すこと」を活動方針として掲げた。その中で、特に重点事項として位置づけたものが以下の 3 点である。

- ・ 神栖市社協存在意義の明確化
- ・ より一層の「支援の充実が望まれる分野」への積極的な関わりの必要性
- ・ 中立・公正な団体としての機能発揮

この重点事項を踏まえ、目指すべき「これからの社協機能と組織」のあり方を下記の 4 項目にまとめ、本会の重要機能として 5 力年の取り組みを進めた。

- (1) 専門機能型社協への移行〔各種地域生活支援センター機能の発揮〕
- (2) 専門機能型社協への移行〔法人後見団体機能の確保〕
- (3) 福祉人材の開発・派遣型社協としての機能
- (4) コミュニティのあり方の整理によるネットワーク型社協としての機能



ふれ愛プラン 05 「私たちでつくるやさしいまち」

神栖市社協第 2 次地域福祉活動計画

本会ホームページ(<http://www.kamisushakyo.com>)で閲覧可能

第2次計画「これからの社協機能と組織」に関する評価

- (1) 専門機能型社協への移行〔各種地域生活支援センター機能の発揮〕
- ・社協が中立性を確保した公正な相談窓口として、住民や他のサービス事業所から信頼を得るため、民間事業所の参入等により供給体制が充実した契約型直接サービスについては、事業規模の縮小を図った。訪問入浴事業所及び福祉用具貸与事業所は平成18年度で終了し、緊急支援事業への切り替えを行い、ホームヘルプ事業については、対応件数で平成17年度実績の半減を果たした。
 - ・3年間の指定管理者として実施している高齢者通所介護事業所、障害者デイサービスについては、必要最低限の管理運営費で毎年次市との協議に基づき、協定額を算出するスタイルとしたことで非営利団体としての立場を堅持した。
 - ・法人の中立性をより高めるため、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉作業所を在宅福祉サービスセンターとしてまとめ組織内分離を果たした。
 - ・「支援の充実が望まれる分野への優先的関わり」を法人の進むべき方向として明確化したことで、精神障害、発達障害、権利擁護分野の取り組みが一層強化された。
 - ・地域ケアシステム、障害者相談支援事業所、精神障害者支援、発達障害児支援、生活相談、権利擁護に関する相談支援といった専門分野及び領域に関する総合相談窓口機能とケアマネジメントによる援助機能を強化することができた。
- (2) 専門機能型社協への移行〔法人後見団体機能の確保〕
- ・日常生活自立支援事業の鹿行地域内基幹社協という役割を通じて、日常生活自立支援事業活用の有効性、成年後見制度活用の重要性と援助の流れ、社協の事業展開上のスタンスを各市の支援者や専門機関に伝えることができた。
 - ・本会による法人後見団体機能の確保については、対象者の発生率、既存の第三者後見候補者数、利益相反問題、必要財源、他の方法等の検証により、法人後見機能の発揮に優先して第三者後見候補者の広域ネットワークにより進めていく有効性を確認した。

- ・事務局内に3名の第三者成年後見候補者を確保し、県内他市町村の個人後見受任活動のルール化を図りケースの対応している。これにより他市町村の社会福祉士が、本会活動範囲の対象者の後見人を引き受けてくれ、連携の基盤づくりが進んだ。

(3) 福祉人材の開発・派遣型社協としての機能

- ・専門分化の進む公的施策（専門的業務）を行政の求めに応じて展開し、専門職故のプラスを成果として出していける人材（有資格者）の育成・確保が進んだ。平成21年度末には社会福祉士9名・精神保健福祉士6名を確保し、各職員に「コミュニティソーシャルワークを生業とする福祉団体としての役割の発揮により社会に貢献していく」という意識を一層強化することができた。
- ・相談対応の正確さ・高度化が求められる新たなマネジメント事業が公的制度化される中、事業の質的維持を果たせる有資格者を増員したことから、「福祉専門職配置」という行政の求めに応じられるようになった。
- ・地域包括支援センター（市直営）へ主任ケアマネジャー1名、市社会福祉課へ精神保健福祉士1名を、それぞれ業務委託というスタイルで派遣し、更にファミリーサポートセンター及び障害者相談支援事業所業務を受託、これらの取り組みにより総合相談窓口としての基礎固めができた。
- ・事務局内の地域福祉推進セクション及び、行政への派遣を担当する職員は社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家資格を有する職員で展開していく流れができた。

(4) コミュニティのあり方の整理によるネットワーク型社協としての機能

- ・精神障害者、精神障害者家族、高次脳機能障害者家族、発達障害児家族、発達障害児支援者、子育て支援者、高齢者サロン等、各種の課題別・目的別グループの組織化を進め、同じ不安や悩みを抱える当事者同士の交流の場を確保できた。
- ・災害対応マニュアルを完成し、対応ボランティアの発掘・育成・登録・組織化が図られた。

5 カ年の具体的取り組みの評価

前述の4つの「重要機能の発揮」による具体的活動は、精神障害者の社会参加支援や発達障害児の早期療育支援活動、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用支援、更には同じ不安や悩みを抱える者同士のセルフヘルプグループの設立・活動支援などである。

全て「今、そこにある生活のしにくさに対応する取り組み」として展開してきた。

・精神障害者への支援活動

市内に精神科医療機関が極めて少なく、「精神障害」という生活のしにくさを抱える人々への社会的理解が薄く、彼らの社会参加をサポートする直接的な支援サービスがほとんどなかった本市の実状を少しずつでも改善していく必要があった。

最初に取り組んだ精神障害者のセルフヘルプグループの設立は、その後の地域別グループの設立、デイケアサービス、外出困難者への訪問活動、家族会活動、専門サポート相談、行政窓口には精神保健福祉士の専属配置といった取り組みを急速に進める起点となった。

精神障害者の社会参加を支援するネットワークづくりでは、保健・福祉・医療の各専門職や民生委員・自治会区長をはじめとする地域住民とのケアカンファレンスを対象者の状況変化毎に開催し、関係機関や住民とのチーム支援の基礎づくりを行った。

支援機関同士が本来的な役割と特徴・限界を理解し合い、重なり合う機能については協働しながら柔軟に対応していこうとするムードが徐々に醸成されてきた。

これらは精神障害者の支援にかかわる関係機関や団体が、彼らの地域生活移行支援を積極的に展開していこうとするムードの高まりから生まれた成果であった。

セルフヘルプグループやデイケア等に参加していたメンバーの中には、人との関わりに慣れ友だちができたことで自信を持ち、生活リズムを取り戻し、いきいきと日常生活を送っている者、就職した者も出てきた。市内の200人を超える精神保健福祉手帳取得者の地域生活支援には、有形の社会資源に優先して、近くにいる人々の「理解と応

援のまなざし」が何よりも彼らの社会参加を後押ししていくのだということを確認することができた。

表1 鹿行地域内の精神科病院

指定病院（措置入院受入病院）	なし
非指定病院（精神科入院病棟あり）	潮来市1カ所，鹿嶋市1カ所
精神科・心療内科を標榜する外来病院（精神科入院病棟なし）	神栖市1カ所
精神科・心療内科を標榜する診療所	鹿嶋市1カ所，神栖市2カ所

茨城県ホームページより

表2 千葉県 銚子市・旭市・香取市内の精神科病院

指定病院（措置入院受入病院）	旭市3カ所，香取市1カ所
非指定病院（精神科入院病棟あり）	なし
精神科・心療内科を標榜する外来病院（精神科入院病棟なし）	なし
精神科・心療内科を標榜する診療所	銚子市2カ所，香取市2カ所

千葉緊急医療ネットホームページより

神栖市民に緊急的な措置入院の必要性が発生した場合、1時間以内に到着できる千葉県内の指定病院ではなく、1時間以上の時間を要する茨城県内の指定病院へ行くことが優先される。

神栖市内には、入院治療を受けられる病院はない。したがって、今後の課題としては緊急時の当事者への関わり方、それに向けた関係機関との役割分担の明確化、医療機関との協力体制の整備など「連携」を強化していくことである。

情報掲載



よみうりタウンニュース（平成18年2月7日付）



社会福祉協議会活動振興事業報告書

「地域社会のつながりの再構築に向けて 制度の狭間をうめる社会福祉協議会の取り組み」

（全国社会福祉協議会、平成19年7月）

・発達障害児の早期発見・早期療育支援活動

現在、発達障害を抱える子どもは全国の小中学校に6.3%、68万人程度いるとされており、本市に置き換えると単純計算であるが小学生約370人、中学生約180人、合計で550人とも想定される。

障害福祉の谷間に取り残された障害とされていた「発達障害」は、平成17年4月に「発達障害者支援法」の施行によって、国と地方公共団体の「支援に関する責務」が明確化された。しかしこの法律は「発達障害に対する社会の理解を広げる」といった啓発法としての意味合いが強く、具体的な施策については多くを語ってはいない。逆に捉えれば発達障害児者へのサポートは、それぞれの自治体単位で必要度合いにあわせて、自由に様々に実践していけるということでもある。

本会は、この谷間の底を埋める起点づくりを目指して取り組んできた。

発達障害児の早期療育支援では、子どもたちが家族と離れて最初に関わりを持つ保育士、幼稚園教諭、児童センター職員等を対象とした発達障害児療育者研修を毎年1回（夜間2時間研修を5日間）5年間継続し161人の修了者を輩出することができた。

これは「子どもたちに関わる専門職の療育不安を軽減することで、どの子どもも楽しく保育所・幼稚園等を利用できる雰囲気にしていこう・・・そのために私立公立を問わず市内全ての施設に修了者を確保し、そのネットワークづくりを進めよう」という当初目標を概ね達成できたものであった。

また、保育士・幼稚園教諭といった援助者のための専門相談（巡回相談）を実施したことにより、より具体的な子どもへの関わりのポイントを個別に伝える機会を確保することができた。（企画書は参考資料p72～p75）

更には「発達障害の正しい理解の浸透」を目的とした一般市民向けの夜間勉強会（地域ネットワーク勉強会）を、平成15年からの7年間で24回開催した。関係する援助者や家族、関心のある市民を含め、延べ参加者数は2,000人を超える状況となった。

児童サポートの中心機関に位置づけられる神栖市教育委員会からの理解と協力を得、本会にできる啓発活動を展開した。これらにより、少しずつではあるが「発達障害を抱える子どもたちを正しく理解しよ

う」といったムードが身近な援助者を中心に高まってきた。

発達障害児の支援についても、新たなサポートのための社会資源は必要であるが「その必要性にみんなが気づく」、「その問題解決を担うに最もふさわしい機関を起動させていく」という企画の実施こそ、本会活動の根幹にあるものであると再確認できるものであった。

関わる援助者や市民への情報の提供・学習機会の提供、同じ課題を抱えた援助者同士の交流機会の確保等を契機に「一人でも多くの理解者を増やしていく」このことによって、子どもたちにかかわる人々の不安は少しずつ薄まってくる。

これらの関わりを持つ大人たちの変化は微細なシグナルとして発せられ、感じ取る子どもたちや家族の安心につながっている。このような「本人や家族と援助者との距離感、関係性を大切にしていく」といったプラスの循環のバトンを、保育所・幼稚園 小学校 中学校へとつないでいくための起点づくりの必要性・重要性を確認することができた。



第5期発達障害療育者研修会（左、阿部利彦先生）、フォローアップ研修会（右）

情報掲載

- ・平成18年2月 常総新聞 発達障害療育者研修会
- ・平成19年3月 茨城県発行 発達障害者地域支援マニュアル
- ・平成20年3月 全国社会福祉協議会発行 月刊「ボランティア情報」



・権利擁護活動

日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護関連の取り組みについては、民生委員や地域福祉推進員、地域活動ボランティアや各サービス提供事業者等との地域における必要とされる人の早期発見と、支援の必要な対象者が発生した時点での適切な相談対応、日常生活自立支援事業利用契約、成年後見申し立てに関する関係機関へのアドバイスが提供できるよう担当職員を増員した。

ここで担当する職員については、社会適応に何らかの支援を有する弱い立場にいる人への極めてデリケートな関わりという重みから、最低限社会福祉士及び日本社会福祉士会主催の第三者後見人養成講座を受講した者のみに限定した。

地域住民や民生委員はもとより医師、弁護士、司法書士、施設、サービス事業者、行政職員等々の様々な専門職と共に、「今、この人への支援に最も適切であると想定される関わり方や社会資源」についてのケアカンファレンスの開催を原則化し、このカンファレンスを通じて既存の社会資源を評価し、使いにくいサービスの改良を促し、不足する制度を新たに創設していこうとする支援者側のムードを高めることができた。

このように社会的に弱い立場にある人々の人としての尊厳を守り、孤立や孤独にさせない被援助者への関わりを、様々な機関や団体の力を動員して取り組むことの必要性と、その牽引的な機能の発揮こそ、本会に与えられた重要な役割であると確認することができた。

国内の法人後見を受任する市区町村社協の状況

表3 受任件数

受任件数	社協数	割合
1～2件	41	53.2%
3～9件	26	33.8%
10件以上	10	13.0%
計	77	100%

表4 実施体制

担当職員	社協数	割合
1人	31	40.3%
2人	24	31.2%
3人	11	14.3%
4人	6	7.8%
5人以上	5	6.5%
計	77	100%

表5 担当職員の勤務形態

勤務形態	人数	割合	うち兼務者
正規職員	136人	81.0%	90.4%
非正規職員	22人	13.1%	77.4%
非正規非常勤	10人	6.0%	70.0%
計	168人	100%	

平成21年9月 全社協調べ抜粋（NORMA 2010.1月号）

法人後見受任社協は、全国の約1,750市町村社協の中で89市区町社協(22年3月末時点で茨城県内には無い)が展開。このうち受任件数が0件の社協が6カ所、受任件数が1～2件の社協が41カ所と、半数以上の社協が2件以内の受任状況となっている。

被後見人の財産管理と身上監護を主たる業務とし、法律行為の代理を行う後見人には中立公正な立ち位置を最優先して求められるところであるが、担当者の7割以上が他業務(日常生活自立支援事業が兼務割合で最も多い)との兼務となっており、ケースによっては利益相反となる場合が考えられる。

以上、第2次地域福祉活動計画達成状況の検証を通じて、少数派故に生活課題が社会化されず、暮らしを応援する社会資源が無かったり不足していたりする分野を、「神栖市の社会福祉の現状との突き合わせから発見していくこと」、その課題への関わりの中で「既存の社会資源を再検証し、必要に合わせて変容を促していくこと」、更には「新たな社会資源の直接創設等を進めていくこと」等を繰り返し地域福祉の底上げを図っていく・・・という「神栖社協の活動のあり方」を、組織全体で確認することができた。

神栖市福祉関係計画での社協活動の位置づけ

- ・ 神栖市高齢者福祉計画における高齢者福祉の実状と社協活動への期待

本市における高齢者福祉計画・第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年 3 月）では、平成 26 年度の高齢化率 18.7%、高齢者人口 18,305 人に向けた年次毎の高齢者施策が明らかにされている。（表 6・7）

計画の最終年度（平成 26 年度）には、65 歳以上の高齢者全体の 84.2%（15,415 人）の健康で元気な高齢者に対して、いきがづくりや健康維持支援、特定高齢者の早期発見と介護予防の取り組みを実施。高齢者全体の 15.8%（2,890 人）にあたる要介護認定者向けの各種在宅・施設サービスについては、必要量の確保、質の向上に向けた各取り組みがそれぞれ明確化されている。

更に、高齢者施策全体を取りまとめ、起動させる中核機関を行政直営の地域包括支援センターとし、権利擁護活動を含む総合相談、マネジメント機関としての機能をより充実させ強化していくこととしている。

このように、高齢者福祉については行政のリーダーシップにより、相談からマネジメント、サービス提供に至るトータルな支援体制が着実に整備される見通しとなっており、他市町村と比べてもかなり充実した内容となっている。

したがって、この高齢者福祉分野では、介護予防活動としての地域別サロンの設立やひとり暮らし高齢者の社会参加支援活動、はさき地域を範囲とする高齢者相談センター（市から受託）といったニーズ発見窓口としての機能発揮が、本会に求められている役割となっている。

表6 参考：神栖市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

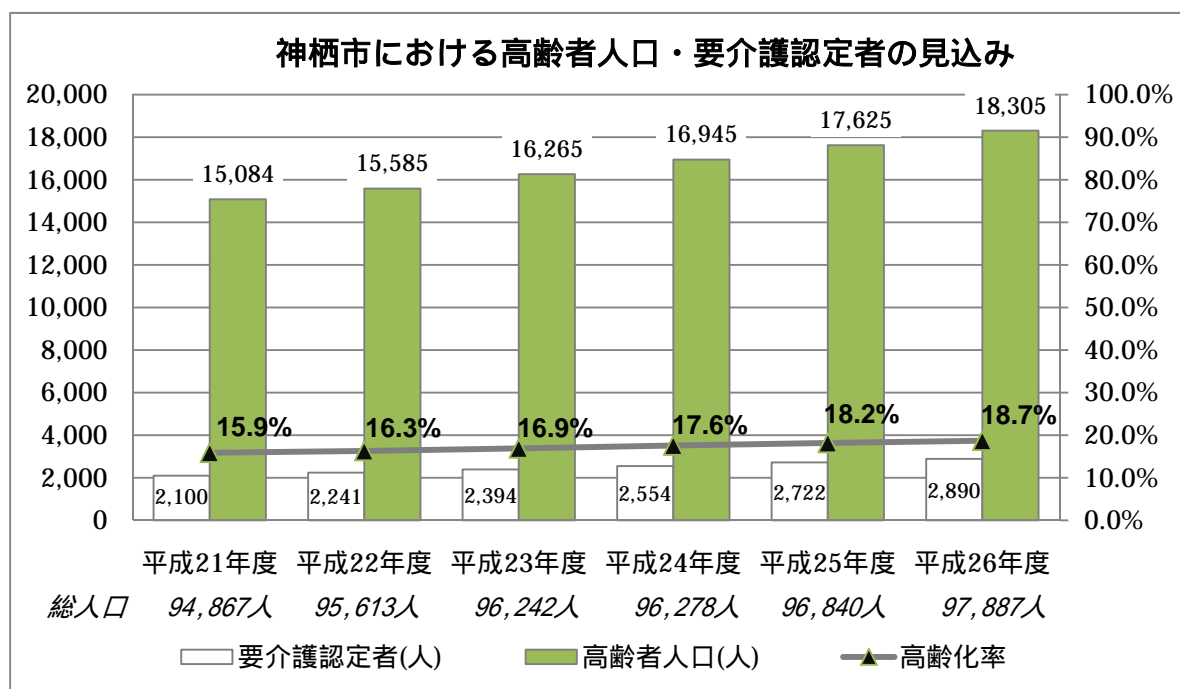


表7 神栖市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画における主な高齢者福祉施策・事業
(期間：平成21～23年度)

対象	事業名(神栖市にサービス提供する事業所)	機関名
高齢者全般	健康手帳交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導、食生活改善推進員連絡協議会等の地区組織活動	市健康増進課
	敬老祝金支給事業、シルバー人材センターの支援・育成、地域シニアクラブの育成、老人生きがい講座、生涯大学、	市高齢福祉課
独居高齢者、要介護・要支援高齢者等	訪問理美容サービス、寝具等洗濯乾燥消毒サービス、軽度生活援助事業、愛の定期便事業、日常生活用具給付事業、介護用品給付事業、外出支援サービス事業、	市高齢福祉課
	会食型給食サービス事業	社会福祉協議会
虚弱高齢者	わくわくサロン支援	社会福祉協議会
要支援者	訪問介護(53事業所) 訪問入浴介護(8事業所) 訪問看護(7事業所) 通所介護(28事業所)	市介護保険課
介護保険サービス	通所リハビリテーション(6事業所) 福祉用具貸与(50事業所) 短期入所生活介護(7事業所) 短期入所療養介護(4事業所) 介護予防支援(市地域包括支援センターで実施)	
要介護者	訪問介護(54事業所) 訪問入浴介護(6事業所) 訪問看護(5事業所) 通所介護(28事業所) 通所リハビリテーション(4事業所)	
介護保険サービス	福祉用具貸与(56事業所) 短期入所生活介護(7事業所) 居宅介護支援(53事業所) グループホーム 市内3ヶ所、特別養護老人ホーム 市内3ヶ所、介護老人保健施設 市内2ヶ所 上記に加え、平成22年4月に特別養護老人ホーム1ヶ所、平成23年4月に介護老人保健施設1ヶ所が市内に開設予定	市介護保険課

サービス提供事業所数は独立行政法人福祉医療機構 WAM NET(平成22年2月18日時点)を引用

・神栖市障害者計画における障害者福祉の実状と社協活動への期待

市障害者計画・障害福祉計画（平成 19 年 3 月）の中でも、障害者基本法に基づく障害者施策を打ち出している。市民の障害者理解を進める啓発活動から総合相談支援体制の整備、各種在宅・施設サービスの充実、生涯学習活動の促進、社会参加を助ける環境整備、障害児の保育、教育の充実、就労支援等々、各ライフステージに合わせた支援施策が明確化されている。

中でも、特に重要施策と位置づけられている総合相談支援体制の整備については、既に平成 19 年度より本会が受託し、社会福祉士及び精神保健福祉士による専門的相談支援事業として展開している。その他、当事者の組織化や新たなニーズに対応する支援活動の開発、ボランティアの育成、成年後見制度の活用を含む権利擁護活動等が本会に期待する役割としてあげられ、直接的なサービス提供よりも、地域ケアシステムの総合運営といった取り組みが中心となっている。

表 8 身体障害者手帳所持者数の推移

（各年 4 月 1 日現在）

	総人口	手帳所持者	割合
平成 17 年	49,977 人	997 人	1.99%
平成 18 年	89,635 人	1,952 人	2.18%
平成 19 年	90,491 人	1,985 人	2.19%
平成 20 年	90,986 人	2,081 人	2.28%
平成 21 年	91,516 人	2,087 人	2.28%

表 9 療育手帳所持者数の推移

（各年 4 月 1 日現在）

	総人口	手帳所持者	割合
平成 17 年	49,977 人	200 人	0.40%
平成 18 年	89,635 人	377 人	0.42%
平成 19 年	90,491 人	374 人	0.41%
平成 20 年	90,986 人	387 人	0.42%
平成 21 年	91,516 人	367 人	0.40%

表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の推移（各年 4 月 1 日現在）

	1 級	2 級	3 級	合計	精神通院医療
平成 17 年	14 人	45 人	31 人	90 人	384 人
平成 18 年	37 人	96 人	67 人	200 人	662 人
平成 19 年	29 人	82 人	50 人	161 人	443 人
平成 20 年	29 人	91 人	60 人	180 人	445 人
平成 21 年	31 人	108 人	65 人	204 人	465 人

データは、市社会福祉課調べで、H17 年が旧神栖町の数値、H18 年以降が旧波崎町との合併後数値である。

・神栖市地域福祉計画における社協活動への期待

市地域福祉計画（平成 20 年 3 月）は、市総合計画の中で前述の高齢者福祉計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画（平成 22 年 1 月）を内包し、様々な地域の生活課題に対応していく計画である。

本会の地域福祉活動計画と協働し、市による基盤整備という支援のもと地域福祉のコーディネート（推進役）組織として、住民や他の団体・事業者等との連携を強化し、総合的な地域ケアシステムづくりを推し進め、計画推進の先導役を果たすことが求められている。

図 神栖市地域福祉計画（平成 20 年 3 月）における神栖社協地域福祉活動計画の位置づけ

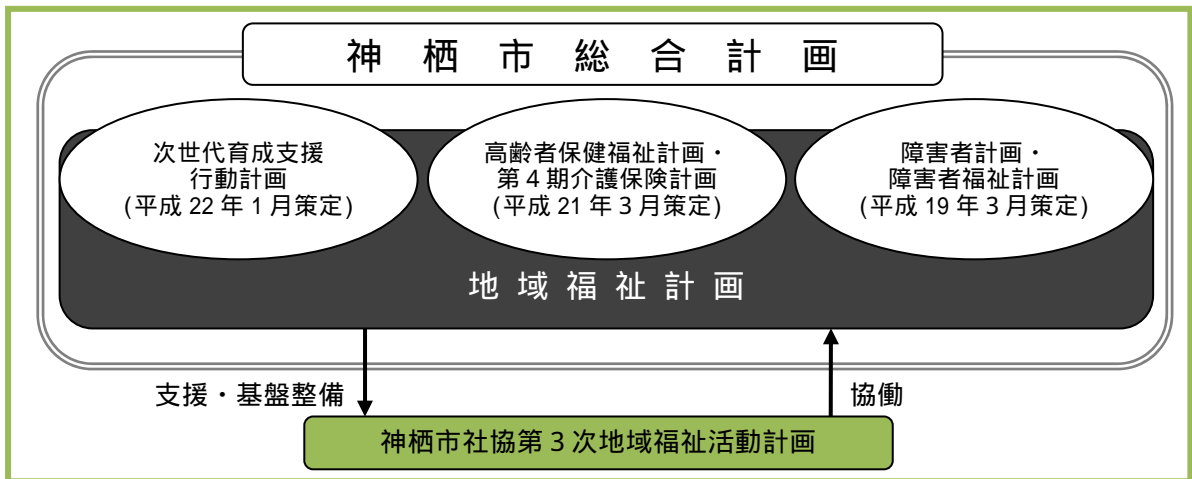


表 11 神栖市地域福祉計画（平成 20 年 3 月）における各種団体等の役割分担

各種団体	期待される役割
住民、ボランティア、NPO法人 「地域福祉活動の実践者（主役）」	地域ぐるみの福祉活動の積極的な展開
民生委員児童委員 「地域の世話役」	地域住民やNPO法人、ボランティアと連携した相談・援助活動の推進
社会福祉協議会 「地域福祉のコーディネート（推進役）」	地域団体の連携をコーディネートし、地域ぐるみの活動を推進
社会福祉事業者 「専門的な福祉サービスの提供」	専門機能を生かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスの提供
行政 「地域福祉の基盤づくり」	地域ぐるみの活動が展開しやすい基盤づくり

図及び表 11 は、神栖市地域福祉計画（平成 20 年 3 月）の P7・P43 をそれぞれ引用。

以上のように、神栖市における各福祉計画では、生活課題を抱える住民を対象とした地域福祉推進活動の中での「本会活動に求めている役割」を明らかにしている。

高齢者分野では、虚弱高齢者の生活ニーズの把握やひとり暮らし高齢者向けの仲間づくり活動といった取り組みであり、児童分野ではファミリーサポートセンターの運営や小中学校向けの福祉教育支援等で、両分野とも比較的狭い範囲となっている。

一方、障害者分野は、総合相談窓口機能の発揮から地域生活支援マネジメント、精神障害者の地域生活支援や発達障害児者の理解促進活動など、障害者の地域生活支援全般に渡る取り組みであり、地域福祉計画においては、地域福祉を総合的に進め地域ケアシステム構築の先導的役割の発揮を求めている。

これは、それぞれの福祉分野における社会資源の整備状況に比例したものと言え、社会参加を支える社会的理解や社会資源の不足状況によって、まだまだ社会的に弱い立場にいる障害者の支援に社協活動でどう応えていくかを問われているものといえる。

神栖市に必要な社協組織と活動

本会は、社協活動の本質を「社会福祉の条件整備が遅れていることで、社会参加に多くの困難を要する人々への関わり」としており、この人々への関わりを通じて本市における地域福祉の向上を目指している。

第2次地域福祉活動計画期間に展開した精神障害者の地域生活支援や発達障害児の早期発見・療育支援活動、成年後見制度の活用を含めた権利擁護活動やピアサポートグループ・セルフヘルプグループといった「当事者組織」という新たなコミュニティづくり、更には市民の障害理解の促進や福祉教育支援活動は、いずれも他の機関や団体では取り組むことの困難な地域課題である。そしてこれまで以上に「充実が望まれる取り組み」であることと言える。

また、これらの内容は行政の各福祉関係計画の中でも、本会による「制度のハザマで困っている少数派の人々への支援」という必要性を計画立て、その先導役を謳っている。

社協活動は、その時々々の社会福祉情勢に敏感に反応し、迅速にフレキシブルに組みの対象や内容、組織までも変化させることのできる『受動的組織としての役割を主体的に推進していく』といった「特徴的な機能」を自覚し、実践していくことが求められている。

したがって、第3次地域福祉活動計画における本会活動の柱も、第2次地域福祉活動計画で掲げられた内容を、より充実・強化していくものとし、引き続き「制度のハザマで困っている人々への支援」とする。

社会福祉の広がりや定着化によって障害者支援は専門分化が進み、障害別の支援手法もその障害特性に合わせたスタイルで展開されていくことの重要性がアナウンスされている。しかし、障害者の社会参加をサポートする担い手は微増にとどまり、身体・知的・精神・発達等の障害別での偏りも大きいのが実状である。

法的整備にあわせて専門相談窓口や支援機関・サービス事業所の設置は進められた。しかし、それらの情報を集約し、わかりやすく市民に示し、導いてくれる「案内役」がいなければ新制度も相談窓口もサービス

も生きたものとはならない。

自身の生活課題に気づくことが困難な人や、生活課題を認識していてもなかなか他者には発信できない人。発信できてもその課題にどの相談窓口が適切であるのかわからない人や、一つではない生活課題毎に窓口が違い解決までに多くのエネルギーを必要としなければならない人等々・・・このような社会的に弱い立場にいる障害者の不安や悩みを、関係相談機関やサービス事業所と連携し、いち早く把握できるしくみをつくり、適切なサポートの活用によって社会参加範囲が拡大できるよう、配慮ある支援システムづくりを進めていかなければならない。

つまり、本会のもつ専門性・継続性による「案内役としての障害者版地域包括支援センター機能の確保」といった必要性に応じていくことが、神栖市における社協活動に向けられた今日的要請と言える。

以上、社会情勢を踏まえた本市による「各福祉計画が求める社協の役割」という背景を基に、第3次地域福祉活動計画における本会活動の「これから」を明らかにしてきた。

内容的に障害福祉偏重の印象が強いが、本市における社協活動に求められた役割は、決して「障害者福祉」という限定されたものではない。また、「地域福祉の推進」という極めて広範囲な取り組みの中には、今日の日本社会の構造そのものが根本から大きく転換されなければ解決できない課題も多い。そもそも社会的な要請からくる課題の全てに、本会がその旗振り役として、総花的に取り組むことを託されている訳ではない。

現在、福祉の社会問題化から、様々な法律に基づく社会資源が創設され続けている。このような社会情勢下における本市の社協活動は、「それでも社会資源が少ないことで社会参加が難しい」という立場にある、少数派の人々を支援していくことと言える。

したがって本会は、中立公正な非営利団体として、各福祉分野の実状をアセスメントし、課題が社会化されていないために「このまちに暮らして良かった」という思いに遠く距離のある人々への関わりにポイントを絞り、その優先的展開に軸足をおいた活動を進めることとする。

これからの神栖社協は、この「距離のある人々」の距離を縮める起点をつくり、関係機関の「本来機能の発揮」や、関わりを持つ機関同士の「協働的取り組み」といった意識を喚起し、市民による「みんなの課題」という理解を促進し、それまで暮らしにくさを抱えていた少数派の人々の課題の軽減・解決に向けて更なる力を発揮し、貢献していかなければならない。

そのためには、民間非営利団体としての中立性と公平性を常に意識し、利益相反関係を忌避する組織体制としていく必要がある。

民間の福祉団体や事業所を応援し、それらを含めた様々な社会資源とつながりあい、その中核的役割の発揮を託された団体として、民間事業所と肩を並べる事業については、その実施を極力避け、時代にあった組織へとダウンサイジングし、中立公正な総合相談・福祉マネジメント活動をメインとした組織への変化が必要である。

どんな住民ニーズであったとしても、それが本会による先駆的取り組みによらなければ、「新たな社会資源の創設につながらない」といった分野へコミットしていくためには、福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）で構成された機動力ある、中立性を最重要視する精鋭組織へと変化していかなければならない。

そしてそれは『住民参加』という財源と公費に支えられた公共性の高い民間福祉団体として、社会資源の谷間で困っている少数派の人々への「社会的支援の起点をつくりつづける」といった、他をもっては代え難い社協固有の役割の発揮を待ち望む人々の存在こそが、本会の存在意義を基礎づけているからに他ならないからである。

これからの地域福祉を起動させるカギ

前述の役割の発揮は、職員一人ひとりの「福祉専門職（ソーシャルワーカー）としての自覚」からしかスタートすることはできない。

常に本市の社会福祉の全体に目配りし、社会資源の不足する分野や機能低下しているシステムを発見し、解決の手だてを考え、誰と協働し、どんな取り組みによって問題解決にむすびつけていくかを、日常的な相談場面や他機関からの情報提供などから判断し、実践していける想像力と行動力が職員には不可欠となる。

基本活動である「相談」は、相談者の言葉にならない微細な身体的シグナルさえも感知し「何を伝えようとしているのか」「不安や悩みの本質がどこから来ているのか」を相談者とのコミュニケーションによって導き出すことのできる能力が求められる。

また、地域社会に点在する各種相談・サービス提供機関と密接な協力関係を築き、それぞれの支援機関が協働することで生まれるプラスをみんなが実感できる場をプロデュースしていく力量も必要となる。

つまり、社協職員はソーシャルワーカーとしての職業倫理と福祉活動に関する基本的知識・技術を兼ね備え、経験に裏打ちされた人権尊重の価値観をもって「地域福祉の向上」に役立つ情報や企画の提供ができなければならない。このような福祉専門職としての取り組みの積み重ねによって、関係機関や各専門職、住民からの信頼を得られるものである。

したがって、正職員は最低限の基本知識として社会福祉士・精神保健福祉士国家資格の確保をあたりまえの条件とし、このバックボーンに恥じない「他者・他組織との関わり」や「取り組みの内容」が評価される立ち位置にいないといけない。

これまで気づくことのできなかつたことに気づき、取り組めなかつたことにチャレンジしていくことも、当事者同士のつながりや援助者や支援機関とのつながりをつくることも、本来機能の発揮が困難となっている対応窓口に、相談者の代弁者として意見していくことも、全てはその取り組みによって本市の「地域福祉を着実に向上させることができる」

という職員一人ひとりの発意からスタートする。

これらの全てが「資格取得」で実現できるものではないが、社協職員は、常に新たなニーズ・新たな課題に関わり、新たな取り組みにチャレンジしていく専門職であるからこそ、資格取得時に得ることのできた知見と自信が自己を起動させる大きな柱になるものである。そしてこれは経験していない者との大きな差違となって出現するものであろう。

新たな学びを得ようとしないうちに、新たな発見は無い。つまり、新たな発見と新たな実践は、常に新たな学びとそこで得られた見識を基盤とする「想像力」によって成されるものである。

神栖社協活動の意味は、「本会による活動成果を享受している人たちが存在する」という事実からしか引き出すことはできない。したがって、その人たちを一人でも多く増やしていく取り組みを通じて、それぞれの職員自身が自分の活動の意味と社協の存在意義を認識できるのである。

これからの本会における活動を強化・継続していくためのモチベーションは、「神栖市民に雇われている福祉専門職」としての自覚と責任感に他ならない。つまり「地域福祉の向上」という、住民にとっての成果を引き寄せることができるカギは『職員の質』なのである。

「どこに相談したらいいかわからない時、社協に相談すると適切な窓口に導いてくれる」という相談情報基地機能（総合相談機能）や、「社協との連携によって新たな支援システムができた」「社協の関与によって低下、停滞していた支援システムが機能し始めた」といった他業種・他機関への応援機能、「現行のシステムでは対応できなかった課題への取り組み」といった行政との協働機能等を発揮していくことで、本市における社協活動の価値は理解されるのである。

したがって、本計画は地域福祉の向上を目指した本会の取り組み内容と、職員の福祉専門職（ソーシャルワーカー）としてのふるまいを、多くの市民や様々な関係機関に確認して頂き、評価の指針としてもらうことを「ねらい」のひとつとする。

本計画は、今後5年間の神栖市社協の活動方針・実施内容・到達目標をふまえた「宣言書」として、また、取り組みを進める事務局職員にとっての「活動教本」としての、2つの役割を併せ持つものとしている。よって職員の意識強化・コミュニティソーシャルワーカーとしての能力強化に向けた取り組みを、もう一本の重要な柱として掲げ、本会正規職員全員の社会福祉士・精神保健福祉士取得を引き続き推奨していく。

そして、この専門職種化をベースに、社協ソーシャルワーカーとして持つべき「コミュニケーション能力」「コラボレーション能力」「周りの人々の活動意欲を高める能力」を高められる事務局組織としての取り組みを強化していく。

神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢

第3次地域福祉活動計画策定委員会の協議により、共通理解の図られた本会活動における7項目の基本的姿勢。

1. 他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために、「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。
2. 急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに対応していくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで、地域福祉の充実に貢献する。
3. これから必要性の高まりが予測され、更にその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。
4. 住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。
5. 社会資源のメニューとしては存在するものの、本来の機能やその特徴を様々な理由により発揮できていない状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。
6. 様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。
7. 1から6の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職集団としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

4 . 第 3 次地域福祉活動計画の構成

基本構想・・・生活課題解決のための社会資源が不足していること
によって、社会参加が困難となっている人々に関
わり、新たな社会資源の創設を推進していくことで、
全ての住民にとって「安心のあるまち」の実現を図
る方向性を示します。

基本計画・・・基本構想の方向性に沿って、この計画期間中に実
施すべき事業、取り組むべき内容等の具体的な計画
大綱です。

実施計画・・・基本計画で掲げた活動を実際に展開する実行計画
です。

基本構想、基本計画、実施計画に分け、具体的展開方法、内容を明
記します。

平成 22 年 4 月（2010 年）から平成 27 年 3 月（2015 年）までの 5
カ年計画です。

5 . 今後の推進体制

第3次地域福祉活動計画策定委員会を中心とした計画進行管理委員会を設置し、毎年計画内容の展開状況を定期評価します。さらに、半年毎に実施している本会の「事業評価検討」と連動し、各種活動の展開方法、効率性、職員体制、計画の妥当性を検証し、方向修正を行います。

第4次地域福祉活動計画の策定については、計画4年次（2014年）より着手します。

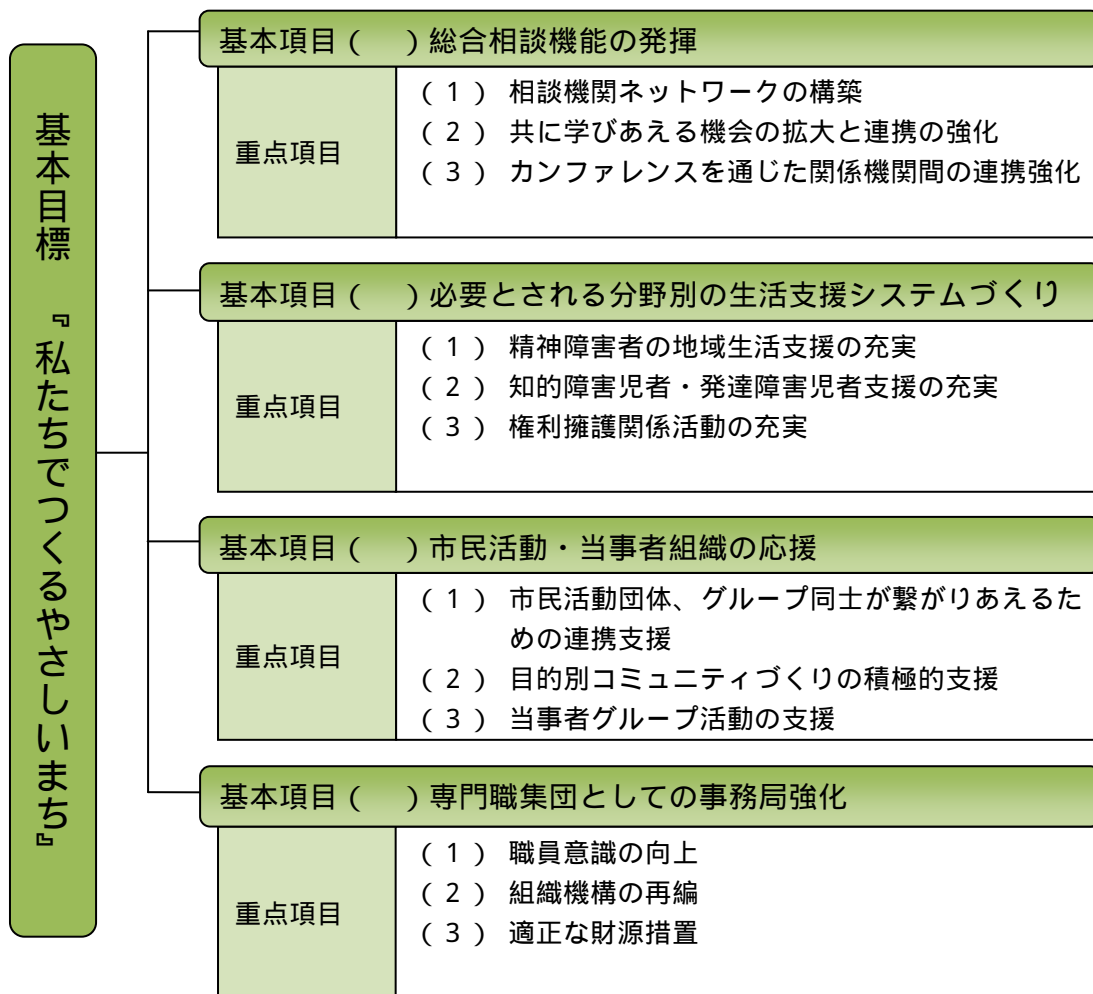
第2章 各論

1. 基本構想

～ふれ愛プラン2010～ “ 私たちでつくるやさしいまち ”
『つながりづくりを進める専門組織をめざして』

2. 基本計画

第3次地域福祉活動計画の全体枠組み



基本項目（ ）総合相談機能の発揮

（１）相談機関ネットワークの構築

総合相談機能の発揮には、様々な領域別分野別の相談窓口やサービス提供事業所の細かな情報を把握しておく必要がある。住民のあらゆる福祉相談に対応するとき、社協が提供できる解決手段はそれ程多くはなく、相談者の道標となって他の専門窓口へリファーすることの方が多い。このとき最も重要なことは相談者への正確な情報提供と紹介した支援機関や事業所、団体、組織等が適切に受け入れ対応してくれるといった他機関との関係である。

これらの関係を社協と相談機関による横のつながりだけでなく、機関同士がお互いの役割や機能を理解しあい、つながりあえる「相談機関ネットワーク」が必要となる。

これまで展開してきた相談ケース毎のケアカンファレンスばかりでなく、各分野の支援機関が横断的に理解し合える情報ネットワークづくりや研修会を充実する。

また他の支援機関の情報を広く市民に伝えるために社協ニュースやホームページなどの媒体を動員し市内の保健福祉関係機関を応援する。

（２）共に学びあえる機会の拡大と連携の強化

様々に設置される相談窓口には、子育て・就労・障害者サポート・高齢者介護・生活困窮など、1つの家庭で様々な課題を抱え内容も複雑化・多様化してきている。現在の福祉施策は縦割りの的で、対象者別に専門化・細分化も進んでいることから、それぞれの機関の特徴や限界の共通理解の場が不可欠である。

平成9年度より毎月一回の開催を継続している地域ネットワーク勉強会では、様々なテーマに沿って、関係する機関や団体、個人に講師を引き受けて頂き、新たな社会的課題や求められている資源、既存の各種機関の役割などを知る機会として、重要な情報発信源となっている。

これは、課題解決に向けた「顔が見える」カタチでの重要な連携づ

くりにつながっていることから、相互に学びあえる機会としての地域ネットワーク勉強会を継続し、様々な問題解決に向けての関係機関間の相互理解を更に高めていく。

(3) カンファレンスを通じた関係機関間の連携強化

ケアマネジメント手法によるカンファレンスに基づく支援は、各福祉分野に定着化し本会主催、他機関主催を問わず参加機関の幅が広がってきている。しかし、一方で実務者間会議の限界も発生している。それぞれの実務者間カンファレンスの上部組織として政策レベルクラスの会議が存在するが、新たに必要とされる社会資源の検証や現行サービスの更なる改善に向けたソーシャルアクションが少ない。現場レベルの役割と責任、政策レベルの役割と権限を踏まえた連携の強化が必要である。したがって政策レベル会議への提案・提言システムを現場レベルから積極的に発信していく。

また緊急の課題で、必要性が明らかでありながら本市に存在しない社会資源の創設については、本会のもつ開拓性・即応性・柔軟性を活かして事業展開していく。

< 地域ネットワーク勉強会 >

本会は、保健・福祉・医療・教育・環境等々の各専門職種はもとより、誰もが自由に参加できる勉強会を平成9年11月より毎月1回、12年継続して開催し、これまでに5,500人以上の方々の参加を得た。

毎回、テーマにそった実践者や研究者等を講師に迎え、発表・ディスカッションという流れで進めるこの勉強会は、地域生活に困難を抱える人々の不安や悩み、そしてそれに対応する支援サービス・援助機関の実態を「理解し、学びあう場」として活用されている。

また講師を含めた参加者間ネットワークの拡大に役立てられ、勉強会で顕在化された課題に、参加組織同士のコラボレーションによる新たな取り組みやサービスが生まれるなど、協議と協働を基盤とした連携が強化されはじめている。

障害者の就労とその制度を学ぶ（2回連続講座）

【第128回地域ネットワーク勉強会（平成20年6月10日）】

【第129回地域ネットワーク勉強会（平成20年7月8日）】

テーマ：障害者の就労に向けて～ジョブコーチの役割と支援の実際～

講師：鹿島育成園生活支援センター 荒井俊光氏

参加者：57名



相談対応力の向上を図る

【第140回地域ネットワーク勉強会（平成21年6月2日）】

テーマ：生活相談対応力強化研修

講師：神栖市役所危機管理監 茅根洋一氏

参加者：60名



成年後見制度の理解促進

【第144回地域ネットワーク勉強会（平成21年10月19日）】

テーマ：権利擁護活動における日常生活自立支援事業と成年後見制度
について

講師：茨城県社会福祉士会会長 竹ノ内章代氏

参加者：47名



基本項目（ ）必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり

(1) 精神障害者の地域生活支援の充実

精神障害者の地域生活支援で最も重要なことは、本人の回復具合や今後の治療見通し、病状悪化時のサインといった医療機関が詳しく把握できる情報と、その情報を基に家庭での暮らしが安定し継続していけるための、利用可能な社会サービスや家庭環境そのものなど、本人の再発防止に向けた家族及び専門機関、専門職種による情報の共有場面をしくみとして定着化させることである。

特に今後は入院患者の退院後生活支援が増加してくることから、退院前院内カンファレンスの時点から関係する地域側専門機関に声掛けして頂き、本人状況の共通理解を図る支援チームづくりに視点をあいたアプローチを重点展開していく。

(2) 知的障害児者・発達障害児者支援の充実

養護学校に通う知的障害児の放課後支援は、神栖地域でNPOが実施しているが、波崎地域には存在しない。この不公平さを解消する新たな事業所も見つからない状況であるため、行政サービスの受託というスタイルで22年度より本会が運営していく。

知的障害者の地域生活支援については、就労支援の専門機関であるかしま障害者就業・生活支援センターと連携しつつ、特に余暇活動・友だちづくりの支援を展開していく。知的障害者理解の研修会・勉強会等を企画し余暇支援ボランティアの発掘・育成を行う。

発達障害児の支援については、引き続き援助者向けの支援活動を中心に展開する。第1期から5期までの発達障害児療育者研修修了者を対象とした、事例検討会やケース情報交換会といったフォローアップ研修の企画を通じて、修了者のネットワークづくりを応援する。また、関わる機関、専門職等の障害理解の応援を継続し、支援者たちを核とした発達障害児支援のムードを高める。

更に、新たな取り組みとして、成人期発達障害者の地域生活支援について調査・研究に着手する。

(3) 権利擁護関係活動の充実

権利擁護に関する取り組みは、民生委員・児童委員や地域福祉推進員、介護保険関係事業者、障害者支援関係事業者などの判断力が不十分または欠けた状態にある人に支援で関わる関係者の制度理解が欠かせない。したがって支援者向けの各種社会サービス理解講座、勉強会等を企画し、対人援助機関のトータルな権利擁護意識の向上を目指す。また、これらの取り組みを通じて、関係機関間の連携の強化を図る。

基本項目（ ）市民活動・当事者活動の応援

(1) 市民活動団体、グループ同士がつながりあえるための連携支援

従来社会福祉協議会の機能とされていた「連絡調整機能」を、より具体的に、かつ、コミュニティワークの専門職としての見地から効果的に発揮していかなければならない。

すでに一定の活動基盤を持つ市民団体やボランティアグループには、同じ「市民の福祉増進」を目的とする対等なパートナーとして、活動自体に対する全面的支援というよりも、市内の他団体との連携の手段や、他市町村で同じ活動をする団体の情報を提供、新たな活動分野・地域の紹介、あるいは活動メンバー増員に向けたお手伝いなど、グループの事情や課題に応じた個別の対応を中心とし、各団体の活動充実やレベルアップに向けた側面的な応援体制をとる。

また、市内の活動団体が年に数回でも定期的集える機会を設け、同じイベントや研修会などの実施を通じて、団体同士の横のつながりを、当事者間でつくっていけるような場づくりをしていく。

こうした、日常的なつながり合いや定期的な情報交換などを継続する中で、大規模災害が発生した際にも、つながりの蓄積を活かした支援活動の展開を期待するとともに、その時は社協が災害ボランティアセンターとして支援ネットワークの中核を担っていけるよう、平常時から準備しておく。

(2) 目的別コミュニティづくりの積極的支援

同じ生活課題を抱えるもの同士や、それを支えたいと思うもの、あるいは、住民共通の利益のために活動をしたい人々が、それぞれの活動内容ごとにつながりあえる取り組みや仕組みづくりを通じて、市内に様々な「テーマ別地域活動主体」が誕生するような応援をする。

仕組みづくりにおいては、サロン（介護予防・子育て）活動のような、居住地域を基盤とした取り組みがふさわしい活動と、居住地域を越えて広く参加を呼びかけ、ある特定の目的をもった機能的な団体として組織化をめざすものを適確に見極め、「住民ニーズ基本」「住民活動主体」の原則のもと、事業を企画する。

こうして誕生した様々な活動主体と、現在既に活動しているNPOやボランティアとを、共通の課題や活動地域などでつなげていき、社会福祉協議会や行政、他の社会福祉関係機関も含めたネットワークを構築し、地域における「新たな支え合い」創設をめざす。

また、将来の地域活動主体を育む取り組みとしての「福祉教育出前講座」は、主に小・中学校を中心に、これまでと同様積極的に展開するが、講座の実施にあたっては市内のボランティア活動者等が、少しでも多くの場面で参画できるよう工夫し、世代を超えた活動主体の醸成をめざす。

(3) 当事者グループ活動の支援

制度のハザマや社会資源の少なさにより、生活課題が解決できず、地域の中で孤立してしまっていて、他の専門機関による支援も入りにくい分野をターゲットに、課題の発見から、当事者の声を取り入れながらの「つながりづくり」、地域ネットワーク勉強会等での啓発を通じた課題の社会化など、積極的に展開する。

既存の当事者グループ活動への関わりは、グループの意向を尊重し、当事者主体を基本とするが、円滑なグループ運営や、当事者間の相互交渉が困難な時など、必要に応じて専門職としての適切な関わり・助言、協働を継続し、グループメンバー各々が自分の持ち味を生かして支え合える、エンパワメントとしての支援を行う。さらに、当事者自らが社会に向けて発言する機会を得、同じ悩みを抱えるもの同士が問題解決に向けて情報を共有し歩みを進める活動を、積極的に応援する。

将来的には、生活圏域の中に多様な形態の当事者グループが存在し、自分に合ったグループを選択できる環境をつくりたいが、そのためにはこれから市内にもっと当事者グループ数を増やすことが必要となり、本会職員以外にも当事者活動を応援したいスタッフを養成していくことも必要となる。

また、社協が直接関わっていない当事者グループ活動についても情報収集し、その支援に関わる他の専門機関があればネットワークを構築し、将来的にグループ同士が繋がりあえるための連携支援ができる土壌をつくっておく。

基本項目（ ）専門職集団としての事務局強化

(1) 職員意識の向上

上記()から()の項目を具体的に実現していく上で、事務局機能の強化が必要なのはもちろんだが、何よりも、本会事務局職員が、専門職としての知識・技術を十分に身に付け、かつ、常に高めていなければならない。

ここでいう知識・技術とは、既に事業化されたものを維持する力ではなく、これから事業化すべき分野について、根拠をもって提案でき、具現化できる能力を指すが、その能力獲得は、個々の努力においてしか達成できない。この5年間では、まず職員の「個」の力を高める事に重点を置く。

その目安の1つである、社会福祉関係の国家資格取得者数は、数年前と比べれば増加しているものの、スタッフ全員が保持しているわけではない。特に社会福祉士、精神保健福祉士については、コミュニティソーシャルワークに従事する最低限のライセンスととらえ、有資格者のみで事務局が構成できるようにすることが当面の目標となる。

本会事業に加え、行政からの受託業務も今後さらに専門化・困難化する傾向にあり、事務局職員に求められる技量や倫理観は重くなり、今や本会は、何の資格も持たない者には勤まらない職種・職場となった。今後の具体的な事業展開を明確にしていく中で、その実現のために確保すべき有資格者数を明らかにし、必要があれば有資格者の新規雇用についても検討していく。

これらをふまえ、今本会が置かれている状況や将来像、そして求められる社協職員像を個々の職員が自覚し、「まず自らが努力する」風土を醸成する。その風土の中から、共通の活動理念や、この法人のめざす方向、職員として身に付けるべき振る舞いなどを、全職員で共有化し、「神栖市社協職員倫理綱領」として明文化する。

(2) 組織機構の再編

全ての実施項目における共通部分であり、あらゆる活動の出発点となる「総合相談機能」を、最も効果的に発揮できる形態を、組織づくりの根幹に置き、相談対応は全て一元化する。

相談部門と事業企画部門は分離させず、相談から、新しいシステムづくりや社会資源づくりまで一貫して関われる体制を確保する。一方で、通年事業や軌道に乗った事業については相談・企画部門から分離する。特に、利用者を特定したサービス提供については完全に別部門で運営することとし、相談部門の中立性を確保する。

サービス提供部門は、本会の実施するサービスを一元管理し効率化を図るとともに、社会資源が整備された分野は時期を見て撤退する。

支所機能については相談機能を中心とした最低限の規模にとどめ、事務局長を頂点とする迅速な指揮命令系統の確立と、現場の専門職の意見・提案もきちんとボトムアップされる風通しの良い組織体制を維持する。

(3) 適正な財源措置

事業運営に要する直接経費については独立採算を原則とし、不足分は自主財源（会費、共同募金配分金等）により賄う。特に新規に取り組む事業等へは積極的に自主財源を投入していくが、その必要性や効果などを広く市民や行政へ周知し、「使われ方」を常に明確にしておく。

介護保険事業など、契約型在宅福祉サービスについては、その部門に従事する職員の人件費も含め、全ての経費を独立採算で賄い、収益が発生した場合は、新しい社会福祉事業のために使用する。

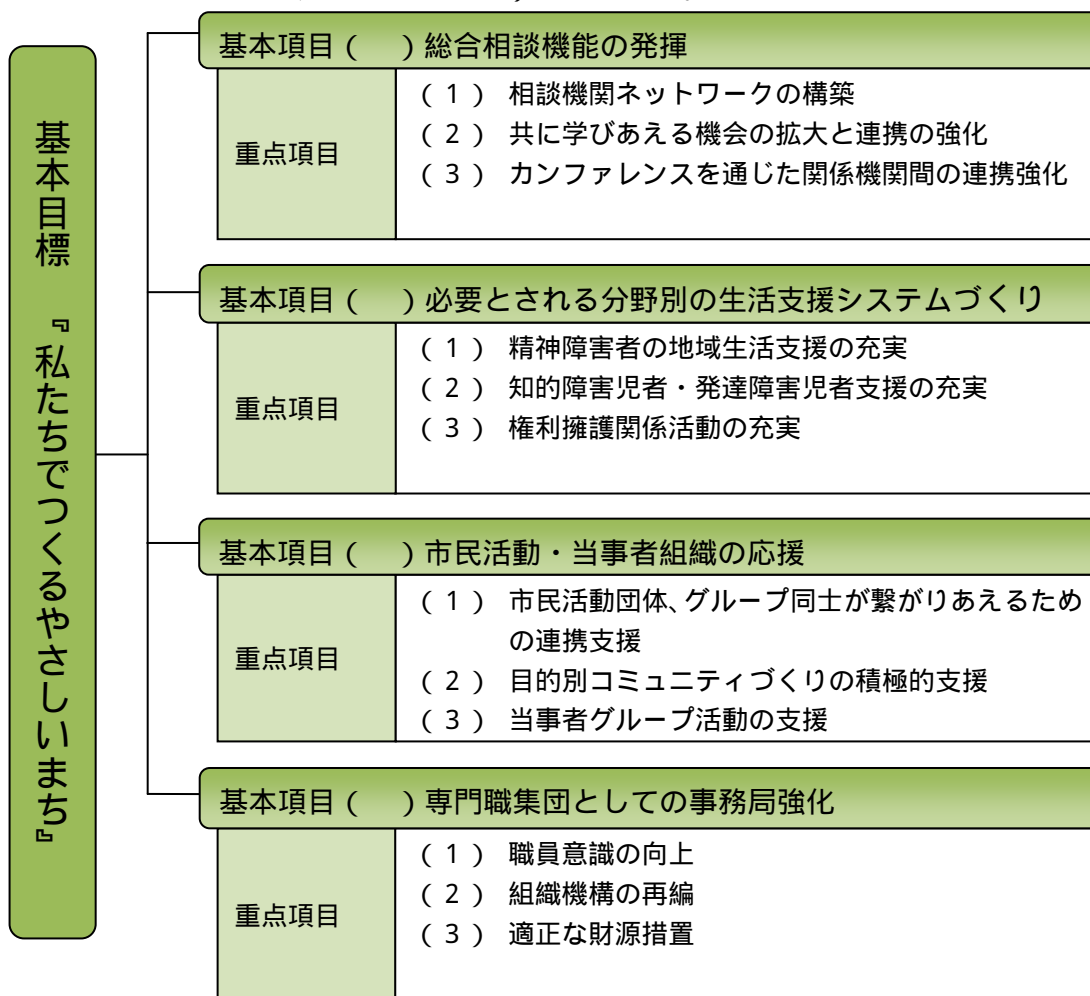
公費財源については、これまで、職員設置費や法人運営にかかる最低限の経費を確保できていたが、今後も行政とのパートナーシップを継続し、公費投入に値しうる団体であり続けるよう努力する。

第3章 実施計画

1. 実施計画の明記にあたって

本会事業は、地域福祉活動計画の活動方針に沿って各年度に目標設定し、半年毎の事業・活動評価、評価に基づく修正、変更を繰り返しながら進めてきた。しかしながら、今日の社会福祉をめぐる諸状況は年単位を超えるスピードで変化を繰り返しており、その状況にあわせて本会に求められる役割や取り組み手法も、当然に柔軟に変化させていくことが求められる。

したがって「地域福祉の推進」を目的とするものであれば、地域の実状に応じて何にでも取り組むことが可能な組織としての特徴を最大限発揮していくため、本計画では年次別に実施内容を明記するスタイルから、5年間で展開していく主たる取り組みの方針及び実施目標、「今、本会に求められる役割と取り組み」を文章で表記するスタイルとする。また、下記以外の活動、事業については、参考資料（平成21年度事業評価検討書、76～85ページ）に掲載する。



2. 実施計画

基本項目（ ）総合相談機能の発揮

(1) 相談機関ネットワークの構築

・相談機関間ネットワーク会議の開催

重要な社会資源としての様々な各種相談窓口の対象範囲や役割をお互いに理解・確認しあえるネットワーク会議を定期開催し、それぞれに寄せられる相談内容分析に基づくニーズ把握を行う。

・各種対人援助機関の広報支援

地域福祉に関わる各種相談・サービス提供機関の紹介システムを創設し、住民により身近なところで相談・サービス利用できる環境を確保する。

(2) 共に学びあえる機会の拡大と連携の強化

・地域ネットワーク勉強会の充実

地域ネットワーク勉強会の開催により、広く市民・相談機関・事業所・行政等に新たな社会資源や既存の支援機関の活動内容を紹介する。

・講師の人材バンクシステムの構築

100名を超える地域ネットワーク勉強会講師経験者に協力を依頼し、関係機関による勉強会・研修会へ派遣できる講師人材バンクシステムの創設を目指す。

(3) カンファレンスを通じた関係機関間の連携強化

・分野別ケアカンファレンスの充実

従来通り精神障害者・知的障害者の両地域生活ネットワーク会議を定期開催し、関係支援機関間の連携を更に強化する。特に精神障害者支援については、退院前カンファレンスを重視し、関係者が各病院に集まるスタイルで開催していく。

・提言機能の強化

実務者レベルでは解決困難な政策レベルの課題を明らかにし、高齢者問題は地域包括支援センター運営協議会へ、障害者問題は自立支援協議会へそれぞれ適切に提言していくしくみを定着化させる。

基本項目（ ）必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり

(1) 精神障害者の地域生活支援の充実

- ・ デイケア機能強化に向けた医療機関との連携

従来の相談、デイケア機能を更に有効利用してもらうため、医療機関への広報活動を強化する。取り組みの具体的内容を近隣医療機関へ定期的に訪問し情報提供する。退院前情報の共有・退院後支援の連携活動を定着化させる。

- ・ 医師の参加しやすいカンファレンス環境の整備

地域生活サポートに向けたケアカンファレンスは可能な限り病院での開催をお願いし、地域側の支援者や専門職が赴くスタイルとしていく。できるだけ医師が参加してくれる環境をつくり、その定着化を図る。

(2) 知的障害児者・発達障害児支援の充実

- ・ 養護学校児童生徒の放課後支援の実施

波崎地域で養護学校児童・生徒の放課後支援事業を行政からの受託というスタイルで運営する。取り組みにあたっては、保護者のゆるやかなネットワーク化を促し、当事者とともにつくる事業として展開する。

- ・ 知的障害者の余暇活動支援の展開

知的障害者の余暇活動を支援するボランティアの発掘・育成・ネットワーク化を進め、映画会や小遠足・ハイキング等の行事開催から知的障害者理解を進める。

- ・ 発達障害療育者研修修了者へのフォローアップ

発達障害療育者研修修了者(161名)を対象とした研修会・事例検討会を定期開催し、保育所、幼稚園、児童センター、教育委員会等とのネットワーク化・連携の充実を図る。また、教育委員会との協働的取り組みにより新たな展開を模索する。

- ・ 成人期発達障害者支援に向けた調査・研究の実施

新たな取り組みとして、成人期発達障害者の支援に向けた調査・研究に着手する。

(3) 権利擁護関係活動の充実

- ・ 対人援助者への支援活動

居宅介護支援事業所、相談支援事業所、訪問看護ステーション、ホームヘルプ事業所等の訪問型事業所向けの成年後見制度・日常生活自立支援事業活用講座を開催し、正しい事業理解を進め、それぞれのサービス提供者が初期段階でニーズ把握・スクリーニングできる応援を行う。

- ・ 民生委員児童委員への支援活動

民生委員児童委員向けの情報提供機会や研修会を定期実施し、ニーズの早期発見機能及び本会や地域包括支援センターへの早期伝達機能を強化し、必要とされる人への早期介入を進める。

基本項目（ ）市民活動・当事者組織の応援

(1) 市民活動団体、グループ同士が繋がりをあえるための連携支援

・側面的な応援態勢の整備

各団体の自立度合いや活動実態を把握する中で、起こりうる課題を予測し、あらかじめ収集しておくべき情報、定期的に発信すべき情報、集会等で広くアナウンスすべき情報などを精査。社協が広く深い情報源となることで、各団体の活動充実に向けたシンクタンク、コンサルティング機能を発揮していく。活動資金の支援に関しては、現行の「神栖市福祉活動基金助成」にもとづき、新規設立団体や先駆的事業への応援を重視する方向は継続する。

・新しい活動家の開拓

既存の活動メニューにとらわれず、社会福祉の分野で、今必要と思われる活動を常に考え、養成講座等により賛同する市民を募る。ただし、全ての活動を社協主導でつくるのではなく、「 がしたい」「 ならできると相談窓口に寄せられる市民からの活動要望にも柔軟に対応し、ボランティア・市民活動の裾野を広げていく。

・災害時対応を想定したネットワークの構築

「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」をもとに、災害時に協力してもらえるボランティアを育成しつつ、既存のボランティアサークル、団体が、災害時の要援護者支援の分野で関われる部分を、お互いの共通理解のもとに確認しあい、実現可能なネットワークを構築する。

(2) 目的別コミュニティづくりの積極的支援

・わくわくサロンづくりの積極的展開

高齢者サロン、子育てサロンを合わせ、毎年3カ所の増設を目指し、平成26年度には市内24カ所設置を達成する。

・福祉教育出前講座

画一的な体験プログラムを廃し、新たなメニューを開発。サポーター養成講座及びサポーターフォローアップ研修についても定期開催し、新しい体験方針に合わせ、ボランティアの手で展開していけるシステムを構築する。

(3) 当事者グループ活動の支援

・新しいつながりづくりと課題の社会化、組織の社会化

自由参加の講演会や勉強会などを通じて広く呼びかけ、少数派の生活課題に対して喚起・啓発していく。当事者の組織化にあたっては、同じ立場の者同士がともに集う機会づくりを積極的に行うが、個々のメンバーが集う目的を理解し、自分が組織に対してもつ役割を認識し、その役割を実行しようという動機を持てるようなアプローチを行うとともに、活動リーダーを育成し、組織の社会化を図る。

・社協以外の支援者の開拓

精神障害や発達障害に関する市民の理解を増やす取り組みを継続する一方で、当事者グループ活動を応援したい市民を募り、ボランティアとしての組織化を試みる。

・グループを超えた共感のネットワークの構築

ふれ愛フェスティバルの企画実施や、大規模災害発生時の支援・協力体制づくりなど、神栖市を拠点として活動する者同士の共通したテーマにもとづいた連携・協働が進むよう、活動プログラムを工夫していく。

基本項目（ ）専門職集団としての事務局強化

(1) 職員意識の向上

- ・ 社会福祉士国家資格取得者の増強

この実施計画の実現に必要な福祉専門職を、各地域や活動領域ごとにきめ細かく配置するには、現事務局職員（正職員）のうち少なくとも15名の国家資格取得を、平成25年度までに達成する必要がある。現行の「自主研修助成要項」については、平成25年度をもって廃止し、職員のスキルアップに繋がる新たな研修制度を検討する。

- ・ 精神保健福祉士国家資格取得の奨励

平成26年度までに、10名の有資格者を確保する。

- ・ 給与体系の見直し

事務局員（正職員）に対し、保有資格や職種、業務遂行能力等にもとづく「昇給及び昇格に関する規程」を整備する。完全導入は平成26年度とするが、評価制度の導入や、昇給や昇格の基準見直し、福祉専門職を希望しない者を対象とした新しい給与・昇給制度の導入など、着手できる部分については計画初年度より取り組み、以降段階的に実施する。

- ・ 神栖市社協職員倫理綱領の作成

事務局内の社会福祉士・精神保健福祉士を中心に、計画初年度（平成22年度終了まで）に完成させる。

(2) 組織機構の再編

・事務局体制の再構築

基本計画に基づき再構築をはかっていくが、毎年度実施する事業評価検討と、年度事業計画の内容をふまえ、その事業展開に最もふさわしい事務局体制を、年度ごとに決定していく。

本計画推進の要となる「まちづくりグループ」は、相談支援から市民活動のコーディネートまでを包括した「市民のための福祉総合相談及び活動支援部門」として一本化するとともに専門職のみで構成し、行政施策やNPOなど他の社会資源と、その位置づけを明確に区分していく。

・サービス提供部門の一元化

総合相談及び地域生活支援部門の中立性と公平性が保てるよう、法制度に基づく契約型のサービスを提供する部門は明確に分離する。

・支所機能の整理

地域事情等により支所で実施することがふさわしいものを除き、直接サービスや事業は全て本所が担っていく体制を整え、支所業務は総合相談及び地域生活支援業務に特化させていく。

(3) 適正な財源措置

- ・ 専門職配置を要する市事業の積極的受託

福祉に関する相談援助を中心とする市の事業へは積極的に関わり、事業受託や市との協働により、市民の福祉ニーズの総合相談窓口機能を強化していくとともに、事業実施の対価としての安定的な財源確保を目指す。

- ・ 指定管理事業、介護保険事業での独立採算確保

指定管理事業においては、決められた財源（指定管理料）の中で、安全かつ安定した事業継続を確保しつつ、剰余金については社会福祉事業部門へ積極的に繰り入れ、市の補助金だけに頼らない活動財源として有効活用していく。

介護保険事業は、市内のサービス供給体制に合わせて本会の事業規模を決定していくので、必ずしも収益を伸ばす方向で事業展開するとは限らない。想定される収益の範囲にあわせ、従事する職員の就業形態、職員数も考慮した総経費を算出し、独立採算での運営を基本とするが、赤字であっても必要であれば継続する。

- ・ 社協会費、共同募金配分金の有効活用

地域福祉を推進する上での基本的な活動財源である社協会費と共同募金配分金は、いずれも地域住民の理解と協力のもとに寄せられた貴重な浄財であり、この財源は、地域住民の福祉向上に向けた様々な事業実施を通して市内に還元していく。特に、まだ法制度等が整っていない分野での取り組みや、「つながりづくり」のための新規事業など、社協にしかできない先駆的事业へ積極的に投入する。

また、その用途については常に明確にし、行政区等を通じて協力頂いた会費や共同募金が、具体的にどのような福祉事業にどれだけ使われたのかを、多様な広報媒体を利用して広くPRすることで、社協への理解者や協力者を増やし、財源の安定的、継続的な確保を目指していく。

参考資料

1 . 第 2 次地域福祉活動計画の評価	50
2 . 第 2 次地域福祉活動計画の達成度合い	68
3 . 新規事業企画書（発達障害援助者専門相談事業）	72
4 . 神栖市社会福祉協議会 平成 2 1 年度事業評価結果一覧表	76
5 . 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移	86
6 . 第 3 次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	90
7 . 第 3 次地域福祉活動計画策定委員会協議経過	91
8 . 理事会・評議員会への報告	92
9 . 第 3 次地域福祉活動計画策定委員会 事務局内プロジェクトの開催	93
10 . 事務局内プロジェクトチーム	94
11 . データ調査チーム	94
12 . 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要項	95
13 . 用語の解説	97

1. 第2次地域福祉活動計画の評価

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）
（一）専門分野別地域支援システムの構築	a 障害（精神、知的、発達障害等）分野別福祉組織化活動の推進	ピアサポートグループ青空支援	平成18年度に週2回、19年度からは完全自主活動化する。	20年度よりメンバー主導で完全自主活動日が週1回で始まる。平均的参加人数5人。これにより、社協で全面的にサポートしてきたPSG活動支援は21年度よりデイケア事業へ移行。 神栖 波崎 延べ参加者 17年度 49回 624人 18年度 53回 490人 19年度 52回 52回 735人 20年度 51回 48回 642人	市デイケアの受託というスタイルで継続的な実施が可能となった。職員（精神保健福祉士・作業療法士）の適切な個別状況に応じた関わりの必要性は、今後も高い。統合失調症、うつ病等、メンバーだけの活動ではトラブル発生の可能性が高いため、専門職が適切な距離感で入り、実施していくことがこれからも必要。ピアメンバーの自主的・主体的な取り組みスタイルを尊重し、見守っていく。	市デイケア（社協受託）とは違ったスタイルによる「集い」も社会資源として必要。開催回数については現在の週一回を維持し、関わりの距離感も変わらず、参加メンバーにできない部分のみ支援を継続する。	参加者主体の取り組みとして自分たちでできる範囲を検討し、実行してもらう。少しずつ支援の範囲を小さくしていく。 当事者グループ支援として継続。
		精神障害者デイケア	平成19年度に毎日型実施を行政と協議し、20年度に回数増加、21年度には毎日型に移行する。	21年度から神栖デイケアを2回/週、波崎デイケアを2回/週で実施。 神栖 波崎 延べ参加者 17年度 49回 594人 18年度 50回 50回 860人 19年度 51回 48回 756人 20年度 50回 51回 833人	PSG活動支援をデイケア事業へ移行し、週4回のデイケアの場を確保した。もともとが真面目で一生涯懸命だった人達であり、活動が毎日あることで義務感・負担感が高まることや、病院デイケアの利用、デイケアを離れたメンバー同士の交流等を考慮し、現在の回数で定着している。今後もこの形態による実施がメンバーにとっても良いと考えられる。市内の自立支援医療利用者は465人。精神保健福祉手帳所持者207人（6月1日）の中で登録者は32名（入院、休止、終了等は22名）。	精神保健福祉士・社会福祉士・精神科作業療法士等の専門職が安定的、継続的に事業に取り組み、利用者との信頼関係の樹立から展開している現行の形態は、社協ならではの取り組みと言える。医療機関でもなく家庭でもない、このデイは神栖市の特徴的事業として継続していく必要がある。	回数については他者との関わり方についてのトレーニング的利用が望ましいと感じられることから、開催回数を増加させることより、利用者の希望する現行回数を維持する。新たな取り組みとして「食事」の支援や「入浴」のみの支援をデイサービス機能やボランティアとの協働実施について検討するしてはどうか。
		精神障害者地域生活支援センター機能	平成19年度に必要性を行政と協議し、20年度には精神保健福祉士を2名確保、21年度には占有スペースを確保する。	精神保健福祉士は4名を確保し、21年度中も2名が養成校に入学し、年度中に受験資格を取得予定。占有スペースは確保できていない。 精神障害に関する地域ネットワーク勉強会 開催回数：24回、延べ参加者数：2,037名	社協が障害者相談支援事業を市より受託したことにより、障害者全般の相談援助機関としての機能を発揮し、占有スペースは有していないが、精神障害者の地域生活支援センターとしての機能の一部は果たしている。	国家資格取得者を今後も増やしていく取り組みは評価できる。また、訪問相談に力をいれ、単にデイケアの受託実施ということではなく、電話・面接と共に総合的に実施しているところが大切。占有スペースは無いが、機能の強化に力を入れ、継続していくべき。	精神障害者地域生活支援のしくみづくりとして、医療機関や社会福祉・健康増進課、保健所・警察等との連携を更に強化する。医療機関からの退院ケース支援の流れは、ケアカンファレンスを通じて出来つつある。今後は、家族や近隣等からの通報から受診までの流れを関係機関が認識しあえる機会づくりを力を入れていく。
		知的障害者就労支援ジョブコーチの確保	平成19年度に兼務職員1名を確保し、20年度には具体的な活動に着手する。	未実施。 19年度に独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構主催の職業リハビリテーション実践セミナーを2名受講。ジョブコーチ支援の必要性について検証する。	20年度より「鹿島育成園」が障害者就業・生活支援センター（国県委託）を運営。ジョブコーチ支援事業と合わせて鹿行地域の障害者雇用の相談窓口が強化された。また就労移行支援事業についても「潮風の郷」で実施。これらを踏まえ、他機関との連携を図ることで充足できるものと考え、未実施に至る。	中立な調整機関としての役割を發揮していく。専門的に実施している機関に適切に繋いでいくために最新で正確な情報を収集し、相談者に提供していくことが大切。もっともっと知的障害者の実状を多くの人たちに知ってもらう取り組みが必要。	ホームページ・社協ニュース・福祉講座等様々な媒体を活用し、知的障害者の生活のしずらさを市民に伝え、理解を得る努力を継続する。また、育成園、潮風の里、職業安定所等との連携を強化する。

数値データは平成17年度までが旧神栖町社協のもので、18年度以降は旧波崎町社協との合併後の数値となる。なお、空欄は未実施。

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）
（一）専門分野別地域支援システムの構築	a 障害（精神、知的、発達障害等）分野別福祉組織化活動の推進	発達障害児者の当事者グループ支援	平成18年度に父親会の検討調査を行い、19年度に父親会の設立、20年度以降は父親会の活動支援を行う。	「一休の会」は継続実施。父親会未実施。20年度頃より会の方向性が明確になり、安定した運営が図られつつある段階である。参加者も神栖市の住民のみならず、他市町村からの参加も見られるが、毎回の参加者は10名程度である。	一休の会はメンバーの増加・減少・入れ替わり等、会として未成熟な中で運営されてきた。父親会は「一休の会」への参加をそれぞれの家族が促すなど、メンバー間で話し合われたが、依然として一休の会への父親の参加は少なく、設立に至っていない。	発達障害、アスペルガー症候群そのものの社会的認知がまだまだ低い中で、父親・母親に分けて当事者グループを組織化することは、時期尚早である。まずは、現行の当事者グループの自立支援を継続し、少しずつ父親にも参加してもらえるようにしたらどうか。	一休の会については、これまで通りの支援範囲を維持する。 思春期や成人アスペルガー症候群の人たち向けの相談機関が無いため、どのようなスタイルで支援していける必要性を検討する。
		発達障害児療育者研修	平成17年度に第1期研修を開催し、21年度の第5期研修まで毎年実施する。	継続実施。修了生総数139名。市内全ての保育所・幼稚園に最低1名以上の修了生を確保することを目的に実施。21年4月現在で幼稚園・保育園は29園あり修了生の在籍園は19園となっている。第3期より教育委員会の後援を得て実施。 修了生 延参加者数 17年度(第1期) 31名 271人 18年度(第2期) 29名 217人 19年度(第3期) 34名 233人 20年度(第4期) 45名 349人 21年度(第5期) 22名 219人 計 161名 1,289人	平成21年度の第5回研修会を区切りとし、第2段階の研修会としていく。具体的には修了生のフォローアップ研修を充実させ、アドバンスコースの研修会としていく。	発達障害児やその疑いのある子どもにも、家族以外でまず関わるのが保育士や幼稚園教諭である。それらの専門職を対象とした連続研修を5年間継続し、150名にものぼる修了生を輩出したことは、評価に値する。次の段階として、アドバンスコースの研修に切り替え、より専門的知識と技術を多くの専門職に伝える取り組みとしていく。	平成22年度より、修了生を主たる対象としたアドバンスコース研修を実施する。
		発達障害児者支援ネットワーク	平成18年度に6回開催し、19年度からは毎月1回開催する。	発達障害療育者研修会修了生のフォローアップ研修会として年2回開催。研修修了生を中心に、発達障害の正しい理解と適切な療育支援の向上を図るため講義形式で年2回開催。（研修会同様に教育委員会の後援を得て実施） 発達障害に関する地域ネットワーク勉強会開催回数：24回、延べ参加者数：2,037名	19年度より特別支援教育が本格的に実施され各学校、幼稚園に特別支援教育コーディネーターが配置された。市内全域でのネットワークの構築、支援体制のシステム化は、特別支援教育の中心機関である教育委員会がすすめている。従って教育委員会の主催するネットワークに社協も入れてもらえるようアプローチする。	発達障害児支援の中心、コーディネート機関は教育委員会である。従って、教育委員会とより強力な連携が図れるよう、合同カンファレンスや合同事業等を実施し、就学前 就学 就学後 社会生活といった支援の流れをつくる必要がある。	研修会・講演会・勉強会等を毎年開催し、できるだけ教育委員会との合同企画、後援をもらう。
		発達障害児早期療育支援相談	平成18年度に保育所等への訪問相談を開始し、21年度に行政へ制度化に向けた提言を行う。	20年度より訪問相談・専門相談室を開設。保育所・幼稚園を対象に予約制で訪問相談を実施。午前には場面観察、午後にはケース検討会を行う。数ヶ月後のフォローアップのための訪問も実施している。訪問相談をメインに実施し、その補完的な事業として療育者専門相談室を開設している。行政への提言までには至っていない。	市内の各保育所・幼稚園等からの問い合わせは多く、ニーズは高まってきている。他に同様の社会資源が無いため、取り組みの必要性はこれからも高まっていくと思われる。早期発見から早期療育への流れを定着化させるためにも取り組みを継続し、多くの援助者（保育士・幼稚園教諭等）の相談機関として機能させる。	発達障害のある幼児やその疑いのある子に保育士がどう関わるかについて、1日という時間をかけてアドバイスする本事業は、他に実施している機関が無い。本事業によって、保育士の関わり方の不安軽減を果たし、適切な保育を理解していくといった取り組みの重要性は確かに高く、継続が必要。	充実・継続。

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）
（一）専門分野別地域支援システムの構築	a 分野別（福祉、知的、発達障害等） 障害（精神、知的、発達障害等） 福祉組織化活動の推進	地域包括支援センターの受託	平成17年度に契約サービス部門の組織内分離（第1段階）を行い、18年度に分離第2段階実施、19年度に受託の検討を行い、21年度に受託要望を行政に行う。	地域包括支援センターは未受託だが、地域包括支援センターにおける主任ケアマネジャー業務を受託した。（1名。H18～20）	今後、再度主任ケアマネ業務を受託する可能性、また、社協が地域包括支援センター運営に関わる可能性を考え、主任ケアマネ研修は一定量の受講を継続する。	必要に応じて高齢者領域の総合相談、ケアマネジメントを専門的に実施展開できる職員を派遣もしくは、社協が受託できるよう、必要資格取得者を事務局内の増員を目指す。 一方で、社会福祉全領域の充実度合いから、可能な限り社会資源の少ない障害者領域の活動の充実にシフトする。	ケアマネジャーとして勤務する職員については、要件が整い次第主任ケアマネ研修を受講し、最低3名を確保。 高齢者領域の相談援助業務がこれまで通り市直営で実施されていくのならば、障害者領域の相談援助業務の充実強化に本会の社会資源をより投入していく方向にシフトする。
	b 法人後見団体機能を視野に入れた 権利擁護機能の充実	第三者後見人の確保	平成17年度に事務局職員で1名確保し、19年度に1名増員、更に21年度に1名増員し5年間で3名確保する。	現在2名が社会福祉士の成年後見人養成研修を修了。本年度2名が研修を受講予定1名が補助人を受任し、補助活動を月に1回（臨時の支援もあり）実施。	社会福祉士・精神保健福祉士資格を持つ職員は、全員が後見受任できるよう講座受講を社協として後押しする。 26年度には10名の修了者を確保する。	正職員については、全員が社会福祉士取得を目指し、取得後に精神保健福祉士にチャレンジし、両国家資格を得た上で後見人養成講座を受講することが必要。 事務局内評価の通り、平成26年度には10名の修了者の確保を目指す。	資格取得支援及び第三者後見活動支援を事務局として実施し、第三者後見人経験者を事務局内に3名確保する。
		法人後見団体研究	平成17年度より研究・研修を開始し、平成19年度に法人後見団体機能を確保する。	県内社協の情報収集。日上市、東海村社協が後見団体としての機能獲得に向けて準備している。 権利擁護、成年後見制度に関する地域ネットワーク勉強会 開催回数：11回、延べ参加者数：307名	社協が後見団体としての機能を公正中立な立場で実施しようとするれば、契約型サービス（ホームヘルプ・デイサービス・ケアマネ等）の直接サービスを辞めなければならない。このことから、後見団体機能を単独社協で確保することにより、県内の社会福祉士との連携のもとで第三者後見候補者を職場内に増やし、利益相反にあたらないよう進めていくことの方が市町村社協の取り組みとしてふさわしいと思われる。	成年後見制度の原則が「個人後見」であること、市の人口規模から考えてそれ程多くの利用者が出現するとは考えにくいこと、現在の社協組織体制では利益相反になり、社協の中立・公平性を確保できないこと等により、現時点では法人後見団体としての機能確保から、事務局内に後見候補者を確保する方向に切り替える。	第3次計画の段階（5年間）では、法人後見団体機能の確保は時期尚早と考えられることから、第三者後見候補者確保という目標に切り替え、他の市町村社会福祉士とのネットワークづくりを進め、市町村の垣根を越えた後見支援のあり方を模索する。
		権利擁護（後見支援）センターの設置	平成17年度より研究・研修を開始し、平成21年度に権利擁護センターを設置する。	20年度より、まちづくりグループ内に地域ケア・権利擁護センターを設置。 権利擁護センターの機能としては、日常生活自立支援事業を主に成年後見制度の利用（申立）支援を行う。法人後見人としての社協の取り組みはしていない。 本会への相談件数 日常生活自立支援 成年後見制度 16年度 16件 6件 17年度 13件 9件 18年度 66件 18件 19年度 124件 18件 20年度 65件 16件 計 284件 67件	現行の基幹型社協の実施スタイルは平成24年度迄（茨城県社協から）となっているため、地域ケアセンターの社会福祉士全員がそれまでの間担当し、本事業の相談から契約、支援提供までの流れを体得しておく。この取り組みを通じて、他市町村の社会福祉士や弁護士、司法書士や消費生活センター等とのネットワークを強化し、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用を総合的に支援アドバイスできる総合相談機能を事務局内に確保する。	神栖社協の持つ権利擁護関係ネットワークメンバーが講師となるような勉強会や研修会、相談会等を企画し、制度の良さ、特徴をできるだけわかりやすく市民に伝える努力を継続する。これらの取り組みを通じて権利擁護センターとしての機能を充実させ、5年後のセンター設置を目指す。	上記の「法人後見団体研究」の課題を目標通りに進め、第三者後見候補者を事務局内に確保し、5年後の権利擁護相談センター設置を目指す。

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）
（ ）コミュニケーション活性化へのアプローチ	a アソシエーション型グループのネットワークづくり	わくわくサロン設立支援	平成17年度の9カ所から毎年3カ所の増加を目指し、21年度には市内23カ所を設立支援を実施する。	平成20年度までに、新たに高齢者向けサロンが2ヶ所、子育て支援サロンが3ヶ所開設し、現在計13ヶ所となる。 新規サロン設置のアプローチを積極的に実施してなかったため、設置目標数に達く及ばない。	子育て支援サロンについては、時代のニーズに合った形で支援リーダーが多数生まれ、それぞれ積極的に活動されている。つまり本会による積極的な開発アプローチが無くても増加した市民発の活動である。一方、高齢者サロンは介護保険制度や地域包括支援センターの創設に合わせて、必要性の検討を深く行わないまま時間が過ぎてしまい、地域に出て市民に必要性、重要性を伝え増やしていこうとできなかった。21年度より担当グループを替え、積極的に展開していく。	高齢者サロンについては、地域活動リーダー研修等を通じて活動者を開拓する。 活動支援内容を含めた活動マニュアルを作成し、市民主体の活動を応援する。	毎年3カ所の増設を目指し、平成26年度には市内24カ所設置を達成する。
		課題別セルフヘルプグループの研究（引きこもり等）	平成17、18年度に引きこもりの研究・実態把握を行い19年度より支援者のグループ化を図る。	20年度まで情報収集・実態把握を実施。精神疾患による引きこもりについては「こころの相談室（本会）」にて、当事者の相談を受けている。 社会的ひきこもりについてはNPOが実施。不登校の子どもの親の会は独自に設立された。	社会的ひきこもりのケースについては19年度より「ひきこもり相談室」がNPO法人を主として設立された。また、家族会（不登校家族の会）も市内で独自に実施されるようになったため、その法人やグループとの連携を強化し、それぞれの相談支援窓口の専門性がより強く発揮できるよう、本会によるグループ化は実施しなかった。	社会的な引きこもりの状況にある方と、精神的な病気を原因とした引きこもりの状況にある人を、適切な相談窓口へ導けるよう、相談員の資質向上のための取り組みを進める。 前者はNPOへ、後者は社協が実施する。	精神保健福祉士及び精神科作業療法士により、精神病質引きこもり状況の人の相談を実施する。社会的引きこもりの人を担当するNPOとの連携を強化する。
		課題別セルフヘルプグループの研究（子育て支援等）	平成17年度より子育て支援グループの支援を開始し、18年度からは自主活動への支援を拡大する。	貸出用おもちゃの整備や子育て応援勉強会を開催。 子育て支援サロン活動に加え、有償の保育サービスグループやおもちゃ修理ボランティア等、社会資源も充実してきている。	現在活動中の子育て支援ボランティアは、急速な自立化が図られている。引き続き協力メンバーの増加に繋がる勉強会の企画をしていくとともに、今後はグループ間のネットワーク構築のための交流会や研修会の開催などスキルアップのための側面支援を行っていく。	市内の子ども支援、子育て支援に関わるボランティアグループ、市民活動グループの情報交換会や共同勉強会を企画し、横のつながりづくりを積極的に支援する。	年間2回以上の企画により、それぞれの支援グループがどんな内容の活動をどれだけ範囲で実施しているのかを知り合えるようにし、それぞれが協力し合い本市における市民レベルの子育て支援活動の底上げを図る。
		地域活動グループの交流	平成17年度に交流会を開催し、18年度より協働活動を支援する。	毎年、ボランティア集会、交流会等必要に応じて実施。 20年度には活動別グループの交流を目的としたわくわくサロン交流会を実施。 当事者グループの交流活動は未実施。	様々な目的、分野において多様な市民活動が活発化している。今後も地域活動の活性化を目的とした各種交流会を実施していく。当事者グループについては、多くがグループとしての在り方を模索している段階にあり、他のグループとの交流は時期尚早といえるため、目的の近いグループ同士の交流から実施していく。	目的の近いグループ同士の横のつながりをつくる研修会や勉強会、イベント等を企画し、それぞれの領域におけるボランティア活動、市民活動の活性化を図る。	年間2回以上の企画を実施する。毎年領域別のテーマ設定等を行い、平成26年度までに現行のふれ愛フェスティバルとイベントとしてのあり方を整理する。
		防災・災害対応マニュアルの作成	平成17年度に地域活動グループとの問題の共有化を図り18年度より作成作業を開始する。	19年度に局内に防災・災害プロジェクトが発足し、災害時における社協の役割の確認と災害ボランティアセンター設置に向けたマニュアル作成に着手。 シュミレーション未実施。	21年度に完成を目指し現在校正中。各関係機関と連携及び確認をとり体制整備に備える。 また災害ボランティア養成講座の開催によりボランティア育成を図り、協働災害ボランティアセンター設置シュミレーションの実施に繋げる。	本年度中(12月)に完成し、職員全体による共通理解を進める。また災害対応マニュアルを基に、災害時に協力してもらえる市民ボランティアの育成講座を開催する。	マニュアルについては、毎年プロジェクトチームによる点検・見直しを行い、毎年度初めに加筆修正を図る。

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）
（ ） コミュニティ 活性化へのア プローチ	b 子どもの健全 育成に向けたボ ランティア活動 の推進	ファミリーサポート センターの受託運営	平成18年度に市より受託し 20年度に総合相談体制を強 化する。	18年度に市より受託。年々利用件数は増加。 20年度を目標とした「総合相談体制強化」 という視点での取り組み、また協議ができ ていない。 <サポーター活動件数> 神栖 波崎 計 18年度 227 351 578 19年度 232 406 638 20年度 467 194 661	定期的なサポーター養成講座の開催等により ファミリーサポートセンター（市受託）の着 実運営。 乳幼児をもつ世帯に対し、預かり支援を中心 に子育てに関する相談・コーディネート機能 としてボランティアの手による子育てサロン や行政各セクションと連携を図りながら役割 を果たしてきた。 総合相談体制についての方向性の検討。	本事業の受託をキッカケとして、 子育てに関する総合相談体制の強 化を目指したが、市こども課の設 置やその他の公的支援の充実等に より、子育てに関する相談は行政 が中心となって実施されていくこ とと考えられる。従って、現行の 本事業を適切に展開し、相談のあ った場合はこども課相談員にしっ かりと繋ぐ。	事業の充実強化を図るため増 加の予測される障害児対応の サポーターを増やす。 協力会員の研修機会を増し、 知的・身体・発達障害理解と 実際の関わり方について定期 的に実施していく。
		キャラバンサポータ ーの育成	平成17年度に入門講座、18 年度に専門講座を開催し、 以後必要に合わせて実施し サポーターの確保・レベル アップに努める。	17、19年度にサポーター養成講座及を開催。 20年度にサポーターフォローアップ講座を 開催。	19年度の波崎地域での講座開催により地域の 新規支援者が確保された。さらに20年度に神 栖、波崎地区合同で実施したフォローアップ 講座開催により、出前福祉講座の目的や具体 的な取り組みの再確認と共通認識が図られた。	「障害者の不自由さ」だけを伝え るような体験講座は避けるべき。 従って、車いすやアイマスク等を 全く使わないで障害理解が進むメ ニュー開発とサポーターへの研修 が必要である。その年代のこども 達が、人への配慮や思いやりを気 持ちとして理解できる手法を学校 側としっかり打ち合わせし実施す る。	サポーター養成講座及びサポ ーターフォローアップ研修を 定期開催し、明確化された方 針に合わせて展開していき るシステムを構築する。
		ボランティアキャラ バンの活性化	平成17年度にマニュアルを見 直し、18年度に新規マニ ュアルで実施、19年度から サポーターによる実施。	学校 とに担当教諭との ち合わせも にプログラムを構成し実施。20年度に標準 的なマニュアルを見直しを実施。	職員と学校の担当教諭との ち合わせが定着 し、学校によってはキャラバンを組み込んだ 福祉教育を体系的に実施しているところもあ る。サポーターフォローアップ講座開催を期 にサポーターと学校、社協の共用に作成した マニュアルは教諭との打ち合わせやキャラバ ン実践時に活用。地域のサポーターと共に実 践する福祉体験学習を通じて福祉意識の啓発 を展開していく。		
		関係団体・組織との 交流活動	交流活動は平成17年度に1 回、18年度からは年2回実 施し、20年度より協働事業 を実施する。	具体的協働事業の実施はなし。学校でのキ ャラバンを通じ父兄の協力要請及び合同体 験を実施。ふれ愛フェスティバルへの参加 協力を得ている。一方、青年会議所事業へ のボランティアの斡旋や広報といった支援 を実施。	こども会、PTA、青年会議所等の連携につ いては、お互いの既存事業の中で図ってきた が、協働活動の新たなプログラムの展開ま では至らなかった。 今後は各団体・組織独自の事業展開の中で の課題などに着目することで、社協との協働 また他団体との協働のつなぎ役としての機能 を果たしていく。	それぞれの目的別団体やサークル が「こういう団体と交流したい・ 情報交換したい」といったニーズ に応えられるよう調整機能の強化 を図る必要がある。 上記のような機能を各団体やサー クルに伝える機会を企画すること が大切。	ふれ愛フェスティバルだけ ではなく、合同研修会や情報交 換会・活動アビール会とい った交流の場、機会を積極的 につくる。

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）																												
（一）社協在宅福祉サービスの自立化	a 契約型在宅福祉サービスの位置づけの明確化と自立化	グループ別研修の体系化	平成17年度よりグループ別研修を月1回以上で定期的実施する。	ヘルパーは月2回のケース会議を実施。また年2回は定例研修会を実施。デイは毎月1回以上の定例研修会及び採用時研修を実施。局内ケアマネジャー研修会、介護支援専門員研修等外部研修への参加。	ヘルパー、デイともに現在の定期研修を継続。包括的、継続的ケアマネジメントの確立が重要であるため、研修会やカンファレンス等を通じ社協ケアマネジャーの質を均一化していく。	ヘルプサービス・デイサービスとも介護・介助等の知識、技術の向上にむけた研修は必要だが、社協の実施する直接サービスとして、何よりも福祉職としての倫理観を高め、身につけられる研修に力を入れる。技術や知識があっても、福祉職としての基本的な人への配慮や思いやり、やさしさに欠けた職員であってはならない。	定期研修を継続し、各機能の質的向上を目指す。																												
		居宅介護支援事業所	平成17年度に専任2名、兼務1名の3名体制とし、19年度より非常勤職員による専任2名体制に移行する。	20年5月まで専任職員3名兼務職員2名で担当。波崎地域の件数増加に伴い、20年6月に神栖社協はさき指定居宅介護支援事業所開所。神栖社協かみす指定居宅介護支援事業所へ改名し、かみす居宅管理者1名、専任2名兼務1名、はさき居宅管理者1名専任2名の体制となる。 <年間ケアプラン作成件数の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>神栖</th> <th>波崎</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>1,390</td> <td></td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>1,395</td> <td></td> <td>1,395</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>1,228</td> <td></td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>1,270</td> <td></td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>1,009</td> <td>272</td> <td>1,281</td> </tr> </tbody> </table>		神栖	波崎	計	16年度	1,390		1,390	17年度	1,395		1,395	18年度	1,228		1,228	19年度	1,270		1,270	20年度	1,009	272	1,281	ケアマネジャーを必要とする対象者は、今後とも増加していくことが予測できるが、ミニマムサービスの確保とし事業継続していく。	市内のケアマネ事業所数は17カ所、44名のケアマネが、約1700人分の対象者に関わることが可能となっているが、実際にケアマネの利用者数は約800人とどまっている。社協受け入れ数は120ケース。前回計画の目標通り、市内事業所の量的質的な整い状況を見極め、社協としての中立性を確保するため徐々に縮小していく。しかし、社協として実施しなければならない状況の場合には、ミニマムの確保として継続していく。	現状の規模で、民間の事業所を応援するスタンスを維持する。民間事業所の増加量に合わせて毎年規模を再検討し、必要な地域（例えば波崎地域）や領域（例えば介護ランクが低い人等）に絞った規模に縮小していく。26年度には市内80ケース程度の対応事業所を目指す。				
			神栖	波崎	計																														
16年度	1,390		1,390																																
17年度	1,395		1,395																																
18年度	1,228		1,228																																
19年度	1,270		1,270																																
20年度	1,009	272	1,281																																
ホームヘルプ事業所	正規職員の2名配置を平成18年度までとし、19年度からは正規職員の配置を1名とする。	20年度より正規職員を管理者1名（デイサービス管理者も兼務）として配置。 <年間サービス提供件数の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護保険</th> <th>身障</th> <th>軽度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>8,456</td> <td>1,827</td> <td>671</td> <td>10,954</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>7,577</td> <td>2,432</td> <td>599</td> <td>10,608</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>6,965</td> <td>1,640</td> <td>618</td> <td>9,223</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>4,607</td> <td>1,267</td> <td>422</td> <td>6,296</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>4,179</td> <td>1,222</td> <td>423</td> <td>5,824</td> </tr> </tbody> </table>		介護保険	身障	軽度	計	16年度	8,456	1,827	671	10,954	17年度	7,577	2,432	599	10,608	18年度	6,965	1,640	618	9,223	19年度	4,607	1,267	422	6,296	20年度	4,179	1,222	423	5,824	ヘルパー事業所の規模縮小化により、現状の配置を継続実施。	市内のヘルプ事業所数は19カ所、稼働ヘルパーは128名となっている。どの事業所もヘルパー不足の状況でケアマネの調整が困難となってきた。高齢者・障害者のヘルプサービスを確保していくサービス量を見極め、事業所規模を検討する。基本的には、民間の福祉事業所を応援していく立場として、充足度合いに応じて縮小・撤退を視野に入れた取り組みとしていく。	平成22年に特養1カ所、23年に老健1カ所がそれぞれオープンし、ヘルパー事業所も併設が予測されるため、その時期までを現行の規模で展開し、23年度以降に社協としてふさわしい事業所規模に移行する。また、障害者向けヘルパーの不足が予測されるため、徐々に障害者ヘルパー事業所機能の発揮にシフトする。
	介護保険	身障	軽度	計																															
16年度	8,456	1,827	671	10,954																															
17年度	7,577	2,432	599	10,608																															
18年度	6,965	1,640	618	9,223																															
19年度	4,607	1,267	422	6,296																															
20年度	4,179	1,222	423	5,824																															

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）
（一）社協在宅福祉サービスの自立化	b ケアワーク部門の組織的整理	契約型サービス部門の組織内整理（居宅介護支援・ホームヘルプ・訪問入浴・福祉用具貸与）	平成18年度に契約サービス部門の整理を行い、19年度にそれぞれの事業規模を検討する。	ヘルパー事業所は社会資源の増加により、ミニマムサービスを確保する規模での事業運営に縮小。 居宅介護支援事業所は波崎地域の件数増加に伴い、神栖社協はさき指定居宅介護支援事業所開所。 訪問入浴及び福祉用具事業は社会資源の増加により19年度で終了。	ヘルパー事業所の運営はミニマムサービスの確保とし、障害福祉サービス提供を軸に職員10名規模の事業所として運営する。 居宅介護支援事業所の運営はミニマムサービスの確保とし、市内の居宅介護支援事業所の需給バランスが適切となるまで、規模を調整し継続する。	社会資源の整い具合を見極め、社協として住民や行政に理解・納得の得られる範囲で取り組む。 基本的には民間事業所と競合する事業のうち、民間のみで供給量に問題が出ない状況に至るまで、ミニマムを確保していく役割として実施していく。 市内の社会資源の整い具合に合わせて縮小・撤退を視野に入れた取り組みとしていく。	ヘルパー事業所・居宅介護支援事業所とも市内に民間事業所が存在しており、その数量は施設の設置にあわせて増加していくことが予測される。 両事業とも市内の社会資源の充足状況にあわせ本会の規模を変化させていく必要がある。 将来的には、民間の福祉事業所を応援していく立場として縮小・撤退を視野に入れた取り組みとしていく。
		高齢者・障害者デイサービス	平成17年度に行政との協議を行い、18年度から20年度まで第1期指定管理者としてサービス提供を継続する。	18年度より3年間第一期指定管理者として安全な配慮義務及び善管注意義務を果たす運営を実施。 21年度から3年間、第二次指定管理者として指定を受けた。	21年度から23年度まで第2期指定管理者としてサービス提供を継続。また社会資源の増加と設備の老朽化が進んでおり、今後の運営について21年度に市が今後の運営の方向性を検討し決定する為の情報提供を行ってゆく。	これまで通り事業の実施状況を定期的に行政に報告していく。 23年度まで適切なサービス提供に努める。	医療観察の必要な利用者が増加した場合の善管注意義務・安全配慮義務に違反しないよう行政との連携を密にし適切なサービス提供に努める。
		福祉作業所	平成17年度に行政との協議を行い、18年度から20年度まで第1期指定管理者としてサービス提供を継続する。	18年度より3年間第一期指定管理者として安全な配慮義務及び善管注意義務を果たす運営を実施。 21年度から5年間、第二次指定管理者として指定を受けた。	25年度まで、第2期指定管理者として作業所運営を継続する。 第3期以降の運営については、向こう5年間の社会資源の整備状況を踏まえ、神栖市の障害者福祉向上に最もふさわしい形態について社協としての考えをまとめる。	これまで通り事業の実施状況を定期的に行政に報告していく。 25年度まで適切なサービス提供に努める。	善管注意義務・安全配慮義務に違反しないよう行政との連携を密にし適切なサービス提供に努める。
		指定管理者としての本会の在り方検討	平成17年度から19年度まで市内の需給バランス、必要度合いを元に検討を重ね、20年度に方針決定する。	市内の民間デイサービスセンターの増加により、市内の利用ニーズに対応できる状況となってきたため、市の直接提供の意義は薄くなった。また指定管理者となったことから職員の安定した確保が困難となる。社協は次期指定管理者となったが、サービスの質の維持が大きな課題として残る。	デイサービスの社会資源の増加により、今後行政サービスとして提供する必要性は低くなり、社協もまた指定管理事業者として運営する役割は終了したと考えられ、次期指定管理事業の申請について内部協議し、結果を市へ伝えてゆく。	本会が中立・公正な地域福祉推進の中核機関として他の機関・団体・個人から信頼され、適切に業務を遂行して行く前提として、民間事業所と競争しサービス事業体としての機能を得ようとするふるまいは可能な限り忌避しなければならない。	社協だからこそ実施しなければならない、制度のハザマで困っている人たち向けの取り組みを進めていくため、次回の公募参加は忌避しなければならない。そのための準備をデイは23年まで、作業所は25年まで実施する。

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）																														
（ ） 社協組織体制の強化	a 福祉専門機関としての組織的強化	理事の事項別担当制	平成18年度に事業・組織・財政部会を設置する。	19年4月：評議員選任規程、常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程を制定。 21年5月：役員選任規程制定(予定) 各種委員会へ本会理事・評議員が参画する形態は継続しているが、部会制は導入できていない。	部会制導入は未実施だが、事務局内での協議と必要に応じた理事会での報告・協議により対応できている。	本会の取り組むべき領域・範囲が社会福祉の浸透と共に縮小して来ている中、各分野（事業・組織・財政等）に分けて協議することの方が非効率的となる。領域は狭いが、実施すべき取り組みは、より専門的であり、総合的に評価してもらわなければならない。よって現行理事会機能を継続する。	現行の理事会機能で総合的に本会事業を評価・分析・方向性についての協議を継続。																														
		職員の専門職種化1	平成17年度に社会福祉士を2名確保し、以降毎年1名ずつ増員する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> <th>累計</th> <th colspan="2">職員総数(うち正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>83</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>83</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>77</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>75</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>71</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> 21年4月：自主研修助成要項の制定。	年度	人数	累計	職員総数(うち正)		～H17	2	2	83	21	H18	1	3	83	21	H19	2	5	77	18	H20	2	7	75	18	H21	1	8	71	19	毎年1名以上の増員が達成され、事務局職員(正職員)19名中42%の取得率となった。現計画通り、将来的(26年)には本会事務局職員全員の国家資格取得達成を目指す。20年度は社会福祉士実習指導者講習も2名受講。本会職員だけでなく、神栖市の福祉マンパワー育成にも協力できる体制をつくる。また、国家資格取得にチャレンジしやすい環境づくりと、取得者と未取得者の処遇に変化をつけていくルールを検討する。	社協の業務がソーシャルワークである以上、正規職員の最低限の取得資格は社会福祉士である。自主研修助成制度もスタートしたため、今後は業務コースの変更(福祉専門職・事務職)等による処遇の変更を行い、国家資格取得者の増加を目指す。また、福祉専門職を希望しない正規職員の処遇のルール化を検討する。	自主研修助成制度は現在取得していない職員向けの制度であり、一年でも早く取得済み者に追いつき、社協の担うべきコミュニティソーシャルワークを実践してもらうためのものであるため、長期に渡った制度維持は適切ではない。したがって5年程度を区切りに制度終了とし、職員の業務選択の参考に役立てる。
		年度	人数	累計	職員総数(うち正)																																
～H17	2	2	83	21																																	
H18	1	3	83	21																																	
H19	2	5	77	18																																	
H20	2	7	75	18																																	
H21	1	8	71	19																																	
職員の専門職種化2	平成17年度に精神保健福祉士を1名確保し、以降1年おきに1名ずつ増員する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> 21年4月：自主研修助成要項の制定。	年度	人数	計	～H17	1	1	H18	1	1	H19	1	2	H20	1	3	H21	1	4	計画通りの増員が出来た。今後の社協の精神保健分野への関わり度合いにより、以降の増員計画を検討する。	精神障害者支援、発達障害児者支援、障害者相談支援事業の展開には、より専門的な知識・援助技術・福祉専門職としての価値観が問われる。この資格がなければ進められない業務が増える中、社会福祉士全員が取得すべき資格である。26年度終了時に本会に10名の精神保健福祉士取得者を確保する。	社会福祉士・精神保健福祉士を取得しソーシャルワーカーとして社協の本流業務を担う正規職員と、一般事務職・介護職とのコース分け等を実施することで、職員ひとり一人の適正配置や業務に対するモチベーションの向上につなげる。第三次計画中に検討、実施を目標とし、各種準備、規程(案)の整備を行う。														
年度	人数	計																																			
～H17	1	1																																			
H18	1	1																																			
H19	1	2																																			
H20	1	3																																			
H21	1	4																																			
		地域包括支援センターへの職員派遣	平成17年度に行政と協議し18年度から20年度までの3年間、主任ケアマネジャーを派遣する。	地域包括支援センターにおける主任ケアマネジャー業務を受託した。(1名、H18～20)	主任ケアマネとして、ケアマネジャーからの困難事例の相談対応・関係機関への調整、介護予防プラン作成を行い、市地域包括支援センターのマンパワーとして貢献。適切な業務遂行が図られた。今後、再度主任ケアマネ業務を受託する可能性、また、社協が地域包括支援センター運営に関わる可能性を考え、主任ケアマネ研修は受講を継続する。	3年間の包括支援センターへの活動協力により、「社協の有資格者を行政サービスの中で活かしていく」という、行政との新たな連携の基礎づくりができた。次回以降の要請に応えられるよう事務局内に有資格者を増やしておく努力が必要。	次回以降の要請に応えられる様、主任ケアマネ資格取得可能者を積極的に指定講習に派遣し、最終目標年度までに最低でも3名を確保する。																														

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	左記結果となった理由、評価、今後の方向性	策定委員会評価	実施目標（H22～26）
（一）社協組織体制の強化	a 福祉専門機関としての組織的強化	福祉事務所への職員派遣	平成17年度に行政と協議し19年度から社会福祉士もしくは精神保健福祉士を派遣する。	社会福祉課での精神保健福祉士業務を受託した。（1名、H21）	21年度からの実施であり、まだ結果を評価できる段階にはないが、行政の中で専門職として果たすべき役割、職務の範囲など、実際の業務の中で整理せざるをえない部分も多く、この1年をかけて実績をつくる。	行政の窓口相談場面における精神保健福祉士としての対象範囲・支援範囲、他機関との連携のあり方等、専門職の機能を定着させる努力を継続する。	次回以降の要請に応えられる様、精神保健福祉士資格取得者を、最終目標年度までに10名確保する。
		職員採用・処遇関係規程の整備	平成17年度に検討し、18年度に新規規程の検討、19年度から新規規程の施行。	17年4月：常勤職員就業規則、非常勤職員就業規則を整備 19年4月：継続雇用に関する規則制定 19年5月：職員の採用は公募による公正な試験又は選考と明記（就業規則） 20年3月：事務局職員の退職手当支給率を市職員に準じ整備（給与規程）	労基法及び関係法令の改正・新規制定等があった際にはその都度本会就業規則を改正している。 常勤職員の給料体系及び初任給格付けを総合的に見直す必要がある。また常勤職員の退職手当（現在未整備）について早急な検討が必要である。 市の人事評価制度の導入に合わせて、本会も何らかの評価制度を導入し、職員の社協業務に対するモチベーションアップにつなげる。	ケアワーク部門の専門職種化が進む中、正規職員のソーシャルワーカーとしての専門職種化は急務である。自主研修制度も確立されているため、正規職員の職務コースの選択制の導入等により、取得資格による業務の違いに応じた処遇のあり方への移行が必要。 常勤職員の処遇に関する見直しを本計画中に実施する必要がある。	正規職員の職務コース選択制については、例えば社会福祉士・精神保健福祉士を取得している専門職コースと取得していない一般事務職コース等に分け、初任給の格付けから昇級・昇格にいたる見直しを行い規程化を目指す。 常勤職員の処遇についても本計画中に総合的に見直しを行う必要がある。
	b 神栖社協存在意義の明確化	定期全体研修	平成17年度から毎年計画的に実施。	定期的な全体研修としては未実施。 グループレベルで、事業評価検討時などに事業を実施する味や、実施主体である社協の存在について触れる程度の取り組みにとどまった。 職員の自主勉強会が20年12月より毎月実施されており、十数名の参加がある。	職員の採用から昇給・昇格、退職に至るまでの育成計画と、それを実現する研修プログラム（OFF-JT含む）が、人事管理システムと連動して確立されていないため、研修は個々の職員の努力（国家資格の取得等）に委ねられていた。 ある程度のシステム化が図られない限り、組織としてのレベルアップは難しい。	全体研修については、各係長を中心としたグループ別研修を充実させていくことと、地域ネットワーク勉強会や職員自主研修によってカバーすることとし、計画的実施は困難であるため実施しない方向で検討する。係長以上の会議を通じて把握できた本会の課題について、各係ごとに検証し専門的な研修に結びつける。 各種研修の成果が人事管理システムと連動できる規程を整備する。	各職員の自主性、主体性を尊重できる研修のあり方に移行する。体的には、社会福祉士・精神保健福祉士の資格取得。地域ネットワーク勉強会及び職員自主研修への参加。係長をスーパーバイザーとする係別研修の実施等。 研修結果を処遇に反映できる人事システムを目標年度内中に確立・実行する。
		支所別研修	平成17年度から毎年計画的に実施。				
		神栖社協職員倫理綱領（規程）の作成	平成17年度に職員プロジェクトチームにより着手し、18年度に完成させる。	未着手。	実施計画に掲げた項目ではあったが、研修プログラム未確立の中、職員発のボトムアップ式作成を目指すのは困難だった。 研修プログラムの確立と、職員自主勉強会等による職員レベルの向上を継続しながら、次期計画の中で完成を目指す。	社協職員の行動規範そのものがソーシャルワーカー倫理綱領を前提としているため、少なくとも、正規職員の5割以上の社会福祉士若しくは精神保健福祉士資格取得者を確保した後に、それらの職員を中心に創り上げて行くことが大切。	局内の社会福祉士・精神保健福祉士を中心に平成22年度終了までに完成させる。

2. 第2次地域福祉活動計画の達成度合い

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	評価
() 専門分野別地域支援システムの構築	a 組織害化へ精神の推知進め、発達障害等) 分野別福祉	ピアサポートグループ青空支援	平成18年度に週2回19年度からは完全自主活動化とする。	メンバーの希望により週一回の実施となっているが、自主的な活動により定着してきている。	達成
		精神障害者デイケア	平成19年度に毎日型実施を行政と協議し20年度に回数増加、21年度には毎日型に移行する。	登録メンバーとの協議結果として、ちょうど良い頻度（神栖地区週2回・波崎地区週2回）が定着してきている。	達成 7割
		精神障害者地域生活支援センター機能	平成19年度に必要性を行政と協議し、20年度には精神保健福祉士を2名確保、21年度には占有スペースを確保する。	占有スペースの確保までは達成できなかったが、社協事務局が「相談場所」という理解は進んだ。資格取得者は4名確保した。	達成 7割
		知的障害者就労支援ジョブコーチの確保	平成19年度に兼務職員1名を確保し、20年度には具体的活動に着手する。	未実施。連携中の施設が国県補助の障害者就業・生活支援センターをスタートさせたことから本会によるジョブコーチ確保は、今後のニーズの高まりに合わせて実行する。	路線変更
		発達障害児者の当事者グループ支援	平成18年度に父親会の検討調査を行い、19年度に父親会の設立20年度以降は父親会の活動支援を行う。	「一休の会」の成熟度合いから「父親会」の結成は時期尚早であった。一方で「一休みの会」のNPO化準備の話が出てきたため、これまで通りの支援を継続する。	路線変更
		発達障害児療育者研修	平成17年度に第1期研修を開催し、21年度の第5期研修まで毎年実施する。	計画通り、研修会の実施、修了生の確保、フォローアップ研修の実施。	達成
		発達障害児者支援ネットワーク	平成18年度に6回開催し、19年度からは毎月1回開催する。	勉強会スタイルのフォローアップ研修が多かったが、ネットワークづくりの支援までできた。	達成
		発達障害児早期療育支援相談	平成18年度に保育所等への訪問相談を開始し、21年度に行政へ制度化に向けた提言を行う。	公式な行政への提言には至っていないが、取り組みを進めていくにしたがって社会福祉課、子ども課、教育委員会等の理解が進み連携が図られつつある。早期発見、相談窓口の充実、適切な関係機関との連携の土台づくりに向けて、もう少しの間本会による直接相談機能を充実させる。	路線変更 概ね達成
	地域包括支援センターの受託	平成17年度に契約サービス部門の組織内分離（第1段階）を行い、18年度に分離第2段階実施、19年度に受託の検討を行い、21年度に受託要望を行政に行う。	結果として地域包括支援センターは行政の直接運営が決定し、住民にとっても利益の大きいものとなった。本会は、高齢者相談センターの受託、必要とされるマンパワーの確保を進め地域包括支援センターへの協力を継続する。	路線変更	
	b 入れ後団体機能の視察に	第三者後見人の確保	平成17年度に事務局職員で1名確保し、19年度に1名増員、更に21年度に1名増員し5年間で3名確保する。	事務局内に3名の第三者後見人候補者を確保できた。	達成
		法人後見団体研究	平成17年度より研究・研修を開始し、平成19年度に法人後見団体機能を確保する。	法人後見団体機能の確保は社会的な必要性は高いものの、現在の神栖市における社会福祉の現実から再検討した場合、法人の中立性、公平性、費用対効果の面から日常生活自立支援事業の基幹機能を整理し、社会福祉士による個人後見のネットワークづくりを進めていくことの方が重要であることが確認できた。	路線変更
		権利擁護(後見支援)センターの設置	平成17年度より研究・研修を開始し、平成21年度に権利擁護センターを設置。	計画通り社会福祉士・精神保健福祉士・第三者後見人候補者の確保によりセンターの設置には至っていないが、日常生活自立支援事業から成年後見制度の説明、申し立て支援に至る権利擁護センター機能は確保し実践している。	達成
	() コミュニティ活性化への	a アソシエイトワークショップ型グループ	わくわくサロン設立支援	平成17年度の9カ所から毎年3カ所の増加を目指し、21年度には市内23カ所を設立支援を実施。	わくわくサロンを地域に増やしていく積極的な取り組みに着手できなかった。今後は、地域活動リーダー等の養成から進める。
課題別セルフヘルプグループの研究（引きこもり等）			平成17、18年度に引きこもりの研究・実態把握を行い19年度より支援者のグループ化を図る。	市内に社会的ひきこもりの方を支援するNPO法人が設立され、不登校児の親の会も発足した。社会資源が増加し、社協は精神病質ひきこもりの方の支援を継続しつつ、相談の入口機能を強化し、これらの団体と適切に連携していく。	達成
課題別セルフヘルプグループの研究（子育て支援等）			平成17年度より子育て支援グループの支援を開始し、18年度からは自主活動への支援を拡大する。	市内に4サークル設立され、それぞれ自主自立化した取り組みとなっている。	達成
地域活動グループの交流			平成17年度に交流会を開催し18年度より協働活動を支援する。	交流活動促進支援を実施。多少の路線変更があったものの概ね実行できた。	達成
防災・災害対応マニュアルの作成			平成17年度に地域活動グループとの問題の共有化を図り18年度より作成作業を開始する。	平成21年11月中に中に完成予定。12月理事会にて報告予定。	達成

基本項目	重点項目	活動名	平成21年度到達目標	実施結果（H17～21）	評価
() へのア ニ チ 活 性 化	b 子 の 健 全 育 成 に 向 け た ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 推 進	ファミリーサポートセンターの受託	平成18年度に市より受託し20年度に総合相談体制を強化する。	18年度に受託したファミリーサポートセンター事業を柱に、子育て支援に関するニーズ把握から解決手段のインフォメーションまで概ね実施できた。	達成
		キャラバンサポーターの育成	平成17年度に入門講座、18年度に専門講以後必要に合わせて実施しサポーターの確保・レベルアップに努める。	サポーターのレベルアップのための各種講座を実施し、交流も図られ各メンバーのモチベーションも向上した。	達成
		ボランティアキャラバンの活性化	平成17年度にマニュアルを見直し、18年度に新規マニュアルで実施、19年度からサポーターによる実施。	マニュアルの見直しはしたものの、出前講座のあり方を根本的に見直す必要がある。車いすやアイマスクを使った障害者理解から、全く別のモノ・コトを活用した「他者との共生」理解の講座へ移行する。	達成
		関係団体・組織との交流活動	交流活動は平成17年度に1回、18年度からは年2回実施し、20年度より協働事業を実施する。	ふれ愛フェスティバルの準備から実施に至る約4ヶ月間の取り組みに集中してしまった。	達成 5割
() 社 協 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 自 立 化	a 確 の 契 約 型 サ ー ビ ス の 自 立 化 の 明 示	グループ別研修の体系化	平成17年度よりグループ別研修を月1回以上で定期的実施する。	目標通り実施。	達成
		居宅介護支援事業所	平成17年度に専任2名、兼務1名の3名体制とし、19年度より非常勤職員による専任2名体制に移行する。	民間事業所の増加に合わせて規模の縮小を目標としていたが、波崎地域のケアマネ不足への対応として事業所を増設。	路線変更
		ホームヘルプ事業所	正規職員の2名配置を平成18年度までとし、19年度からは正規職員の配置を1名とする。	目標通り、民間事業所の増加に伴う規模縮小を達成した。また、正規職員の配置も管理者として0.5人で実現できた。	達成
	b 組 織 的 整 理 ク ラ ブ 部 門 の	契約型サービス部門の組織内整理	平成18年度に契約型サービス部門の整理を行い、19年度にそれぞれの事業規模を検討する。	いずれの契約型サービスにしても民間の社会福祉事業を応援していく立場を守り、市内の整い状況に合わせて縮小・撤退していく方向性への整理ができた。また、訪問入浴事業、福祉用具貸与事業は廃業した。	達成
		高齢者・障害者デイサービス	平成17年度に行政との協議を行い、18年度から20年度まで第1期指定管理者としてサービス提供を継続する。	18年度より3年間第一期指定管理者として安全な配慮義務及び善管注意義務を果たす運営を実施。21年度から3年間、第二次指定管理者として指定を受けた。	達成
		福祉作業所	平成17年度に行政との協議を行い、18年度から20年度まで第1期指定管理者としてサービス提供を継続する。	1期指定管理者としての役割を果たすことができた。2期目については、公募の上指定され現在に至る。	達成
		指定管理者としての本会の在り方	平成17年度から19年度まで市内の需給バランス、必要度合いを元に検討をね、20年度に方針決定する。	平成20年度に行政担当課と協議を重ねた。中立公平性を最も重要視する法人としてまた、他の民間福祉事業者を援していく立場として、公募による 査への 加は 避すべき事項であるという 方が事務局として統一された。	達成
() 社 協 組 織 体 制 の 強 化	a 福 祉 組 織 的 機 関 の 強 化	理事の事項別担当制	平成18年度に事業・組織・財政部会を設置する。	個別部会は設置せず現行の理事体制の中で、事業・組織・財政を総合的に管理監督できる体制を継続する。	路線変更
		職員の専門職種化1	平成17年度に社会福祉士を2名確保し、以降毎年1名ずつ増員する。	平成21年度で8名の社会福祉士資格取得者を確保できた。引き続き、コミュニティソーシャルワーカーとしての勤務希望者は取得を目指す。	達成
		職員の専門職種化2	平成17年度に精神保健福祉士を1名確保し、以降1年おきに1名ずつ増員する。	平成21年度で4名の精神保健福祉士資格取得者を確保できた。引き続き、精神障害者、発達障害児及びコミュニティソーシャルワーカーとしての勤務希望者は取得を目指す。	達成
		地域包括支援センターへの職員派遣	平成17年度に行政と協議し18年度から20年度までの3年間、主任ケアマネジャーを派遣する。	3年間無事に派遣達成できた。	達成
		福祉事務所への職員派遣	平成17年度に行政と協議し19年度から社会福祉士もしくは精神保健福祉士を派遣する。	行政との新たな連携として平成21年度より、社会福祉課に精神保健福祉士1名を精神保健専門相談事業の受託というスタイルで派遣した。	達成
	職員採用・処遇関係規程の整備	平成17年度に検討し18年度に新規規程の検討、19年度から新規規程の施行。	目標としていた必要最低限の関係規程の新設、改正によって整備された。	達成	
	b 意 義 の 社 協 存 在	定期全体研修	平成17年度から毎年計画的に実施。	全体研修は、各職員の勤務時間、勤務日程のバラツキ、処遇の違い等により実施できなかった。しかし、支所別研修、グループ別研修、自主研修会の充実が図られた。	達成 5割
支所別研修		平成17年度から毎年計画的に実施。			
神栖社協職員倫理綱領（規程）作成		平成17年度に職員プロジェクトチームにより着手し、18年度に完成させる。	着手前段の職員研修が実施できなかった。平成21年度中の本計画策定作業と合わせて完成を目指す。	達成 2割	

3 . 新規事業企画書

神栖市社協による発達障害援助者専門相談事業の実施に向けて

企画理由

近年、自閉症やアスペルガー症候群、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、LD（学習障害）といった発達障害を持つ子どもたちの増加が問題になっている。2002年の文部科学省から普通クラスの6%、1クラスに1～2人が発達障害を持つ子どもたちであると統計結果は示している。

取り分け、知的に問題を抱えない軽度発達障害を持つ子どもたちやその家族の生活のしづらは、地域社会による「発達障害」そのものへの理解が浅いことから非常に大きいものである。

「周りの子とすこし違う目で見られる」「学校でも問題児として扱われる」、など集団生活にうまく溶け込めない我が子を見て、胸を痛めている親御さんたちが多く存在し、また、実際にはそうでなくとも、「うちの子は大丈夫かしら？」と不安をつのらせ、過敏に反応してしまう親御さんたちも少なくない。

2005年4月1日には当事者たちの希望の光であった「発達障害者支援法」が施行され、さまざまな支援が行き届かない、もしくは外から見ても障害として分かりづらく誤解も多かった発達障害を持った人々に対し、発達障害を理解することによって地域で支え合って支援していくという動きが具体化した。しかしながら、啓発法としての意味あいの強いこの「発達障害者支援法」は具体的な施策については多くを語っては無く「発達障害者支援センターの設置」（各都道府県に1カ所程度）が新たに設けられたにとどまっている。つまり、この法律をキッカケに発達障害への正しい理解を広め、それぞれの市町村が主体的に支援のしくみを創っていくことを示している。

本市における発達障害児支援の状況は保健師による法定検診（1.6歳・3歳児）での早期発見、ことばの広場への紹介、児童デイサービスの紹介がメインとなっており、いわゆる軽度発達障害を持つ子どもたちへの早期療育の場面は非常に少ない。併せて保育士・幼稚園教諭・小中学校教師など、直接子どもたちの集団場面にかかわる専門職へのアドバイザーも少ないのが現状である。

本会は、地域ネットワーク勉強会での10回以上に渡るテーマ設定・軽度発達障害児療育者連続研修会・研修修了生のネットワーク構築・市民公開講座等を実施し、発達障害への理解と早期療育の必要性をアナウンスし続けてきた。そしてこれら取り組みへの参加者の増加や相談者の増加等から、益々支援の必要量の強化が重要であることを確認することができた。

また、「発達障害」への正しい理解が直接の援助者・支援者に届き、関わりの工夫がなされることで、多くのケースが「発達障害」を特別なものと意識しなくても良いことに気づいてくれることも確認することができた。平成19年度からスタートした特別支援教育は、ともすれば子どもであることの特徴が他の子より目立ってしまうことで、「健康で元気な先生の言うことを

聞く良い子とは違う、特別な援助をしていかなければならない子」というレッテルを貼られ、他の子どもたちと分断されてしまう危険性を抱えることとなった。発達障害児への支援が、発達障害児やその疑いのある子への偏見を助長させてしまうことがあってはならない。

上記の課題を解決していくための方策として、「援助者への支援」が不可欠となる。したがって保育士や幼稚園教諭向けの専門相談室を新たに設置し、それぞれの園や学校で「発達障害」への正しい理解と関わりの工夫を進めることで、多少の課題があったとしても十分に他の子どもたちと一緒にすごせることを多くの関係者に認識してもらう必要がある。更に、他機関の相談や療育機関を活用する必要のある子については、早期にインフォメーションし必要な制度やサービスをいち早く活用していくことが重要となる。

社会的に大きな生活課題を抱えつつも、その問題点が潜在化し市民レベルによる認知が低いが故に社会サービスが整わないといった領域の福祉向上を目指す取り組みこそ、中立公正な地域福祉推進機関である『社会福祉協議会』が最も力を入れなければならない活動であるといえる。

上記内容を踏まえ、平成 20 年度より別添要綱（案）に基づき、発達障害児とその保護者、児童に直接関わりをもつ専門職の不安軽減と早期発見から早期療育そしてクラスや学校に適應できる環境整備の為の新たなシステムづくりを目的とした『発達障害援助者専門相談室』の開設及び保育所・幼稚園等への『訪問療育相談』を開設し、障害発見場面を担当する保健師や特別支援教育を担当する教育委員会との連携を密にし、本市における発達障害児支援のしくみづくりに寄与していきたい。

1. 展開方法

(1) 『発達障害援助者専門相談室』

- 相談員 : 発達障害児療育実践者に依頼
開催頻度 : 月1回
開催時間 : 午前10時より12時・午後1時より午後4時まで
実施方法 : 事前予約(相談時間は1ケースにつき40分)
開催場所 : 神栖市保健福祉会館2階 相談室
活動目標 : ・援助者へのアドバイスを通じた不安感の解消
・保育所・幼稚園・小中学校との連携強化
・発達障害児早期療育システムの基礎づくり

(2) 『発達障害訪問療育相談』

- 相談員 : 発達障害児療育実践者に依頼
実施頻度 : 月1回(1カ所)
実施時間 : 午前10時より午後3時まで
実施方法 : 事前予約(保育所、幼稚園より事前申請)
開催場所 : 市内の保育所及び幼稚園
活動目標 : ・保育士及び幼稚園教諭への適切な療育方法のアドバイス
・支援カンファレンスによる保育所全体、幼稚園全体による療育の定着化
・保育所・幼稚園との連携強化
・発達障害児早期療育システムの基礎づくり

以上

平成20年4月3日

文責

地域グループ 橘田

平成20年度発達障害援助者専門相談事業実施要綱

- 1 事業名 発達障害援助者専門相談事業
- 2 主催者 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
- 3 対象 発達障害児に関わる保育士、幼稚園教諭等の援助者
- 4 目的 発達障害児に関わる援助者を対象に集団・個別による療育方法についての相談を面接・訪問等により行う。
- 5 相談方法
 - (1) 発達障害援助者専門相談室
 - ・ 発達障害カウンセラーを相談員として、神栖市保健福祉会館相談室を会場に、月1回(1日に4名まで)の頻度で実施する。方法は面接及び電話にて行う。相談の費用については無料とする。
 - (2) 発達障害訪問療育相談
 - ・ 発達障害カウンセラー及び言語聴覚士等を相談員として、申請のあった市内の保育所・幼稚園等の現場に派遣し、集団行動、療育場面のアセスメントを行う。その後、保育士・幼稚園教諭らと適正療育のためのカンファレンスを実施し相談員による療育アドバイスを行う。相談は月1回(1日に1カ所)の頻度で実施し巡回相談の費用については無料とする。
- 6 申し込み
 - (1) 発達障害援助者専門相談室
 - ・ 事前連絡等により予約を受け付ける。
 - (2) 発達障害訪問療育相談
 - ・ 巡回相談当日の1ヶ月前までに事前連絡等により予約を受け付ける。
 - ・ 申請書は事前予約後1週間以内に提出(郵送・FAX)する。
 - ・ 提出先は神栖市社会福祉協議会本所事務局とする。
- 7 その他 ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。
社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 本所まちづくりグループ
電話 0299-93-0294 FAX 0299-92-8750
ホームページ <http://www.kamisushakyo.com>

4. 神栖市社会福祉協議会 平成21年度事業評価検討結果一覧表

項目 基本	重点項目	分類	事業名	平成21年度		21年10月時点の評価(第1次グループ内評価結果)				2次評価結果			
				方針	20年度評価をふまえた具体的方向	事業担当 グループ	目的達 成度	必要性	効率性	広報の 実施	総合評 価	検討内容・評価結果の補足	次年度 方針
専 門 分 野 別 地 域 支 援 シ ス テ ム の 構 築	精神・知的・身体・発達障害等	-a	-a.1 精神保健ケア青空(神栖地区)	着実実施	・後期は利用者の年度更新と登録していても参加しないメンバーや、医療機関に定期受診していないメンバー、主治医変更時の医師意見書入手等の手続について担当課と調整し、適切な参加者把握を実施する。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・本年度より1年ごとの更新手続を実施。昨年度までの登録者37名に対し、本年度は23名が登録。活動には毎回10名前後が参加。登録制により本人の参加姿勢、家族・主治医との情報確認や連携が深まった。 ・新規利用者の受け入れや事業の振り返りなど、スタッフ間で定期的に情報を共有する時間をつくり、支援体制を高めていく。	着実実施
			-a.2 精神保健ケアほのぼの(波崎地区)	着実実施	・女性メンバーも参加しやすいような活動(手工芸など)を取り入れる。 ・無理のない活動メニューをメンバーと共に考え、メンバーの共同意識が高まるよう支援する。	波崎支所	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	・今年度より女性スタッフ加入により女性利用者が参加や相談しやすい場となった。また路線バスや自転車等を利用しての自主通所へと切り換え、活動内容についても利用者自身が主体となって企画・立案し協働して行える自立へ向けた活動プログラムを増やしている。今後も社会生活適応へのリハビリとして展開していく必要がある。	着実実施
			-a.3 精神保健相談事業	着実実施	・開設時以外の時間帯による相談が多いため、可能な限り相談者の都合に合わせてられるような相談体制とする。 ・精神科作業療法士、精神保健福祉士による訪問相談をメインに継続する。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・本年度より相談室として時間と場所を設定した取り組みから、総合相談の中に組み入れ、主に精神保健福祉士が対応する形とし、必要に応じて作業療法士と対応している。 ・毎月の社協ニュースでの相談室開設での広報により、精神保健に関する相談窓口を社協が開設しているという認知が高まりつつある。	着実実施
			-a.4 発達障害療育者研修事業	積極的実施	・第5期の研修は昨年同様に5回(うち2回は公開講座)で実施する。衝突 ・教育委員会がネットワーク作りを検討しており、これまで通り研修開催、フォローアップ研修開催を続ける。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・本年度は8月に研修の修了者向けのフォローアップ研修を実施。第5期の療育者研修は、昨年度までと同様、11月に夜間連続講座(全5回)実施予定。 ・次年度以降はこれまでの療育者研修修了生を対象に、定期的に事例検討をするスキルアップ研修に位置づける。 ・基礎的な内容の研修は地域ネットワーク勉強会で継続して実施する。	着実実施
			-a.5 発達障害相談事業	積極的実施	・1回の相談対応を一カ所の保育園・幼稚園に絞り、1日をかけて丁寧な関わりを努める。(月2回) ・相談対応した園がリピーターとなり、さらに保育者間の口こみで相談依頼件数が増えている。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・事業の内容周知のため教育委員会開催の会議に2回参加。また8月にも教育委員会主催の保・幼・小・中学の教諭が集まる研修にて情報提供を行った。 ・集団への適応が困難な児童への関わりを支援する相談事業であり、ニーズ顕在化されつつある。新規相談を受け入れられるよう、広報活動を積極的に行う。	積極的実施
			-a.6 ことばと発達の相談室	着実実施	・より充実した相談室を目指し、後期に利用者アンケートを実施する。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・昨年度予定していた利用者アンケートは実施できなかった。 ・1カ月に2度利用したい、1回あたり2時間ほしいなど、利用の幅を広げる必要性について、後期に利用者へのアンケートを確実に実施する。 ・これまでは就学児の利用が多く学校終了後に集中したが、就学児が減って未就学児の利用が増えたことで現在は余裕を持った対応ができていく。	着実実施
			-a.7 障害者相談支援事業(市受託事業)	着実実施	・支援費請求ソフトを活用しケース情報のデータベース化を準備する。 ・障害者ケアマネジメントの適切な展開を図る。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・支援費請求ソフトでのデータベース化は実施できていない。 ・後期は紙ファイルからPCでのデータ管理に移行する。 ・社会福祉課からのサービスコーディネート依頼が増え、相談件数も増えている状況。障害者相談支援専門員研修を1名受講。障害程度区分認定調査員研修を1名受講。	着実実施
			-a.8 地域包括支援センター協力	着実実施	・主任ケアマネ派遣は本年度で終了となるが、資格取得研修には参加し行政の要請にいつでも応えられるマンパワーを確保する。 ・地域包括支援センターとの連携を強化する。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・主任ケアマネ資格取得研修には今後も継続して参加し、行政からの派遣要請についても応えられる体制を確保する。 ・地域包括支援センターとの連携を継続する。	着実実施
			-a.9 高齢者相談センターはさき(市受託事業)	着実実施	・要支援者の発見や要介護予防の情報提供等に関するフロントとしての役割を訪問活動を中心に発揮していく。 ・講演会、当事者グループの組織化など相談センターならではの事業を企画、実施していく。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・名簿の整理を行い、介護保険未申請で事業に参加しない後期高齢者のひとり暮らしの方から訪問実態把握を進める。また、事業実施(会食、遠足、介護教室)により、センターの周知を実施していく。	着実実施
			-a.10 生活相談事業	着実実施	・小口貸付資金の貸倒金処理、生活福祉資金の返済が滞っている借受人の督促相談を実施する。 ・相談増加が予想されるため、窓口に対応する職員及び市(社会福祉課等)との打合せ、情報交換の機会を増やし対応の均一化を図る。	まち地居	目標通り	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・昨年から不景気の煽りから、生活相談を受ける割合は増えており、緊急生活支援、生活福祉資金の緊急小口貸付の対応も急増した。 ・また生活福祉資金貸付事業の見直しにより、連帯保証人要件が緩和されたことにより、貸付相談による対応は増加の見込み。貸付手続方法を相談対応する職員で再確認する打ち合わせが必要であるため後期に実施する。	着実実施
			-a.11 市社会福祉課協力(市受託事業)精神保健福祉士派遣	着実実施	・本年度より委託契約により市(社会福祉課)へ精神保健福祉士を派遣し、社会福祉及び保健衛生行政の業務を行う。 ・市(社会福祉課)との連携を強化する。	まち地居	目標通り	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・市(社会福祉課)から社協(障害相談、ケア)への相談やケースの紹介など、連携のパイプは太くなった。 ・社協の精神保健福祉士は現在、正職員3名、非常勤職員1名であり、今後も継続した派遣は可能な状況。	着実実施
ケ ア マ ネ ジ メ ン ト	12	地域ケアシステム(神栖地区)	着実実施	・廊下地域、海匠地域での精神、知的障害分野の各専門機関との連携が図られつつある。 ・発達分野の専門機関とのつながり強化を目指している。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・精神分野で精神科病院からの入院ケース、地域での不穏状態のケースの対応など各関係機関との連携が図れている。 ・精神分野が主となりつつあるが、その他のマイノリティの障害ケースへの対応、専門機関とのつながり強化を図る。	着実実施	
		地域ケアシステム(波崎地区)	着実実施	・各機関による、訪問・見守り・サービスを通して連携を密にし、障害者の地域生活を支援するためのシステムを、今後も強化していく。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・地域生活に何らかの課題を抱えた障害者やその家族の支援として、保健・医療・福祉のチームアプローチによる課題解決を図る。チーム結成後も定期的なカンファレンスによって情報共有を図り、継続した見守りを実施していく。	着実実施	
		専門・在宅ケアチーム会議(神栖地区)	着実実施	・必要に応じた緊急の会議の開催も関係機関との連携、連絡調整がスムーズになってきている。今後もタイムリーな会議開催を継続していく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・必要に応じた緊急のカンファレンスの開催も、関係機関との顔の見える担当者間での連絡調整がスムーズになってきており、各機関との連携もはかれている状況。 ・今後も必要に応じ、タイムリーな会議開催を継続していく。	着実実施	

項目基本	重点項目	分類	事業名	平成21年度				21年10月時点の評価(第1次グループ内評価結果)				2次評価結果			
				方針	20年度評価をふまえた具体的方向	事業担当グループ	目的達成度	必要性	効率性	広報の実施	総合評価	検討内容・評価結果の補足	次年度方針		
専門分野別地域支援システムの構築	ケアマネジメント	14	専門・在宅ケアチーム会議(波崎地区)	着実実施	・関係機関とカンファレンスを通じた情報の共有化を図り、それぞれの機関自身が役割を確認し発揮しているよう定期開催する。 ・チームアプローチの積み重ねをもって機関間ネットワークの強化を図る。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・定期的なケースカンファレンスを通じ関係機関との連携を強化、各機関の役割を再確認していく。そして支援対象者の急性期などに対しては早期発見・早期対応の体制が図れるようネットワーク強化を継続していく。	着実実施		
		15	地域ネットワーク勉強会	着実実施	・対象、日程、時間帯などに変化をつけて広く展開していく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・職連携や日常生活自立支援事業との合同開催により、日程・時間に変化をつけて実施できた。今後も対象、内容に応じて時間帯の変更を試みる。 ・時間をかけてニュースの送信方法をFAXからmailに切り替えを図る。	着実実施		
		16	民生委員活動との連携強化	着実実施	・生活相談、一人暮らし高齢者支援等での連携は定着してきたが、権利擁護関連制度や精神、発達障害児者支援への理解促進のため、社協活動説明の機会を年間6回は実施させてもらえるよう社会福祉課と調整する。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・相談の増えた緊急生活支援、生活福祉資金貸付での連携は定着。定例会での社協活動説明の機会も確保できている。 ・さまざまな福祉制度の改正(生活福祉資金など)の際に早い時点で定例会の場を活用して情報提供していく。	着実実施		
		17	緊急訪問入浴事業	着実実施	・介護保険制度及び自立支援制度に無い緊急避難のサービスとして、いつでも住民の要望に応えられるよう定期的なシュミレーションを継続する。 ・担当を地域ケアセンターに変更し、住民の利便性を確保する。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・制度のハザマにある人には必要な事業であるが、事業開始から3年目を迎え未だ対応実績は無い。入浴車輛の減価償却を迎える平成23年度までは、必要とできにすぐ対応できるサービスとして維持する。 ・市民からの要請に応じられるよう定期的な職員研修や車輛メンテナンスを継続して行う。	着実実施		
		18	福祉用具貸与事業	着実実施	・児童の事故やケガ、障害者・高齢者の制度利用までのつなぎ支援として需要はある。機器種類、数に關しては現状を確保し、機器の機能整備、在庫管理を定期的に行い、いつでも対応可能にする。 ・地域ケアセンターが担当していく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・病氣や怪我により一時的に介護機器が必要な状態を定期的にたいして必要な事業であるため、機器のメンテナンス、在庫管理を定期的に行いサービス提供に努める。 ・地域ケアセンターへの担当の変更により、対応の効率化が図られた。また、在庫状況や物品管理などスムーズな運営できるようになった。	着実実施		
		19	'うるかみず'(神栖地区)	着実実施	・利用希望者の増加に向けた協会員養成講座を開催する。開催に当たっては、これまでのカリキュラムを見直し、特に知的障害児者や発達障害児者支援に関する学習機会を増加させる。	まちボラ	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	・6月に養成講座を開催、波崎地域を含む新規協会員登録がありニーズに対応しやすい環境に前進した。利用会員も社協ニュース等のPR後、神栖、波崎地区共に増加している。 ・後期は定例会やフォローアップ研修の実施により、ニーズへの対応力向上に努める。利用増加対応の為次年度も養成講座を実施する。	着実実施		
				着実実施	・神栖地域・波崎地域にそれぞれコーディネート窓口を置く必要はないため、神栖地域主体による入会講座に波崎地域の住民も参加しやすいよう協力し、同じ地域でマッチングのできるケースから実施していく。 ・職員を増やし適切なコーディネイトを可能としていく。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・波崎地域の協会員が誕生し、波崎地域からの依頼にも応えられるようになった。今後もPRを継続し、社会資源のひとつとして定着させていきたい。	着実実施		
		20	福祉車両貸出事業	着実実施	・貸出車輛は原則禁煙車とする。 ・地域ケアセンターが担当することで、住民の利便性を確保する。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・21年度より貸出車輛は1ヶ月毎の車輛点検の他に専門業者への6ヶ月毎の定期的なメンテナンスをルーティ化した。 ・ボランティアセンターから地域ケアセンターへの担当の変更により、対応の効率化が図られた。貸出状況や車両管理など目が行き届くようになった。	着実実施		
		-b	法人後見団体機能を視野に入れた権利擁護機能の充実	-b.21	日常生活自立支援事業	着実実施	・本事業の相談と合わせて成年後見制度の相談、契約利用者数の増加から、対応する職員を増やした。 ・今後も相談から契約までの一連の対応を適切にしていくとともに、基幹内の各社協にノウハウを伝えていく。	まち地居	目標通り	減少	問題あり	十分	着実実施	・鹿行地域の5市すべてに契約ケースがあり、各市社協に社会福祉士の配置がされるようになってきた。 ・基幹の社協としての役割は各市社協でも担える段階にきたことから、今年度末に鹿行地域の基幹社協の委託契約を終了し、神栖市民の相談対応に専念できるようにする。	着実実施
				-b.22	成年後見制度活用支援事業	着実実施	・制度、窓口アピールという点では一定の役割を果たしたため次年度以降は総合相談の中で対応していく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・相談件数は昨年と変わらない。制度の認知はまだ低く、市民からの相談よりは施設や福祉相談機関からの相談がほとんどの状況。社会福祉士会の後見人養成研修を1名受講中(はあとあ2名登録) ・より市民に成年後見制度を知ってもらおう広報が必要。	着実実施
エコミニアユニオン型グループのネットワークづくり	-a	-a.23	地区別サロン支援(神栖地区)	積極的実施	・地域の中で子どもからお年寄り、楽しめる場を作る取り組みであり、担い手研修の開催により、積極的に設立・実施支援を行う。 ・また期間限定の財政的支援を検討し結算を実施。 ・Vセンターから地域ケアセンターへ担当を変更。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・21年度より福祉活動基金助成金の中にサロン活動助成を新規開設した。3サロン利用。サロン活動の側面支援の一つとして継続実施していく。 ・サロン担い手研修を後期に企画し、新規にサロンの担い手を発掘する。また社協で把握しているボランティアを中心にモデル地域を設けて、新規サロンを立ち上げを支援する。	着実実施		
			地区別サロン支援(波崎地区)	積極的実施	・地域住民の生活課題に対し、住民の主体的な取り組みが出来るような支援をしていく。 ・サロンを開催するための場所の情報提供や、地域の人たちとの調整をふくめた支援をしていく。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・現在実施している2ヶ所が大規模になっている。身近に集う場所を求めている高齢者が多い。今活動しているノウハウを持つボランティアの方が自分の住む地域で立ち上げられるように支援していくことで土合地区に1ヶ所増やすことができた。 ・民協でサロンの説明は効果があったため、今後も継続していく。	着実実施		
		-a.24	当事者グループの組織化(精神保健ピアサポートグループ-同じ課題を抱える自助グループ、神栖地区)	着実実施	・社協スタッフとリハビリスタッフ(作業療法士)との事業や利用者情報等の共通認識を高める打ち合わせを適宜開いていく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・人数は3-5名と少数だが1年経過し行事を組み入れながら継続中。 ・今後もスタッフ不在でもトラブルなく活動できるよう、側面的支援を継続していく。	着実実施		
		-a.25	当事者グループの組織化(精神障害者家族 波崎地区)	着実実施	・「毎月開催してほしい」との要望が多く、参加人数は少ないが集いの必要性は高い。広報やチラシ等のPRにより参加者増につなげていく。 ・現在の参加者が良くて良かったと思えるような取り組み(施設見学等)を今後も盛り込んでいくことが必要。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・これまで神栖地区と波崎地区それぞれで開催していたが、今年度より開催場所を波崎地区へ1本化する。神栖地区からの参加者は現在1名の家族、波崎地区からは3名の家族が参加している。 ・ふれ愛フェスティバルの販売協力や当事者家族同士で精神障害に関わる研修会に参加するなど組織化が図れている。	着実実施		

項目 基本	重点項目	分類	事業名	平成21年度				21年10月時点の評価(第1次グループ内評価結果)				2次評価結果		
				方針	20年度評価をふまえた具体的方向	事業担当 グループ	目的達 成度	必要性	効率性	広報の 実施	総合評 価	検討内容・評価結果の補足	次年度 方針	
ア ソ シ エ ー シ ョ ン 型 グ ル ー プ の ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	ア ソ シ エ ー シ ョ ン 型 グ ル ー プ の ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	-a. 26	当事者グループの組織化 (高次脳機能障害家族)	着実実施	・事故での外傷や脳血管疾患により身体に障害が残らなくても、記憶力や性格変容など、脳機能に障害が残る当事者、その家族による自助グループ。 ・メンバー主体で医療機関へのチラシ配布などの啓発活動が進められている。側面支援を継続していく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・メンバー主体でふれあいフェスティバルへの参加、チラシ配布などの啓発活動が進められている。 ・情報収集などの側面支援を継続していく。啓発活動は社協ニュース、ホームページの活用もメンバーに促していく。	着実実施	
		-a. 27	当事者グループの組織化 (アスペ、その他の発達障害)	着実実施	・主に知的障害を伴わない広汎性発達障害(コミュニケーション能力や注意力の障害、学習障害)を抱える子どもの親御さん、その支援者による当事者・支援者自助グループ。 ・5年以上活動を継続しており、側面支援を継続。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・メンバー間でも役割の分担ができつつあり、当事者同士の自主的な組織として安定運営が図られている。 ・情報収集などの側面支援を継続していく。啓発活動は社協ニュース、ホームページの活用もメンバーに促していく。	着実実施	
		-a. 28	当事者グループの組織化 (要介護者家族わかば)	着実実施	・高齢者介護の当事者、元介護家族によるグループで、発足して10年になる。年1度発行する広報紙の印刷費を支援している。 ・自主的な施設見学や地域包括支援センター主催事業等に参加しており、必要最小限の側面支援を継続していく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・地域包括介護支援センターが主催する様々な活動に自主的に参加し、メンバー自らが会の活動を広報している。 ・必要最小限の関わりを継続する。	着実実施	
		-a. 29	当事者グループの組織化 (要介護者家族ひだまり)	着実実施	・現役介護者の会であるため、定期的に参加できる方が少ない。参加者増に向け、会の存在を市民に周知していく。 ・勉強会の開催やテーマ型研修会の提供など、魅力ある介護者の会づくりをサポートしていく。	波崎支所	目標以下	減少	問題あり	不十分	停滞	・今年度に入ってから出席者が無く休眠状態。参加者が現役介護者であるため定期的な出席は難しいことが把握できた。一方で様々な相談窓口の充実化が図られたため、介護者の会としての必要性が薄まりつつある。今後の会の方向性を見出すべく代表の方とも協議すると同時にニーズの把握を適切に行い取り組み手法を再検討する。	着実実施	
		-a. 30	ひきこもり課題の研究	廃止・休止	・社会的な課題でもあるため、市内外の専門機関との連携を強化し社協として展開すべき範囲を検証する。 ・他機関主催の研修会や事例検討会へ参加して研鑽を高めるとともに、把握した支援機関について情報をまとめたものを作成する。	まち地居							・第2次計画当初、ひきこもり課題について社協独自の支援体制について検討を進めてきたが、専門相談機関が市内外にできはじめ、その機関との連携による相談対応をすることとし、研究としての取り組みは20年度で終了した。	
		-a. 31	一人暮らし高齢者社会参加推進事業(神栖地区)	着実実施	・会食型サービスについては参加者の利便性、会場のキャパシティ問題から地域別に実施したが参加人数の変動は無かった。 ・遠足については実行日を参加者地域別に設定し、団体行動によるリスクを最小限にして実施する。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・参加希望登録をしていますが、参加に至らない方へ参加促進を図る。 ・今後とも民児協との連携をとり見守り活動推進手段としていく。 ・遠足事業については冬季の実施を秋季実施とし参加促進を図る。	着実実施	
		-a. 31	一人暮らし高齢者社会参加推進事業(波崎地区)	着実実施	・会食型サービス、遠足ともボランティア、民生委員との連携と協力をいただきながら、出来るだけ多くの一人暮らし高齢者が参加しやすく楽しめるような内容や形態をとる。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・参加できる元気高齢者が把握出来るほか、民生委員の見守り訪問、連携や要介護予防の情報提供をする場として有効に活用していく。又、事業(講座・勉強会等)を通して顔見知りの関係になる為、高齢者相談センターの相談事業でのフォローを最大限に活かす。	着実実施	
		-a. 32	地域活動グループの交流	着実実施	・社協で把握する当事者グループの多くがグループとしてのあり方を模索している時期にあり、他のグループとの交流活動は時期尚早といえる。目的の近いグループ同士の交流を実施していく。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・波崎地区わくわくサロン交流会を実施。 ・後期に子育てサークルの交流会を実施する。 ・今後も地域の目的の近い当事者グループ等の交流事業を企画、実施していく。	着実実施	
		-a. 33	災害時対応の整備 (防災・災害ボランティア)	積極的実施	・社協事務局の災害時対応に関する行動マニュアルをプロジェクトにより今年度中に策定する。 ・市内の県防災ボランティア登録者の交流会を実施し今後の連携強化に関する情報交換の場とする。次年度以降新規の災害対応ボランティア育成を図る。	まちボラ	目標以下	不変	問題あり	不十分	着実実施	・マニュアルの完成が遅れていたが、(現在修正案が完成)年度内に完成させマニュアルに沿った局内体制を再度確認し行政との連携を図る。 ・12月に防災ボランティア養成講座を県社協と共催開催。以後プロジェクトチームを中心にマニュアルの点検・シミュレーションを定期実施する。	着実実施	
		子 ど も の 健 全 育 成 に 向 け た ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 推 進	子 ど も の 健 全 育 成 に 向 け た ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 推 進	-b. 34	子育てボランティア活動支援 (神栖地区)	着実実施	・グループ間のネットワーク構築の場(交流会)の設定や研修の情報提供などスキルアップのための側面支援を実施する。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・各サークル活動の支援は広報を中心に実施する。 ・サークル各々の情報や蓄積したノウハウを共有することは、今後のそれぞれの活動に有効であるため、サークル間ネットワーク作りに向けた交流会を実施する。(12月予定)
-b. 34	子育てボランティア活動支援 (波崎地区)			着実実施	・保育サポート「たんぼぼ」の立ち上げが実現し、順調な活動が継続されている。引き続き、協力メンバーの増加と市民の参加意識向上に繋がる勉強会の企画などの支援強化に務める。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・結成2年目を迎えたボランティアグループは完全に自立し、無理なく、楽しく活動を続けている。若年層ボランティアの発掘を図る意味でも、勉強会、情報交換会の実施等側面的な支援を継続していく。	着実実施	
-b. 35	ファミリーサポートセンター かみず(市受託事業)			着実実施	・養成研修、広報は着実に実施している。 ・緊急時対応マニュアルはてびきを整備する。 ・交流会は協力会員にアンケートをとり、普段の活動に役立つ内容で実施する。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・養成研修は年1回の開催としたが、現状の利用ニーズとのバランスとしては問題ない。活動てびきに緊急時対応項目を整備した。 ・会員間の交流会や研修を着実に実施することにより、協力会員の資質向上と参加意識を高め、事業の活性化を図る。	着実実施	
-b. 35	ファミリーサポートセンター はさき(市受託事業)	着実実施	・システムは好評で、活動前後に行う利用者・サポーター・事務局の3者による情報交換会では、子どもの成長を確認しながら双方のコミュニケーションを図る事ができており、信頼関係構築に繋がっているとの評価があった。 ・サポーター増強のため定期講座を開催する。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・学校行事や通院など催発の申し込みが多く継続利用が少ないため、件数には反映されていないがシステムは変わらず好評である。 ・活動前の情報交換は、信頼関係構築のためその都度事務局も交えた3者で行い、安心して利用できる環境づくりを今後も進める。	着実実施			

頂基本	重点項目	分類	事業名	平成21年度		21年10月時点の評価(第1次グループ内評価結果)				2次評価結果				
				方針	20年度評価をふまえた具体的方向	事業担当グループ	目的達成度	必要性	効率性	広報の実施	総合評価	検討内容・評価結果の補足	次年度方針	
（ ） コ ミ ュ ニ テ ィ 活 性 化 へ の ア プ ロ ー チ	- b 子 ど も の 健 全 育 成 に 向 け た ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 推 進	- b. 36	福祉教育出前講座推進事業(神栖地区)	着実実施	・今年度、学年別カリキュラムの整備着手。学校での福祉教育出前講座の実施にあたっては担当教諭と単元目標を事前確認し実施する。 ・福祉教育出前講座(案)の名称に切り換えを図る。 ・ホームページによる実施報告の充実を目指す。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・福祉教育出前講座の実施にあたって担当教諭と事前打ち合わせを実施。 ・事業実施後はホームページ等によりタイムリーな報告を行う。 ・社協職員が先生と一緒に福祉教育プログラムづくりから協力できることを理解してもらい取り組みとして、相談から実施までをフローチャート化した手引きを作成する。効率化のため地域グループへ担当変更した。	着実実施	
		- b. 37	福祉教育出前講座推進事業(波崎地区)	着実実施	・積極的展開を維持・継続していく人員配置でないため、学校訪問等ができなかった。 ・協力サポーターの育成と主となる職員配置が必要。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・ホームページを活用したPRや学校の単元目標を確認し、要望にそった活動を実施する。 ・思いがけない活動など今はボランティアが主体となって進められるようなアプローチを行う。またグループワークなど子どもたちの想像力にポイントをあてた講座を取り入れ、他者との協力や配慮を学べるように工夫する。	着実実施	
		- b. 38	ボランティア協力校支援	着実実施	・名称変更については、現行の支援内容を一体的に盛り込み福祉教育実践校支援事業要項(案)を作成し、学校での福祉教育場面の関係性を強める。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・学校における福祉教育支援については、福祉教育出前講座を中心に実施していく。 ・自主活動費支援としては、ボランティア協力校助成を行って定着している。 ・支援事業要項(案)の作成については、上記二つを踏まえた内容では意味がないため見送り、現行助成要項に則り実施。次年度助成項目の現行名称(ボランティア協力校)の変更を検討。	着実実施	
	・ コ ミ ュ ニ テ ィ 活 性 化 へ の ア プ ロ ー チ	39	ボランティア集会・各種講座の開催	着実実施	・PR方法の見直しと各事業の繋がりを意識し、計画的実施。 ・次年度は入門講座や分野別交流会等対象者と内容を絞り年間計画を早期広報し参加促進を図る。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・ボランティア体験月間(7、8月)に、子供から大人まで幅広い層に活動のきっかけとなるプログラムを福祉施設やボランティア団体の協力のもと実施し、49名の参加があった。 ・後期についても同一活動分野交流会や養成講座等目的毎に研修機会の提供を年間計画に沿って実施する。また講座開催会場等については神栖・波崎地区の参加者の移動距離などに配慮し選定を行っていく。	着実実施	
			ボランティア集会・各種講座の開催(波崎地区)	着実実施	・他業務との兼ね合いにより人員不足のため、支所単独での開催は困難である。 ・本所センターとの連携により会場を波崎地域に設定するなど工夫した企画を組む。	波崎支所	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施			
		40	ふれ愛フェスティバル	着実実施	・食の確保は継続課題となったため今年度後期より再検討する。また、時代に合わせたイベントメニューの再検討も併せて実施する。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・雨天開催のため連年より来場者が少なかったが、ボランティア体験月間プログラムと連動したプログラム参加者など若年層や新規ボランティアの活躍が目立った。課題であった食の確保は既製食品の販売ボランティアを募り若干解消できた。 ・次年度は20回目となるためイベントメニューの早期準備を行う。	着実実施	
		41	ボランティア関連広報事業	見直し	・HPリニューアルする。 ・社協ニュース裏面のインフォメーションから2ヶ月に一回程度の単独広報紙(新聞折込)を検討し、年度中に結論を出す。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・リニューアルしたホームページの運用を中心に実施。単独広報紙発行はせず、社協ニュース裏面のインフォメーションにて発行していく。 ・ホームページについては、ボランティアグループがより利用、参加しやすいように記事更新のスピードアップと工夫の改善を行っていく。	着実実施	
		42	善意銀行の運営	着実実施	・社協ニュースとホームページでの広報を継続。リサイクル推進関連については保管スペースの課題があるため収集相手先の紹介を中心に実施する。 ・福祉募金活動については、商店・ショッピングセンター・コンビニ等への募金箱設置依頼を検討する。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・今後のリサイクル推進関係(プルタブ収集)の有効的活用の方角付けにあたり、払い出し先との還元方法交渉と新たな方策の開拓を継続中。 ・社協は共同募金配分金を受けているため、募金活動の制約(社福法第122号)があるため募金箱設置の積極的依頼はできないが、市民の善意の繋ぎ手として現行の適正運用に努める。	着実実施	
		43	交流サロンの運営	積極的実施	・利用あふないによる効率的利用促進。常駐職員増員により相談対応強化を図る。 ・後期は市民交流センター(仮)の動向も踏まえ、相談機能の更なる充実を目指す。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・グループ支援としては立ち上げ時の会則策定、活動記録等の整備支援、活動先へのフォローアップを実施していく。個人ボランティアの活動企画支援など一つの相談が活動に結びつくよう相談対応を実施する。 ・職員間でのケース会議の時間を確保し対応強化を継続する。	着実実施	
		44	ボランティア団体への助成	着実実施	・助成交付時期は1ヶ月早めることが出来たが、これ以上の前倒しは困難である。 ・市内のボランティア活動活性化と充実のため、継続的に基準に照らし実施する。	まちボラ	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・わくわくサロンの拡大と活動充実を目的に助成基準にサロン活動助成(先駆的取組)を新たに加え、3つのサロンへ助成を行った。他項目を含む本年度助成は、総数27件 総額2,043,000円をボランティアグル・ブ、学校へ実施した。	着実実施	
		45	福祉関係団体支援	着実実施	・一名の担当者が全ての団体事務支援を行うスタイルからセンター職員全員による分担事務支援への改善を行う。一方で、団体の自主性・主体的実施を妨げない範囲の支援を維持する。	まちボラ	目標通り	不変	改善された	必要なし	十分	着実実施	・会計システムの刷新により会計処理作業の大幅な効率化が図られた。支所で通帳を管理できるようになり、現金保管問題が解決された。 ・各団体の会議・事業支援における業務割合は高い状況であるが、事業の着実な実施にあたり今後も団体の自主・自立を妨げない範囲の支援を続ける。	着実実施
		46	神栖社協地域福祉推進員会議	着実実施	・年度当初の行政委員会議時に、希望行政区には会費資料を配布できるよう準備の前倒しを行う。 ・各地区の行政委員に社協との関係を意識してもらうためにもこれまで通り5月、9月の最低2回の開催は継続する。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	十分	着実実施	・本年度も5月、9月に開催した。会費や共同募金等の戸別募金を協力依頼する上で、直接募集にあたる行政区の意見ももらうことのできる貴重な場であり、今後も継続して開催する。	着実実施
		47	共同募金運動	着実実施	・共同募金支会委員会で挙げた「街頭募金のエリア拡大」をめざし、20年度から協力頂いている白寿荘の他、商店等への募金箱設置など、協力機関を募る呼びかけを、広報を通じて行う。	総務	目標通り	不変	問題なし	不十分	十分	着実実施	・戸別募金は従来の名簿方式に加え、封筒方式、行政区一括方式を導入。今のところ封筒募金の要望はないが、行政区一括方式に移行する行政区は今後増える見込み。将来的な実施への影響は懸念されるが、行政区の意向を尊重。 ・街頭募金については募金箱の設置協力商店等を募るも応募はなし。 ・支会業務に関する「申合せ事項」を確認する。	着実実施

項基本	重点項目	分類	事業名	平成21年度		21年10月時点の評価(第1次グループ内評価結果)				2次評価結果					
				方針	20年度評価をふまえた具体的方向	事業担当グループ	目的達成度	必要性	効率性	広報の実施	総合評価	検討内容・評価結果の補足	次年度方針		
() 社協在宅福祉サービスの位置付け整理	契約型在宅福祉サービスの自立化	-a. 48	居宅介護支援事業	着実実施	・中立公正なケアマネジメント機関を目指しミニマムサービスの維持として継続。 ・他機関との連携等は問題なく継続的に実施できている。	まち地居	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・中立公正なケアマネジメント機関を目指し適正な業務運営に取り組む。 ・神栖市居宅が閉鎖に伴い後期受け入れを行う。他事業所も空きがある状況から社協が居宅介護支援を行う必要性は低いが、現利用者の利益の確保という点からもミニマムサービスの維持として継続していく。	着実実施		
			居宅介護支援事業(波崎地区)	積極的実施	・新規依頼に対応できない状況となったため、人員増加による住民ニーズへの対応を図りたい。	波崎支所	目標通り	減少	改善された	十分	着実実施	・人員の増加を図り、新規依頼の対応に努めた。しかし、予測した程の依頼がなかった為、他事業所の空き状況も把握しつつ、ミニマムサービスの維持として継続していく。	着実実施		
		-a. 49	介護保険訪問介護事業	着実実施	・市内の社会資源量の推移に注意しつつ住民のミニマムを維持できる最低限の規模で事業継続する。 ・定期的な研修会及びカンファレンスの実施によりサービスの質的向上を図る。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・介護保険事業の社会資源量の増加にあわせ、市民のミニマムサービスを維持できる最低限の規模で、法を遵守した適正なサービス提供を継続実施する。 ・定期的な研修会及びカンファレンスを実施し、ヘルパーのサービスの質的向上に努め、ケアマネジャーと連携強化を図る。	着実実施		
		-a. 50	自立支援訪問介護事業	着実実施	・市内の社会資源量の推移に注意しつつ住民のミニマムを維持できる最低限の規模で事業継続する。 ・定期的な研修会及びカンファレンスの実施によりサービスの質的向上を図る。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・障害福祉サービスの社会資源量の推移にあわせ、市民のミニマムサービスを維持できる最低限の規模で、法を遵守した適正なサービス提供を継続実施する。 ・定期的な研修会及びカンファレンスを実施しヘルパーのサービスの質的向上に努め、社協コーディネーターと連携強化を図る。	着実実施		
		-a. 51	軽度生活訪問介護事業	着実実施	・介護予防認定を受ける方が増加傾向にあるため依頼増加が見込まれる。ミニマムサービスの維持という観点から人員・事業所の規模を維持する。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・軽度生活支援事業は今後も市は継続実施予定であり、社会資源の増加にあわせ、市民のミニマムサービスを確保する規模での運営を図る。	着実実施		
	ケアワーク部門の組織的整理	-b	-b. 52	高齢者デイサービス(指定管理事業)	着実実施	・社会資源の増加により本施設の必要性は減少したが、特殊浴槽を保有する事から、今後も介護の利用者へのサービス供給が期待されている。 ・21年度からの指定管理事業募集に応募し、継続実施予定。	在宅福祉	目標通り	減少	問題なし	十分	着実実施	・指定管理事業者として21年度より3年間実施。今後も職員の確保、安全配慮義務、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。 ・通所介護の社会資源の増加に伴い利用者が近年、定員の半数にとどまっている現状と行政サービスとして役割の減少等の情報を市へ提供してゆく。 ・次期指定事業の継続について平成22年度中に方向性を明確にする。	着実実施	
			-b. 53	身体障害者デイサービス(指定管理事業)	着実実施	・障害者に対する社会資源は増加がなく、今後も利用者は微増すると予想され、社会福祉課・医療機関との連携を強化する。 ・21年度からの指定管理事業に応募し、継続実施予定。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・指定管理事業者として21年度より3年間実施。今後も職員の確保、安全配慮義務、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。 ・本センターの利用者数が定員の約1/3である現状と医療行為に対応できる社会資源を増やすための福祉施設情報等を市へ提供してゆく。 ・次期指定事業の継続について平成22年度中に方向性を明確にする。	着実実施	
			-b. 54	福祉作業所(指定管理事業)	着実実施	・内職作業は安定した量を確保することができ、定例事業、季節事業は目標通りに実施できた。 ・21年度からの指定管理事業募集に応募し、継続実施予定。	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・21年度から再度指定管理者として実施(～25年度) ・内職作業の需要落ち込みもなく、安定した事業収入、通所者奨励金を確保できている。定例・季節事業も計画通り実施できた。 ・指定期間終了後の事業継続を社協が担うべきかどうか、第3次地域福祉活動計画の中で方向性を明らかにする。	着実実施	
	() 社協組織強化	-a	福祉専門機関としての組織強化	-a. 55	役員・委員会	着実実施	・後期は第3次地域福祉活動計画策定委員会を着実に実施する。 ・理事及び監事の選任に関する規程の制定について検討する。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・役員選任規程は整備済み、第3次地域福祉活動計画も策定中である。 ・現役員、評議員の任期が22年3月末で満了となる。後任者の選任については各選任規程に沿って適切に実施する。 ・理事会、評議員会の会議資料については、論点や課題等より明確に理解できるように、補足説明用の資料を充実させる。	着実実施
				-a. 56	会員・構成員	積極的実施	・広報等を積極的に行い広く社協への理解を深め、貴重な会費収入(自主財源)が住民(会員)から納得して納められたりいただけるような事業展開をしていく。 ・会費の種類や金額等の見直しを考へる時期にあり第3次計画の中でも要検討項目として位置付ける。	総務	目標以下	不変	問題なし	不十分	積極的実施	・一般・特別会費の微減傾向に加え、21年度は法人会費収入も前年比大幅減の予測。 ・広報等をいろいろな場面で有効活用し、社協の事業やサービスを住民へ周知、社協への理解と参加を求め、将来的な会員加入の促進につながるよう努力を継続する。	積極的実施
-a. 57				財務・財源	積極的実施	・管理会計を推進しつつ、第3次地域福祉活動計画を実現可能にする財源確保策との整合性を図っていく。 ・行政とのパートナーシップのもと必要十分な補助金確保に今後も努める。	総務	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	・管理会計を推進し、事業実施にかかる経費を把握した上で、自主財源投入額を増加(結果として市からの補助・助成金は減額となる)する。 ・顧問税理士による税務・会計チェックとあわせ、職員レベルでの不正経理防止、適正な税務処理に向けた研修、最新情報入手を積極的に行っていく。	着実実施	
-b		社協存在意義の明確化	-b. 58	社協広報	着実実施	・広報媒体別に掲載内容を変えたり、リーフレット紙面の有効活用など、内容充実力を入れる。 ・「社協」を広報(P.R)できる機会は、各事業実施時や日々の業務の中にも多くあることを各職員が意識し、事務局全体で取り組むことが重要である。	広報	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・各媒体の実施規模は適切である。今後はこの規模の中で最大の効果が得られるよう記事企画・作成を行う。企画に各グループ代表の広報担当だけでなく、各職員が参加する姿勢が必要である。	着実実施	
			-b. 59	事務局体制	着実実施	・自主研修については開催できていなかったが、本年度後期より取り組む。 ・業務の具体的内容・所要時間と、遂行に必要とされる能力等も考慮して、人員配置の判断材料とする。	総務	目標通り	不変	改善された	必要なし	着実実施	・本会の主要(看板)部門である「まちづくりグループ」が、よりその機能を発揮できる組織体制づくりに、20年度より取り組んできたことで、総合相談支援機能は充実してきたといえる。 ・組織としての研修とは意味合いが違うが、職員自主勉強会が20年12月より毎月開催されるようになり、職員レベルでの資質向上意識は高まっている。	着実実施	
			-b. 60	職員の人事等	積極的実施	・常勤職員就業規則の一部変更必要(勤務時間等。処遇については継続検討) ・専門職集団を引き続き目指していく上で、職員の自主研修に対する支援枠の拡大は不可欠であるため、次年度に向け具体的に検討を開始する。	総務	目標通り	不変	問題あり	必要なし	積極的実施	・「職員自主研修助成要項」を新規制定。 ・「職員の昇給、昇格に関する規程」を新規制定し、第三次計画に施行できるよう、関係規程等の整合性確認、具体的手法の研究に取り組む。 ・新採職員(特にケアワーカー)が職場に定着できる環境づくりの推進。	積極的実施	

5. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移

年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
正規職員数	10	10	11
常勤職員数	6	6	14
非常勤職員数	2	1	5
職員総数	18	17	30
社協自主事業 ...介護保険事業、 ...支援費/障害者自立 支援法に基づく事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・心配ごと相談 ・福祉総合相談 ・地域ケア事業 ・住民参加型在宅福祉サービス ・地区別民協研究会 ・ミニデイホーム ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ジュニアキャンプ ・ボランティア集会 ・ボラ協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・企業ボラ連絡会 ・福祉施設連絡会 ・福祉機器貸出 ・配食サービス ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・オムツ支給 ・ことばと発達相談室 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・心配ごと相談 ・福祉総合相談 ・地域ケア事業 ・住民参加型在宅福祉サービス ・地区別民協研究会 ・ミニデイホーム ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ジュニアキャンプ ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・企業ボラ連絡会 ・福祉施設連絡会 ・福祉機器貸出 ・配食サービス ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・オムツ支給 ・ことばと発達の相談室 ・第2次行動計画 ・企業キャラバン ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・心配ごと相談 ・福祉総合相談 ・地域ケア事業 ・住民参加型在宅福祉サービス ・地区別民協研究会 ・ミニデイホーム ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ジュニアキャンプ ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・企業ボラ連絡会 ・福祉施設連絡会 ・福祉機器貸出 ・配食サービス ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・オムツ支給 ・ことばと発達の相談室 ・第2次行動計画 ・企業キャラバン ・介護保険3事業準備 ・居宅介護支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会
受託事業 市受託事業 指定管理者事業 茨城県社協受託事業	<ul style="list-style-type: none"> 敬老会 警報機設置 福祉作業所きぼうの家 ふれまち事業 生活福祉資金 	<ul style="list-style-type: none"> 敬老会 福祉作業所きぼうの家 ふれまち事業 生活福祉資金 	<ul style="list-style-type: none"> 敬老会 福祉作業所きぼうの家 ホームヘルプ 介護認定調査 ふれまち事業 生活福祉資金
福祉団体支援	6団体	6団体	6団体
総決算額	174,241,777円	166,815,313円	205,935,094円

平成12年度 (介護保険制度開始)	平成13年度	平成14年度	平成15年度
16	16	16	17
21	21	23	24
16	21	23	30
53	58	62	71
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・心配ごと相談 ・福祉総合相談 ・地域ケア事業 ・住民参加型在宅福祉サービス ・地区別民協研究会 ・ミニデイホーム ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ジュニアキャンプ ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・福祉用具貸与事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・地区別民協研究会 ・ミニデイホーム ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ジュニアキャンプ ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・福祉用具貸与事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・地区別民協研究会 ・ミニデイホーム ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・福祉用具貸与事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・地区別民協研究会 ・ミニデイホーム ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・第2次地域福祉活動計画 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・福祉用具貸与事業 ・訪問入浴事業 ・障害者ホームヘルプ
地域ケアシステム推進事業 敬老会 福祉作業所きぼうの家 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 介護保険デイサービス 身体障害者デイサービス 配食サービス 生活福祉資金	地域ケアシステム推進事業 敬老会 福祉作業所きぼうの家 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 介護保険デイサービス 身体障害者デイサービス 配食サービス 生活福祉資金 日常生活自立支援事業	地域ケアシステム推進事業 敬老会 福祉作業所きぼうの家 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 介護保険デイサービス 身体障害者デイサービス 配食サービス 生活福祉資金 日常生活自立支援事業	地域ケアシステム推進事業 敬老会 福祉作業所きぼうの家 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 介護保険デイサービス 生きがいデイ 身体障害者デイサービス 障害者訪問入浴 配食サービス 生活福祉資金 日常生活自立支援事業
6団体	6団体	6団体	6団体
265,788,325円	266,582,543円	309,002,740円	300,089,725円

年度	平成16年度	平成17年度 (合併年度)	平成18年度
正規職員数	17	21	21
常勤職員数	22	21	24
非常勤職員数	43	43	38
職員総数	82	85	83
社協自主事業 ...介護保険事業、 ...支援費/障害者自立 支援法に基づく事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボラ協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・第2次地福活動計画 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・社協合併作業 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・福祉用具貸与事業 ・訪問入浴事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・第2次地福活動計画 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第1期) ・高次脳障害支援 ・ファミサポ準備 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・福祉用具貸与事業 ・訪問入浴事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・第2次地福活動計画(改訂) ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第2期) ・高次脳障害支援 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・福祉用具貸与事業 ・訪問入浴事業 ・障害者ホームヘルプ
受託事業 市受託事業 指定管理者事業 茨城県社協受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム推進事業 ・敬老会 ・福祉作業所きぼうの家 ・障害者ヘルプ ・介護認定調査 ・介護保険外ヘルプ ・介護保険デイサービス ・生きがいデイサービス ・身体障害者デイサービス ・障害者訪問入浴 ・配食サービス ・生活福祉資金 ・日常生活自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム推進事業 ・福祉作業所きぼうの家 ・障害者ヘルプ ・介護認定調査 ・介護保険外ヘルプ ・介護保険デイサービス ・生きがいデイサービス ・身体障害者デイサービス ・障害者訪問入浴 ・配食サービス ・精神デイサービス ・友愛訪問サービス ・地域福祉相談 ・機能回復訓練 ・生活福祉資金 ・日常生活自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム推進事業 ・障害者ヘルプ ・介護認定調査 ・介護保険外ヘルプ ・生きがいデイサービス ・障害者訪問入浴 ・配食サービス ・精神デイサービス ・ファミリーサポート ・包括支援センター派遣 ・介護保険デイサービス ・地域活動支援センター ・福祉作業所きぼうの家 ・生活福祉資金 ・日常生活自立支援事業
福祉団体支援	6団体	5団体	5団体
総決算額	338,909,843円	403,469,876円	401,346,958円

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (事業計画)
18	18	19	18
25	24	20	20
38	33	35	33
81	75	74	71
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・精神P S G ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第3期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・精神P S G ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第4期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・第3次地福活動計画策定 ・精神P S G ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第5期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ・居宅介護支援事業所 ・訪問介護事業 ・障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・精神P S G ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座修了生研修会 ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ・居宅介護支援事業所 ・訪問介護事業 ・障害者ホームヘルプ
<p>地域ケアシステム推進事業 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 生きがいデイサービス 精神デイサービス ファミリーサポート 障害相談支援事業 高齢者相談センター 包括支援センター派遣 介護保険デイサービス 地域活動支援センター 福祉作業所きぼうの家 生活福祉資金 日常生活自立支援事業</p>	<p>地域ケアシステム推進事業 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 生きがいデイサービス 精神デイサービス ファミリーサポート 障害相談支援事業 高齢者相談センター 包括支援センター派遣 介護保険デイサービス 地域活動支援センター 福祉作業所きぼうの家 生活福祉資金 日常生活自立支援事業</p>	<p>地域ケアシステム推進事業 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 生きがいデイサービス 精神デイサービス ファミリーサポート 障害相談支援事業 高齢者相談センター 市精神保健福祉士相談業務 介護保険デイサービス 地域活動支援センター 福祉作業所きぼうの家 生活福祉資金 日常生活自立支援事業</p>	<p>地域ケアシステム推進事業 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 生きがいデイサービス 精神デイサービス ファミリーサポート 障害相談支援事業 高齢者相談センター 市精神保健福祉士相談業務 知的障がい児放課後支援事業 介護保険デイサービス 地域活動支援センター 福祉作業所きぼうの家 生活福祉資金 日常生活自立支援事業</p>
5団体	5団体	5団体	5団体
369,491,131円	335,879,626円	333,392,000円	321,668,000円

年度当初予算額

6. 神栖市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期： 平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで

氏名	所属
小島真知子	視覚障害者支援ボランティア、神栖市社協副会長
阿部年英	子ども会育成連合会、神栖市社協評議員
長谷川裕之	神栖市PTA連絡協議会、神栖市社協理事(H19.4.1~H21.5.19)
鈴木はつ子	鹿島育成園(知的障害者の地域生活支援員)
長谷川靖子	発達障害児療育専門者
小林保則	作業療法士(精神障害者支援)
土井真理	かみすケアサポートセンター(看護師、高齢者支援)
丸野和美	民生委員・児童委員、神栖市社会福祉協議会評議員
平島幸子	子育て支援ボランティア
千葉千恵子	一人暮らし高齢者支援ボランティア
檜林春代	日常生活自立支援事業生活支援員
鈴木恵美子	鹿島労災病院(看護師・社会福祉士)
大滝紀子	神栖市健康増進課(保健師)
池田修治	神栖市社会福祉課
高田由美子	茨城県潮来保健所(保健師)
篠原義典	茨城県社会福祉協議会
柴田 昇	神栖市社会福祉協議会事務局長

...委員長 ...副委員長



第9回策定委員会

立教大学コミュニティ福祉学部 森本佳樹教授(写真中央)を招き、計画案について意見交換を行った。

7. 第3次地域福祉活動計画策定委員会協議経過

日 時	回 数	内 容	出席者数
平成 21 年 5 月 21 日	第 1 回	委嘱状交付、策定委員顔合わせ、趣旨説明、 今後のスケジュール説明、正・副委員長の選出	16名
平成 21 年 6 月 25 日	第 2 回	第 2 次地域福祉活動計画の実現度合い評価 専門分野別地域支援システムの構築 8 項目	14名
平成 21 年 7 月 23 日	第 3 回	第 2 次地域福祉活動計画の実現度合い評価 専門分野別地域支援システムの構築 4 項目、コミュニティ活性化への アプローチ 5 項目	15名
平成 21 年 8 月 27 日	第 4 回	第 2 次地域福祉活動計画の実現度合い評価 コミュニティ活性化へのアプローチ 4 項目、社協在宅福祉サービスの 自立化 2 項目	14名
平成 21 年 9 月 17 日	第 5 回	第 2 次地域福祉活動計画の実現度合い評価 社協在宅福祉サービスの自立化 6 項目、社協組織体制の強化 3 項目	12名
平成 21 年 10 月 22 日	第 6 回	第 2 次地域福祉活動計画の実現度合い評価 社協組織体制の強化 6 項目	8名
平成 21 年 11 月 19 日	第 7 回	第 3 次地域福祉活動計画の策定に向けて 「これからの社協活動の在り方」について協議	16名
平成 21 年 12 月 27 日	第 8 回	第 3 次地域福祉活動計画の策定に向けて 「これからの社協活動のあり方」について協議	11名
平成 22 年 1 月 29 日	第 9 回	第 3 次地域福祉活動計画の案について 立教大学コミュニティ福祉学部森本佳樹教授との意見交換	10名
平成 22 年 2 月 24 日	第 10 回	第 3 次地域福祉活動計画の内容について 第 3 次計画起草をもとに意見交換	14名
平成 22 年 3 月 18 日	第 11 回	第 3 次地域福祉活動計画の最終起草案について	11名

8 . 理事会・評議員会への報告

日 時	内 容
平成 21 年 8 月 25 日	第 2 回理事会 策定委員、策定スケジュール、進捗状況を報告
平成 21 年 12 月 18 日	第 3 回理事会 策定委員会での第 2 次地域福祉活動計画評価結果を報告
平成 22 年 3 月 25 日	策定委員会 委員長より会長に答申
"	第 4 回理事会 策定委員会での検討状況計画書の内容について報告
"	第 2 回評議員会 策定委員会での検討状況計画書の内容について報告

9. 第3次地域福祉活動計画策定委員会 事務局内プロジェクトの開催

日 時	内 容
平成 21 年 4 月 10 日	第 3 次地域福祉活動計画策定のスケジュールについて
5 月 27 日	第 2 次地域福祉活動計画達成度合いの事務局内評価 専門分野別地域支援システムの構築
6 月 5 日	第 2 次地域福祉活動計画達成度合いの事務局内評価 専門分野別地域支援システムの構築
7 月 6 日	第 2 次地域福祉活動計画達成度合いの事務局内評価 コミュニティ活性化へのアプローチ
8 月 5 日	第 2 次地域福祉活動計画達成度合いの事務局内評価 社協在宅福祉サービスの自立化
9 月 1 日	第 2 次地域福祉活動計画達成度合いの事務局内評価 社協組織体制の強化
11 月 25 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について 全体の構成
12 月 28 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について 全体の構成
平成 22 年 2 月 2 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）総論について 社協の本来像と神栖市における役割
2 月 4 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）総論について 神栖市の社会福祉状況の検証
2 月 8 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）総論について 神栖市の社会福祉状況の検証
2 月 10 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）計画策定のねらいの確認
2 月 12 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）計画策定のねらいの確認
2 月 15 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）基本計画について
2 月 17 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）基本計画について
2 月 19 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）基本計画について
2 月 22 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）基本計画について
2 月 26 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）基本計画の全体検証
3 月 1 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について
3 月 4 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について
3 月 5 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について
3 月 8 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の全体構成 調整会議
3 月 10 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について 再校正
3 月 11 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について 再校正
3 月 12 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の起草について 再校正
3 月 16 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の事務局内確認について
3 月 17 日	第 3 次地域福祉活動計画（案）の事務局内の最終確認について

10. 事務局内プロジェクトチーム

氏名	所属・役職	資格
橘田 勝	事務局次長	社会福祉士・精神保健福祉士
相良光浩	総務グループ係長	社会福祉士
名雪義一	まちづくりグループ係長	社会福祉士・精神保健福祉士
名雪貴宏	総務グループ主任	社会福祉士・精神保健福祉士
三浦秀作	まちづくりグループ主任	社会福祉士
篠塚たか子	波崎支所長	介護支援専門員
馬場信江	波崎支所まちづくりグループ主任	主任介護支援専門員

11. データ調査チーム

氏名	所属・役職	資格
鴨川和明	波崎支所まちづくりグループ主任	社会福祉士
坂本将則	まちづくりグループ専門員	社会福祉士・精神保健福祉士
今郡亜矢子	まちづくりG(市社会福祉課派遣)	社会福祉士・精神保健福祉士
高岡拓史	波崎支所福祉活動専門員	社会福祉士・精神保健福祉士

12. 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、神栖市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、市社協会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議する。

- (1) 地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等
- (2) 地域福祉活動計画の策定
- (3) その他、計画策定のために必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から市社協会長が委嘱する。

(委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、部会員20名以内をもって構成し、市社協会長が委嘱する。

3 専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、必要な事項の審議、検討及び市社協会長への答申が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、市社協内に置く。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

13. 用語の解説

<あ>

アイデンティティー..... 「自己確立」ないしは「自分固有の生き方」や価値観の獲得。主体性、自我同一性、本来のあるべき姿、理想型

アスペルガー症候群..... 普通の知能を持ち、会話はできても特定のこだわりや感情の欠如から相手の気持ちや場の空気を読めずに、コミュニケーションを上手にとることのできない障害

アソシエーション..... 共通の目的や関心を持つ人が、自発的につくる集団や組織

アドバンスコース..... 「進歩」や「前進」といった意味を持つ。基本項目からレベルアップしたコース

アナウンス..... ニュースや案内など、告げること

安全配慮義務..... 労務の提供にあたって労働者の生命・健康等を危険から保護すべき使用者の義務のこと

インフォーマルサポート 個人を取り巻く家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式な支援の総称

うつ病..... 気分障害の一種であり、抑うつ気分や、不安、焦燥、精神活動の低下、不眠症などを特徴とする精神疾患。有病率は人口の3～5%

エンパワメント..... 社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが、それぞれの力を自覚して行動できるような援助を行うこと

<か>

介護支援専門員..... 介護保険制度の中で、要介護者等ケアプラン作成を行い、介護サービス実施後のチェック/見直しを行う専門員
(ケアマネジャー)

介護福祉士..... 日常生活を営むのに支障があるものに入浴、排泄、食事、その他の介護を行う、また、本人や家族等に対して介護に関する指導を行う、名称独占の国家資格

介護保険制度..... 介護の社会化を目的として2000年から開始された社会保険方式による強制加入の制度

学習障害（LD）..... 全般的知能は正常レベルにあるが、読み・書き・計算などの特定の学習能力が困難であること

(児童)家庭支援センター 地域の身近な児童福祉の相談機関。主に児童養護施設等に附置。1997年の児童福祉法改正で新たに設置された児童福祉機関

カンファレンス..... 会議・協議

基幹型在宅介護支援センター 高齢者やその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう各機関との連絡調整を行い、地域全ての支援センターを総括する機関

QOL..... 生活の質

ケアマネジメント..... サービスの調整を行い、適切なサービスを提供することを目的とした包括的、総合的な生活支援方法

ケースアクション..... 事例に基づいた社会への提言

権利擁護..... 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者の人権を守り、ニーズ表明を支援し、代弁すること

高次脳機能障害.....	交通事故や転落事故・スポーツ事故等によって脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、社会的行動傷害などの認知障害を生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる障害
コミュニティケア.....	地域社会での統合された援助、自治体レベルでの広範なサービス供給システム
コミュニティソーシャルワーク	地域社会福祉援助技術。コミュニティに焦点をあてた新たなソーシャルワーク業務の進め方。支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などの環境面を重視した援助
コミュニティワーク.....	地域福祉援助技術。ケースワーク、グループワークと並んで基本的なソーシャルワークの方法とされる
ケアマネジメント.....	「要介護者やその家族が持つ複数のニーズと社会資源を結び付けること」ひとりのワーカーであるケアマネジャー（ケースマネジャー）がクライアントと複雑なサービス供給システムを結び付け、クライアントが適切なサービスを利用できるよう確保する責任を持つこと
コンサルテーション.....	専門家の立場から相談にのったり指導したりすること。また、企画・立案を手伝うこと
< さ >	
財産管理.....	「財産の現状を維持する行為」「財産の性質を変えない範囲で利用し、改良する行為」「財産を処分する行為」のことで、例えば、印鑑、預貯金通帳、証券等の保管、年金・賃料、その他の収入の受領や管理、家屋の増築、不動産の売却など。なお、保佐人および補助人については、付与された代理権の範囲内で、財産管理に関する事務を行うことになる
三位一体改革.....	国と地方の税財政を見直す改革。地方自治体が決定すべきことは国ではなく地方自らが決定する地方分権の実現を目指す改革
社会福祉基礎構造改革...	戦後つくられた現行の制度を現在の社会にあわせた制度にシステム自体を見直す改革。主眼は、社会福祉の量の拡大、社会福祉の質の向上、福祉を受ける立場の人の権利確保
社会福祉士.....	福祉全般に関する専門的知識及び技術を有する相談援助業務の国家資格で平成21年2月現在で厚生労働省登録数は全国に109,158人
障害者自立支援法.....	身体障害者・知的障害者・精神障害者といった障害区分ごとに分かれてつかいにくかった支援を市町村の責任において、一元的に提供できるようにした法律
障害者支援費制度.....	社会福祉基礎構造改革に伴う知的障害福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法（障害児在宅サービス部分）改正により、2003年度から導入された障害者福祉サービス利用方式
事实行為.....	家事や介護など、本人自身に直接的に生じる日常的な世話的行為
指定管理者制度.....	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り併せて経費の削減等を図る制度（地方自治法）
主任ケアマネジャー.....	地域包括支援センターで日常的な個別指導や支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築を担当するソーシャルワーカー
職業リハビリテーション	障害を持っているが故に職業に就くことが困難になっていたり、維持していくことが難しくなっている人にも、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく取り組み
ジョブコーチ.....	職場の中で障害者の指導、その他の就労支援にあたる専門職

シンクタンク.....	主種の分野の専門家を集めて社会開発や政策決定などの総合的な問題や未来の課題を研究する機関
身上監護.....	財産管理と共に、成年後見人の業務として挙げられている。具体的には、福祉サービス利用や入院に伴う契約などの法律行為と、それに伴う連絡調整を指す
身上配慮義務.....	「本人の心身の状態及び生活の状況に配慮すべき義務」及び「本人の意志を尊重すべき義務」のことで、身上監護および財産管理の事務を行う際に遵守すべき義務
スクリーニング.....	ふるい分け、選別
精神障害者のための地域生活支援センター	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、指導・助言を行う。365日24時間対応の総合相談機関
精神保健福祉士.....	精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格、平成21年10月現在で厚生労働省登録数は全国に43,419人
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の自立と社会参加の促進、福祉の向上を目的として1995年の精神保健福祉法の改正で設けられた手帳
精神保健福祉法第32条...	通院医療費公費負担制度
精神障害者デイケア.....	福祉センター等を会場に、在宅の精神障害者がミーティングやスポーツ、レクリエーション等のグループ活動を通して、対人関係能力の改善をはかったり、社会生活機能の向上をはかったりすることを目的としたサービス
精神障害者地域生活支援センター	地域で生活している精神障害者の日常生活の援助、日常的な相談への対応、地域交流活動などを行い精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした施設。2005年法改正で国県補助廃止
成年後見制度.....	本人の判断能力が十分なうちに公証人役場において、本人が信頼する方と契約をむすぶ任意後見と、本人の判断能力が低下した状態で、家庭裁判所あて審判開始の申し立てを行う、法定後見に分けられます。法定後見は、本人の判断能力により補助、保佐、成年後見と、3つのタイプがあり、申し立て手続きを行うことができるのは、本人もしくは4親等以内の親族となる。家庭裁判所は申し立てを受け、本人の財産管理や身上監護等にかかる法律行為を担う成年後見人等を選任する。選任されるのは、親族や第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職）が主となる。
成年後見制度利用支援事業	制度を利用する上で費用負担が困難な対象者に公費による補助を行うもので、市町村が事業実施主体
セルフヘルプグループ...	共通する問題を抱える人が、その問題を解決するために行う当事者主体の活動を行う集団、小グループ等
専門職後見人.....	成年後見制度における家庭裁判所から選任された弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門資格を有する後見人
善管注意義務.....	善良なる管理者として要求される注意義務のこと
ソーシャルアクション...	地域住民や当事者のニーズに応じて、社会福祉関係者の組織化を図り、世論を喚起しながら、既存の社会福祉制度やサービスの改善、また新たに制度やサービスの拡充・創設を目指して議会や行政機関に働きかける組織的な活動

ソーシャル・キャピタル	ソーシャル・キャピタルとは「社会的ネットワーク」とそこから発生する「規範」と「信頼」のこと。日本語では「社会関係資本」と訳されている。ソーシャル・キャピタルの増減が国民生活の質（社会治安、教育、健康増進などさまざま）に影響を及ぼすということが実証されている。コミュニティ再生のキーワード。ここでの「社会的ネットワーク」とは友人、知人の数、ご近所付き合いの程度、所属する団体の数など社会的文脈で繋がる個々人のつながりのことを指す。
相談支援事業所.....	障害者自立支援法により障害のある方や家族の方が気軽に相談できる窓口。生活全般の相談や障害者サービスに関する情報を含め、窓口、電話、訪問などで応じる専門窓口。
ソリューション.....	問題点や課題を解決するための手段または主にそのために導入される情報システム
<た>	
第三者後見人.....	親族以外の後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士・友人・知人等）
ダウンサイジング.....	規模を縮小すること。コストダウンや効率化のために小型化すること
地域ケアシステム.....	住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送るために、地域全体で効率的、継続的に支えていく体制や取り組み。結びつきを表す言葉
地域の組織化.....	地域住民の主体性や連帯性の強化、または行政施策に反映させるために、主体者である地域住民が展開する組織化
地域包括支援センター...	社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が地域住民の心身の健康保持、生活の安定、福祉の増進を包括的に支援する高齢者福祉の総合相談機関
注意欠陥／多動障害..... （AD／HD）	軽度発達障害に密接に関連している障害の1つで、一般的に2～3歳ごろから落ち着きが無く、なれなれしく、かんしゃくを起こすなどで気づかれる、学齢期になると、これに加え学業成績の不良、気分の不安定、自分勝手な行動、不器用などが加わり、診断基準にあるような不注意、多動性、衝動性のいずれかが特徴的になってくる
統合失調症.....	精神障害の一つ。病因は今なお不明。多くは青年期に発病し、感情の鈍麻、自閉症状、意志の減退、奇妙な行動、幻覚、妄想などを示すが、症状の現れ方や経過は複雑で変化に富む。早発性痴呆・分裂病
<な>	
日常生活自立支援事業...	認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用契約の支援、日常的な金銭管理サービス、重要書類預かりサービスによって地域生活を継続的に支援する社会福祉協議会の事業
日本社会福祉士会.....	全国に10万人いる「社会福祉士」の職能団体で、1996年4月に社団法人化され全国47都道府県に支部があり21年8月現在で29,837人の会員組織
ノーマライゼーション...	高齢になっても障害があっても、住み慣れた地域で暮らす権利は誰にでも等しく存在しており、身体機能的にも、精神的にも、社会的にも、誰もが暮らしやすい社会であるべきという考え方
<は>	
バックボーン.....	思想・信条などの背景にあり、それを成り立たせている考え方。精神的支柱
発達障害.....	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法における定義）
発達障害者支援法.....	これまで支援の対象とならなかった発達障害者に対する、国・地方自治体の支援の責務をうたい、都道府県ごとに発達支援センターを設置する、乳幼児期や就学時の健康診断での早期発見や早期発達支援をすすめる、専門的な医療機関を確保する など、公的支援をすすめる第一歩として意義をもつもの

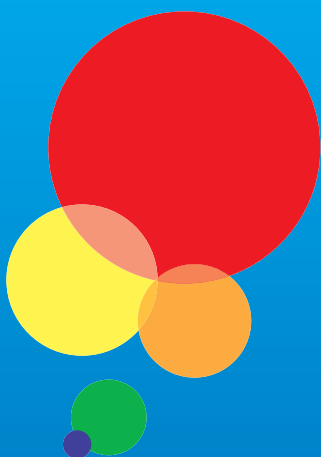
ひきこもり.....	ひきこもりには、社会的なひきこもりと精神障害等の障害によるひきこもりの二つの定義があるが、本稿では前者を指す。ここでいうひきこもりは、年齢相応の社会参加や対人交流の機会をもととしない生活上、行動上の問題である
ピアサポートグループ...	同一の問題や障害等を抱える人同士が、対等な関係性の仲間で支え合うグループ
PSW（精神科ソーシャルワーカー）	精神に障害を抱える人々の社会復帰に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活に適応するための専門職。医療機関に配置されている
福祉事業団.....	特定の政策的公共事業の実施を目的として特別法に基づいて設立される特殊法人
福祉六法.....	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の総称
福祉の組織化.....	福祉と保健・医療、その他の地域の福祉機関の連携・調整及びネットワークづくり
ファミリーサポートセンター	子育て中の人々が急な用事などで、子どもの世話ができないとき、一時的、臨時的に地域の人々が応援する会員同士の相互援助活動（有償）
フォーマルサービス.....	法制度に則った公的サービスの総称
フレキシブル.....	融通のきくさま、柔軟性のあるさま
法人後見団体.....	後見人の役割を個人的に行うのではなく、法人として取り扱う団体
ボトムアップ.....	下からの意見を吸い上げて全体にまとめあげていく管理方式
<ま> ミニマムサービス.....	質・量ともに保たなければならない最小・最低限の必要サービス
モチベーション.....	人が一定の方向や目標に向かって行動し、それを維持する働きのこと 「動機付け」「やる気」
<や> 唯一無二.....	ただ一つであって、二つとないこと
<ら> ライフステージ.....	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階のこと
利益相反行為.....	成年後見人にとっては利益となるが、成年被後見人にとっては不利益となる行為（民826、860）
リサーチ.....	調査、研究
リファー.....	相談機関を訪れたクライアントに対し、その機関では十分な対応ができない場合、他の適切な専門家にクライアントを紹介すること
倫理綱領.....	専門職がその業務を遂行するにあたり、その価値観を明確にした行動規範
<わ> わくわくサロン.....	地域の住民、ボランティア等と参加者（高齢者・障害児〔者〕・子育て中の親子・子ども等）が地域でいきいきと元気に暮らせることを目的として自由に企画し、自分たちで運営していく活動

ふれ愛プラン2010「私たちでつくるやさしいまち」
神栖市社協第3次地域福祉活動計画 [神栖市社協機能強化計画]

平成22年3月

発行：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746-1
TEL：0299-93-0294 FAX：0299-92-8750
URL：http://www.kamisushakyo.com/
E-mail：mail@kamisushakyo.com



私たちでつくるやさしいまち
神栖市社会福祉協議会